

令和7年版 八戸の環境

(令和6年度「第3次八戸市環境基本計画」年次報告書)



八戸市

本書は、令和6年度における「第3次八戸市環境基本計画」の進捗状況や当市の環境の状況、環境施策の実施状況などを明らかにした年次報告書です。

表紙写真：がんじや里山での活動の様子
「人と自然とのかかわり」をテーマに学習会を行いました。
小川（馬渡川）で水生生物を採取・観察しました。

目 次

第1章 八戸市の概要

1 位置	1	4 面積	2
2 気候	1	5 都市計画の用途地域別面積	2
3 人口	2	6 産業	2

第2章 環境行政の概要

1 機構と配置職員	4	2 分掌事務	4
-----------	---	--------	---

第3章 第3次八戸市環境基本計画の概要

1 計画の役割	6	4 計画の期間	6
2 八戸市の目指す環境像	6	5 計画の推進体制及び進行管理について	6
3 基本目標	6		

第4章 環境施策の現状

第1節 自然共生社会づくり

<1 清らかな水の保全>	
(1)概況	7
(2)公共用水域の監視	7
(3)水質汚濁防止対策	11

<2 健全な土壤及び地盤の保全>	
(1)土壤汚染	14
(1)-1 概況	14
(1)-2 ダイオキシン類調査結果	14
(2)地盤沈下	14
(2)-1 概況	14
(2)-2 調査の概要	14
(2)-3 地盤沈下防止対策・地下水保全活動	15

<3 森林・農地の保全>	
(1)概況	16
(2)市民の森不習岳	16
(3)土壤診断	16
(4)植物組織培養	16
(5)野菜花き展示普及事業	16
(6)農業講座	17
(7)環境保全型農業	18

<4 生物多様性の確保>	
(1)概況	19
(2)三陸復興国立公園	19

(3)青森県緑地保全地域	19
(4)天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保護事業	20
(5)名勝種差海岸保護事業	20
(6)鳥獣保護	20

第2節 快適環境社会づくり

<1 きれいな空気の保全>	
---------------	--

(1)大気環境	21
(1)-1 概況	21
(1)-2 測定結果	21
(1)-3 大気汚染防止対策	24
(1)-4 大気環境データ	25
(2)悪臭	25
(2)-1 概況	25
(2)-2 悪臭防止対策	26

<2 静穏な生活の確保>	
--------------	--

(1)概況	27
(2)騒音・振動対策	28

<3 身近にふれあえる自然の保全>	
-------------------	--

(1)概況	29
(2)市民の森不習岳	29
(3)南郷観光農園振興事業	29
(4)新井田川水辺の楽校	30
(5)市民農園設置事業	30
(6)都市公園整備事業	31

(7) 八戸公園の管理運営	31	(3) 不法投棄対策事業	50
(8) 都市緑化事業	31	(4) 建設リサイクル法に基づく届出・指導	51
<4 美しい景観の形成>		(5) 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度	51
(1) 概況	32	(6) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可・指導	51
(2) 景観計画及び景観条例	32	(7) ポリ塩化ビフェニル特別措置法に基づく届出・指導	51
(3) 八戸市景観賞	32		
(4) 地域環境美化活動	33		
<5 文化・歴史環境の保全>			
(1) 概況	34	(1) 概況	52
(2) 繩文遺跡	34	(2) 各企業の取組	52
(3) 八戸三社大祭	35		
(4) 八戸えんぶり	35		
第3節 脱炭素・循環型社会づくり			
<1 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入促進>			
(1) 概況	36	(1) 概況	53
(2) 八戸市地球温暖化対策実行計画事務事業編 (うみねこプランV)	36	(2) こどもエコクラブ	53
(3) 八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編	37	(3) 環境月間	53
(4) はちのへスマートムーブ通勤	40	(4) エコツアー	53
(5) 東部終末処理場における省エネルギーの推進	40	(5) 環境学習会	53
(6) エネルギーシステム転換支援事業	40	(6) 環境講話	54
(7) 市内の太陽光発電設備導入状況	41	(7) 省エネルギーセミナー	54
(8) 八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業 補助金	42	(8) 農業体験学習	54
(9) 市有施設への太陽光発電設備等の導入	44		
<2 環境に配慮した都市基盤の整備>			
(1) 概況	45	<2 環境関連情報の発信>	
(2) 道路整備事業	45	(1) 概況	55
(3) 八戸港利用促進のためのポートセールス	46	(2) 環境審議会の開催	55
(4) 路線バスの利用促進	46	(3) 「八戸の環境」冊子・概要版の作成	55
(5) 八戸市営バスの取組	47	(4) 「広報はちのへ」への啓発記事掲載と市ホームページを活用した情報提供	55
<3 3Rの推進>			
(1) 概況	48	(5) 環境月間啓発事業	55
(2) ごみ減量とリサイクルの取組	48	(6) 八戸市緑化まつり	56
(3) 1人1日あたりのごみ排出量の推移	49	(7) はちのへ菊まつり	56
(4) 1人1日あたりの最終処分量の推移	49		
(5) リサイクル率の推移	49		
<4 廃棄物の適正処理>			
(1) 概況	50	<3 環境配慮行動>	
(2) 廃棄物処理業及び処理施設の許可・指導	50	(1) 概況	57
		(2) グリーン購入	57
		(3) 八戸市環境マネジメントシステム	57
		○令和6年度 環境マネジメントシステム 取組事業の状況	59
第5節 全般に関するもの			
<1 公害苦情の状況>			
(1) 概況	64		
(2) 公害の種類別苦情件数	64		

(3) 八戸市生活環境保全条例	65
(4) 公害防止協定	66
(5) 公害健康被害者救済制度	68

<2 その他関連するもの>

(1) 放射線の監視	69
(2) カラス対策	70

資料編

1 水質関係資料

(1) 水域類型の指定状況（関係分）	71
(1)-1 生活環境に係る水域の類型	71
(1)-2 水生生物の保全に係る水域の類型	71
(2) 水質汚濁に係る環境基準	71
(2)-1 人の健康の保護に関する環境基準	71
(2)-2 要監視項目に関する指針値	72
(2)-3 生活環境の保全に関する環境基準 （関係分）	72
(2)-4 地下水の水質汚濁に係る環境基準	74
(2)-5 地下水の要監視項目に関する指針値	74
(3) 排水基準	75
(3)-1 一律排水基準	75
(3)-2 特定地下浸透水基準	75
(3)-3 上乗せ排水基準	76
(4) 水質汚濁防止法の体系	77
【図1】新井田川河口水域生活排水対策重点 地域	79
(5) 水質測定結果	80
表1 公共用水域の水質測定結果	80
表2 底質調査結果	81
【図2】公共用水域測定地点図	82
表3 地下水環境基準超過地点	83
表4 水浴場水質等調査結果	84
表5 勘助川水質調査結果	84
表6 水質汚濁防止法に基づく特定事業場 数	85
表7 事業場立入検査実施状況	86
表8 水質関係法令等に係る届出、報告受 理件数	87

2 土壤汚染関係資料

(1) 土壤汚染対策法の概要	88
(2) 土壤汚染に係る基準	89

3 地盤沈下関係資料

表9 水準測量概要	90
表10 観測井概要	90
表11 地盤沈下調査精密水準測量結果	91
表12 地盤沈下観測井調査結果（年度平均 水位）	92

表13 地盤沈下観測井調査結果（年度地盤 変動量）

92

【図3】平成29年度地下水位

93

【図4】平成30年度地下水位

93

【図5】平成29年度累積地盤変動量と地下水
 位、降水量の関係

94

【図6】平成30年度累積地盤変動量と地下水
 位、降水量の関係

95

【図7】地下水と気象観測記録等の推移

96

4 大気関係資料

(1) 大気汚染に係る環境基準	97
(1)-1 大気の汚染に係る環境基準	97
(1)-2 ベンゼン等による大気の汚染に係る 環境基準	97
(2) 大気汚染防止法規制対象物質一覧	98
(3) 大気汚染防止法の体系	99
(4) ばい煙発生施設等の届出状況	100

表14 大気汚染防止法及び青森県公害防止 条例に基づく届出状況

100

表15 ばい煙発生施設等設置状況

100

表16 粉じん発生施設等設置状況

100

【図8】大気環境測定地点

101

表17 テレメータシステムによる大気汚染 常時監視体制

101

表18 テレメータシステムによる主要発生 源監視測定期

101

【図8】大気環境測定地点

102

表19 自動測定記録計による測定結果

103

表20 有害大気汚染物質モニタリング調査 結果

106

表21 一般環境大気中のアスベスト濃度 調査結果

106

表22 特定粉じん排出等作業場所周辺アス ベスト濃度調査結果

106

5 悪臭関係資料

(1) 敷地境界線の規制基準	107
(2) 排出水中における特定悪臭物質の規制基準 （許容限度）	107
(3) 悪臭防止法の体系	108

(4) 悪臭測定結果	109	(12) 騒音・振動届出状況	127
表23 嗅覚測定結果	109	表32 騒音・振動規制法に基づく特定施設設置届出施設数	127
6 ダイオキシン類対策特別措置法関係資料		表33 青森県公害防止条例に基づく騒音・振動関係施設設置届出施設数	127
(1) 基準値	110	表34 特定建設作業実施届出状況	127
(2) ダイオキシン対策特別措置法の体系	112		
(3) ダイオキシン類測定結果	113		
表24 環境中のダイオキシン類調査結果	113		
(4) 事業所によるダイオキシン類自主測定	114		
表25 大気基準適用施設の自主測定報告 状況	114		
表26 水質基準適用施設の自主測定報告 状況	115		
7 騒音・振動関係資料			
(1) 騒音に係る環境基準	116	8 公害苦情集計結果	
(2) 航空機騒音に係る環境基準	116	表35 公害苦情受理件数の推移	128
(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	116	表36 苦情の受理・処理件数	128
(4) 騒音に係る各種基準	116	表37 訴えの種類別受理件数	128
(5) 振動に関する各種基準	120	表38 公害苦情の用途地域別受理件数	128
(6) 各類型・区域の解説	122	表39 公害苦情の月別受理件数	128
(7) 騒音の大きさの例	123		
(8) 振動による影響	123		
(9) 騒音規制法の体系	124		
(10) 振動規制法の体系	124		
(11) 騒音・振動測定結果	125		
表27 自動車騒音常時監視調査結果	125		
表28 道路交通振動測定結果	126		
表29 環境騒音（一般地域）測定結果	126		
表30 航空機騒音測定結果	126		
表31 新幹線鉄道騒音測定結果	126		
		9 公害測定機器の整備状況	
		表40 整備状況	129
		10 公害防止管理者等に関する届出状況	
		届出状況	130
		11 条例・要綱等	
		八戸市環境基本条例	131
		八戸市生活環境保全条例	133
		八戸市公害防止条例	134
		八戸市悪臭発生防止指導要綱	135
		八戸市地下水採取の届出に関する要綱	136
		12 環境行政の推移及び主な出来事	137
		13 用語の解説	144

第1章 八戸市の概要

1 位置

八戸市は太平洋を臨む青森県の南東部に位置し、北はおいらせ町及び五戸町、西は南部町、南は階上町及び岩手県軽米町に接している。

地形は、なだらかな台地に囲まれた平野が太平洋に向かって広がり、その平野を三分するように馬淵川、新井田川の2本の川が流れている。

臨海部には大規模な工業港、漁港、商業港が整備されており、背後に工業地帯が形成され、優れた漁港施設や背後施設を有する全国屈指の水産都市、北東北随一の工業都市として、地域の拠点となっている。

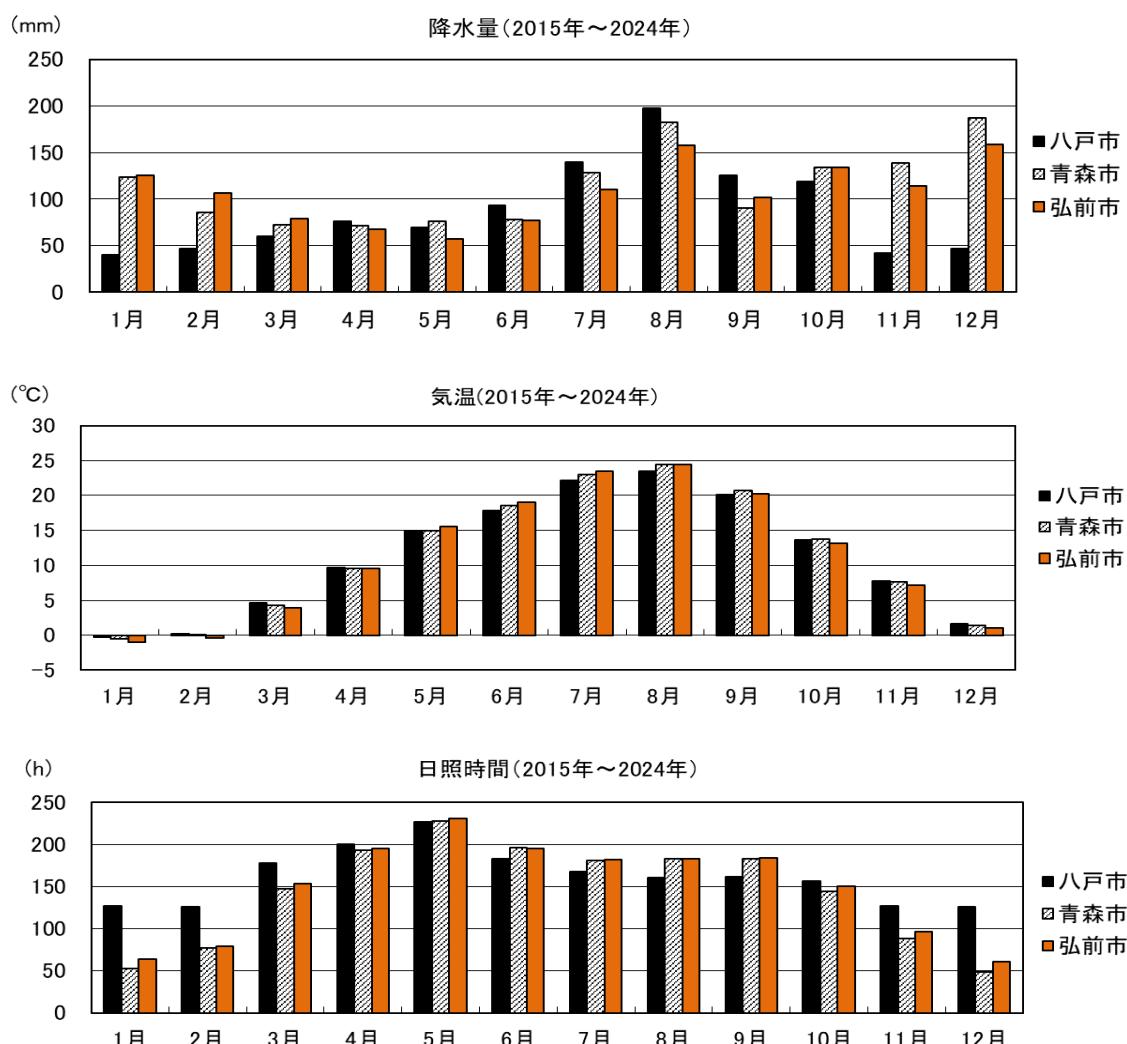
また、平成17年3月31日に合併した南郷地区は、「ジャズとそばのまち」として全国的な知名度を誇り、ブルーベリーなどの地場産品を活かした特産物の開発なども行われているほか、近年はワイン用ぶどうの生産と「八戸ワイン」の製造にも取り組んでいる。



2 気候

東北地方の北部にありながら、太平洋側に位置しているため、冬は雪が少なく、日照時間が長いという特徴がある。また、春から夏にかけての冷涼な偏東風(やませ)が吹くことも当地方の特徴といえる。

県内他都市との月平均気象の比較（気象庁ホームページの気象データを元に作成）



3 人口

人口(人)			世帯数(世帯)
男	女	計	
102,404	111,331	213,735	110,010

資料：令和7年3月31日現在 住民基本台帳人口

4 面積

305.56km² (資料：令和7年7月1日現在 国土地理院)

5 都市計画の用途地域別面積

(単位: km²)

用途地域	面積	用途地域	面積
第1種低層住居専用地域	15.59	準住居地域	0.69
第2種低層住居専用地域	0.70	近隣商業地域	1.44
第1種中高層住居専用地域	2.90	商業地域	2.29
第2種中高層住居専用地域	7.48	準工業地域	4.29
第1種住居地域	8.09	工業地域	3.75
第2種住居地域	1.99	工業専用地域	9.73
		合計	58.94

資料：令和7年3月31日現在 都市政策課調べ

6 産業

全国有数の水産都市として知られ、水揚げ量は長らく全国上位にあったが、近年は減少傾向にある。また、昭和39年の新産業都市の指定により、大規模な港湾の整備や関連する産業の集積が進み、現在では、北東北を代表する工業・物流の拠点都市として発展している。

製造品出荷額等の推移 (従業者4人以上の事業所) 単位: 事業所、人、万円

区分	令和3年			令和4年			令和5年		
	事業所	従業者	製造品出荷額等	事業所	従業者	製造品出荷額等	事業所	従業者	製造品出荷額等
総数(A)	363	13,035	53,492,647	364	13,458	61,122,202	356	13,066	57,213,307
食料品	96	4,424	10,955,748	95	4,362	13,434,136	93	4,217	11,014,261
飲料・飼料	20	385	11,867,536	19	350	13,943,513	19	348	13,420,497
繊維工業	10	183	162,791	10	181	163,063	10	186	185,340
木材・木製品	9	96	728,653	9	89	723,174	8	56	157,539
家具・装備品	6	63	58,245	6	61	57,949	6	62	54,520
パルプ・紙	9	1,299	7,254,709	9	1,264	7,298,701	9	1,295	8,501,866
印刷	23	286	319,981	23	258	314,879	22	257	237,849
化学工業	7	136	612,928	8	242	1,163,797	8	243	1,119,089
石油・石炭	5	40	337,226	5	35	375,953	5	34	352,432
プラスチック製品	5	84	239,590	5	174	234,434	5	182	701,467
窯業・土石	20	432	1,637,595	20	444	2,159,372	20	438	2,188,898
鉄鋼	15	1,264	8,774,439	14	1,244	8,241,702	14	1,202	5,080,915
非鉄金属	7	953	3,429,185	9	1,004	4,131,168	9	980	4,280,452
金属製品	40	732	1,862,567	40	708	1,870,564	38	667	1,701,159
はん用機械	7	62	94,601	9	133	190,649	9	127	195,473
生産用機械	23	796	1,492,239	24	782	1,471,485	24	800	1,498,077
業務用機械	3	83	X	3	99	X	3	104	X
電子部品	7	526	914,876	6	582	647,794	6	438	700,357
電気機械	9	279	1,093,721	8	235	1,182,656	6	183	916,932
情報通信機械	1	58	X	1	72	X	1	69	X
輸送用機械	17	719	1,264,445	18	1,005	3,073,233	18	1,046	4,447,050
その他	24	135	147,337	23	134	139,987	23	132	139,938
県総数(B)	1,500	55,145	169,469,271	1,507	55,466	177,906,779	1,489	55,565	171,630,547
A/B (%)	24.2	23.6	31.6	24.2	24.3	34.4	23.9	23.5	33.3

※Xは秘匿された数値だが、総数には含まれている。

※翌年の経済構造実態調査結果による

産業（大分類）別 15歳以上就業者数

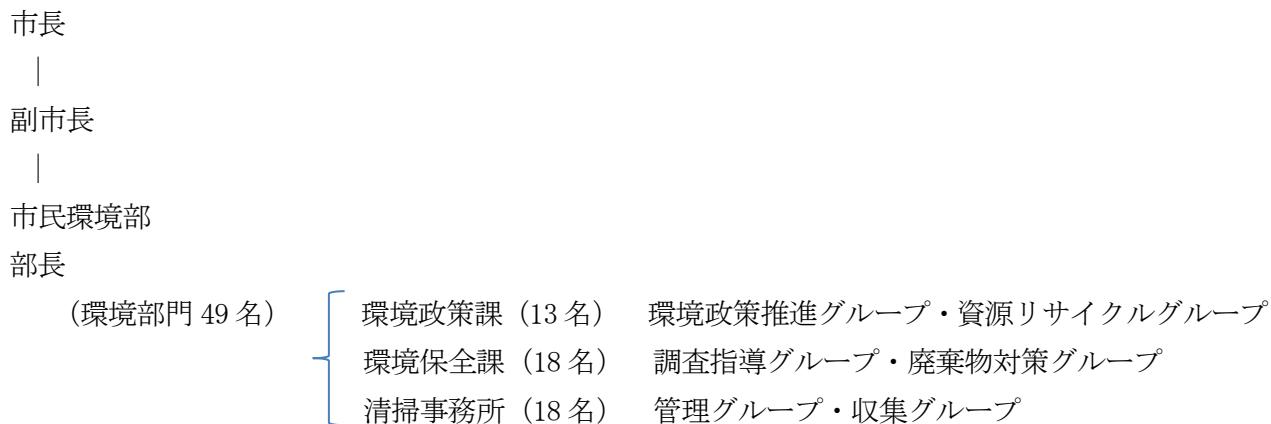
産業分類	人数(人)	構成比(%)
総 数	106,198	100
内 訳		
第1次産業	3,182	3.0
農業、林業	2,594	2.4
漁業	588	0.6
第2次産業	23,408	22.0
鉱業、採石業、砂利採取業	134	0.1
建設業	9,862	9.3
製造業	13,412	12.6
第3次産業	77,724	71.9
電気・ガス・熱供給・水道業	581	0.5
情報通信業	1,532	1.4
運輸業、郵便業	7,000	6.6
卸売業・小売業	18,447	17.4
金融・保険業	2,316	2.2
不動産業、物品賃貸業	1,680	1.6
学術研究、専門・技術サービス業	2,382	2.2
宿泊業、飲食サービス業	5,546	5.2
生活関連サービス業、娯楽業	4,176	3.9
教育、学習支援業	5,597	5.3
医療、福祉	15,344	14.4
複合サービス業	596	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	7,147	6.7
公務（他に分類されないものを除く）	5,380	5.1
分類不能の産業	1,884	1.8

資料：令和2年10月1日現在、国勢調査資料

※構成比は端数処理の関係により、縦計が合わない場合がある。

第2章 環境行政の概要

1 機構と配置職員 (令和7年4月1日現在)



2 分掌事務 (令和7年4月1日現在)

【環境政策課】

- 1 環境に関する総合的な施策の企画立案及び連絡調整に関すること。
- 2 資源循環型社会に関すること。
- 3 地球温暖化防止対策に関すること。
- 4 環境マネジメントシステムに関すること。
- 5 環境に関する意識の啓発に関すること。
- 6 環境審議会に関すること。
- 7 自然保護に関すること。
- 8 清掃思想の普及に関すること。
- 9 廃棄物の減量及び再資源化の普及に関すること。
- 10 一般廃棄物処理に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- 11 エネルギー政策に関すること。

【環境保全課】

- 1 公害防止協定に関すること。
- 2 公害関係法令に基づく届出及び許可に関すること。
- 3 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の調査及び防止対策に関すること。

- 4 ダイオキシン類による環境の汚染防止対策に関すること。
- 5 公害に係る工場、事業所等への立入指導、改善勧告及び改善命令に関すること。
- 6 大気汚染、公共用水域、地下水及び自動車騒音の常時監視に関すること。
- 7 公害に関する相談及び苦情に関すること。
- 8 凈化槽に関すること。(合併処理浄化槽設置整備事業に係る事務を除く。)
- 9 生活環境の保全に関すること。(他課の分掌に係る事務を除く。)
- 10 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 11 一般廃棄物の広域処理に関すること。
- 12 一般廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 13 産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 14 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 15 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 16 使用済自動車の引取業者及びフロン類回収業

者の登録並びに解体業及び破碎業の許可及び指導監督に関すること。

17 産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理の対策に関すること。

18 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況の報告に関すること。

19 産業廃棄物管理票の交付等の状況の報告すること。

〔清掃事務所〕

1 一般廃棄物搬入許可証の発行に関すること。

2 動物死体焼却場の運営管理に関すること。

3 一般廃棄物最終処分場の運営管理に関するこ
と。

4 一般廃棄物の収集運搬業務の計画及び実施に
関すること。

5 廃棄物の不法投棄防止及び適正処理に関する
こと。

第3章 第3次八戸市環境基本計画の概要

1 計画の役割

市では、平成16年12月に環境施策の基本理念を定めた八戸市環境基本条例を制定するとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年2月に八戸市環境基本計画を、平成25年3月に第2次八戸市環境基本計画を策定し、関連施策を推進してきた。そして、令和5年9月には、社会情勢の変化や環境を取り巻く多種多様な課題に対応するため、第3次八戸市環境基本計画を策定した。

この計画は、八戸市総合計画における環境関連分野の施策を推進する役割を担うものであり、市の環境施策のほか、市民・事業者が環境に配慮した行動をするための指針も示している。

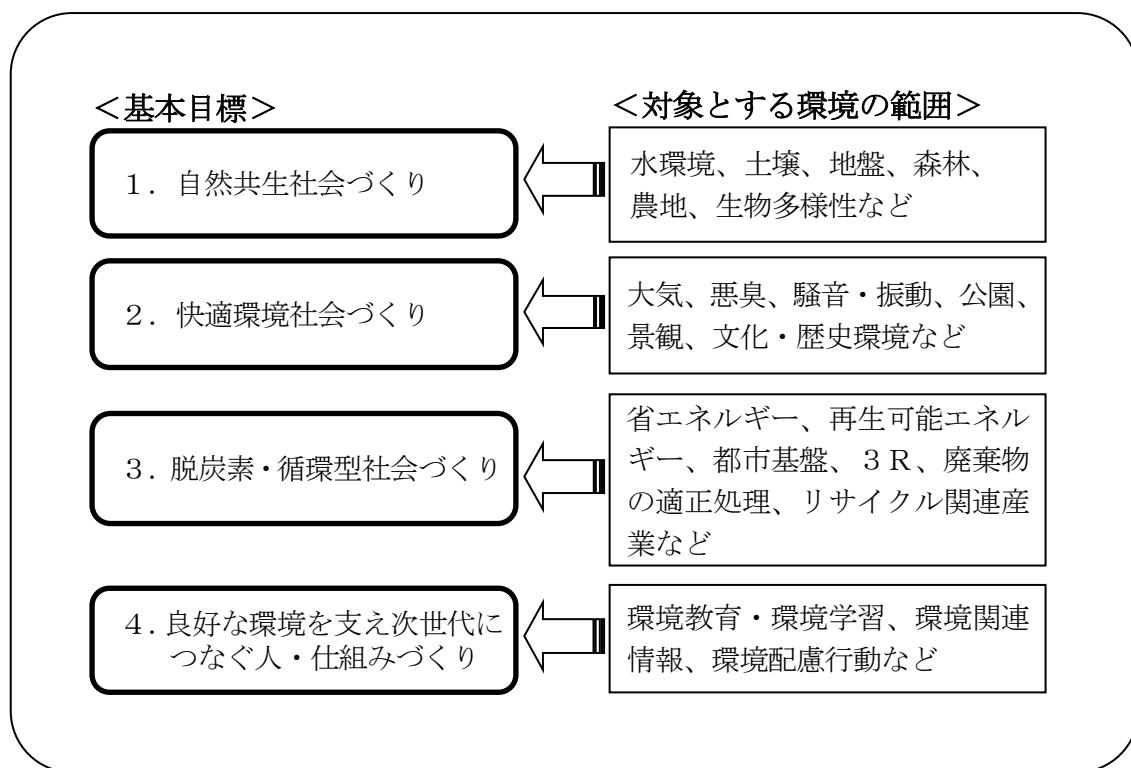
2 八戸市の目指す環境像

人と自然が共生する持続可能な都市 八戸

～環境・社会・経済のバランスのとれたグリーン社会の実現～

3 基本目標

八戸市の目指す環境像の実現のために4つの基本目標を設定し、基本目標ごとに対象とする施策・効果指標を設ける。



4 計画の期間

令和5（2023）年度から令和12（2030）年度まで

5 計画の推進体制及び進行管理について

各部の次長で構成される「環境管理委員会」において、計画の進行管理や関連施策などの総合的な調整を行い、具体的な取組の実施などについては、関係部署間と相互連携を図りながら推進している。また、八戸市独自の環境マネジメントシステムにおけるP D C Aサイクルの手法を活用した進行管理を行っている。

本計画の推進に関する評価や見直しについては、八戸市環境審議会において行うこととし、調査・測定等の結果を取りまとめた年次報告書として「八戸の環境」を位置付けている。

第4章 環境施策の現状

第1節 自然共生社会づくり

1 清らかな水の保全

(1)概況

当市の東方は太平洋に面して海岸線が長く伸び、そこには馬淵川をはじめ、新井田川、五戸川、奥入瀬川等の河川が流れ込んでいる。生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は、河川・湖沼・海域ごとにその利用状況に応じた水域類型が定められ、当市域内では、4河川と2海域が指定を受けていたが、令和2年3月に新たに世増ダム貯水池が湖沼として類型指定された。

良好な水環境の保全のため、定期的な調査で公共用河川や地下水の水質状況を把握し、事業場の監視・指導による改善、各家庭への汚濁負荷量削減の啓発・普及活動の推進に努めている。下水道等の汚水処理施設からの放流水にも、法令等による排水基準が適用され、随時、立入検査をしている。

(2)公共用河川の監視

①河川

新井田川、馬淵川、五戸川及び奥入瀬川の主要4河川が、類型指定を受けている。[P. 71:(1)-1、(1)-2、P. 82:図2-1] 水質測定計画に基づき、国が馬淵川を、県が奥入瀬川を、当市が新井田川、五戸川及び浅水川（馬淵川の支川）を調査している。生活環境項目であるBODは、7水域のうち長館橋を除く全ての地点で環境基準を達成した。[P. 80:表1-1] また、カドミウム・鉛等の健康項目は、5地点全てで環境基準を達成した。水生生物の保全に係る項目は、3地点全てで環境基準を達成した。

◆新井田川

岩手県久慈市多々良山に源を発し、軽米町で雪谷川と合流し青森県境を経て、当市東部の市街地を流下する流路延長約78.1km、流域面積約585.4km²の二級河川である。当市流路延長は約22.6km、流域の上水道、農業用水等に利用されている。管内における環境基準の類型は、長館橋から上流がA類型、下流がB類型、環境基準点におけるBODは長館橋を除き平成2年度以降、環境基準を達成している。

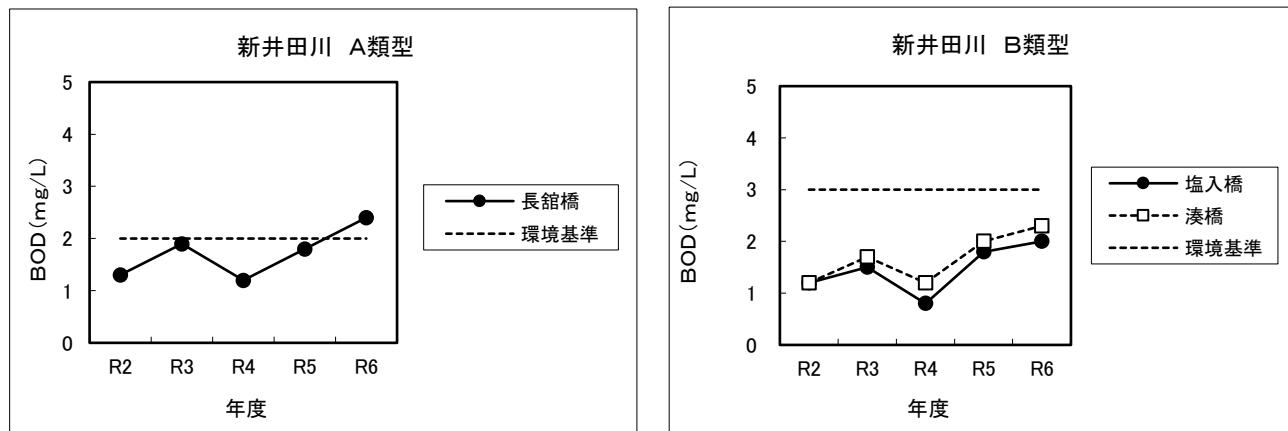


図1-1 新井田川のBOD経年変化

◆馬淵川

岩手県岩手郡葛巻町袖山に源を発し、多くの支川を合流しながら、岩手県北部と青森県南部を流下する幹線流路延長約142.4km、流域面積は3市7町1村にまたがる約2,050km²の一級河川。当市域流路延長は約14.3km、流域の上水道、農業用水、工業用水等に広く利用されている。管内の環境基準の類型は、櫛引橋から上流がA類型、下流がB類型、環境基準点におけるBODは昭和58年度以降、環境基準を達成している。

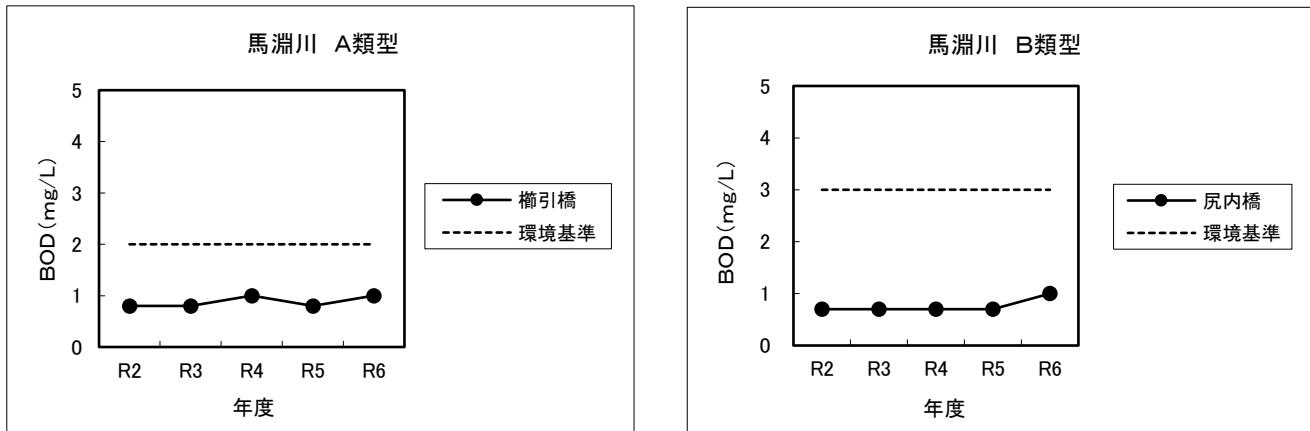


図1-2 馬淵川のBOD経年変化

◆五戸川

新郷村の迷ヶ平に源を発し、五戸町を経て、当市北部を流下する流路延長約50.7km、流域面積約242.8km²の二級河川。当市域流路延長は約5.4kmである。管内の環境基準の類型はB類型、BODは昭和49年度以降、環境基準を達成している。

◆奥入瀬川

十和田湖に源を発し、当市北部とおいらせ町の境を流下する流路延長約70.7km、流域面積約819.9km²の二級河川。管内の環境基準の類型は、幸運橋から上流がA類型、下流がB類型、BODは昭和61年度以降、環境基準を達成している。

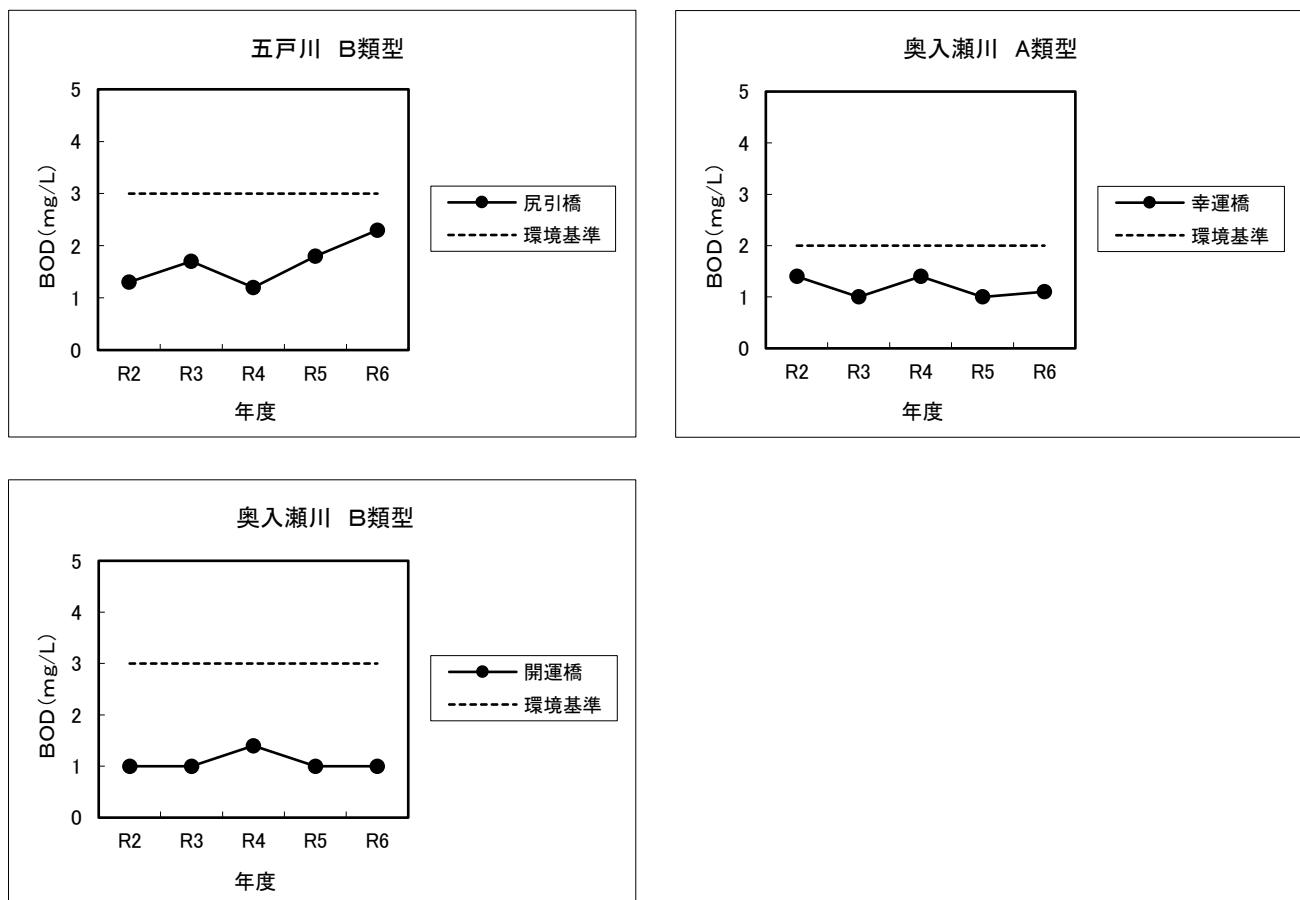


図1-3 五戸川、奥入瀬川のBOD経年変化

②海域

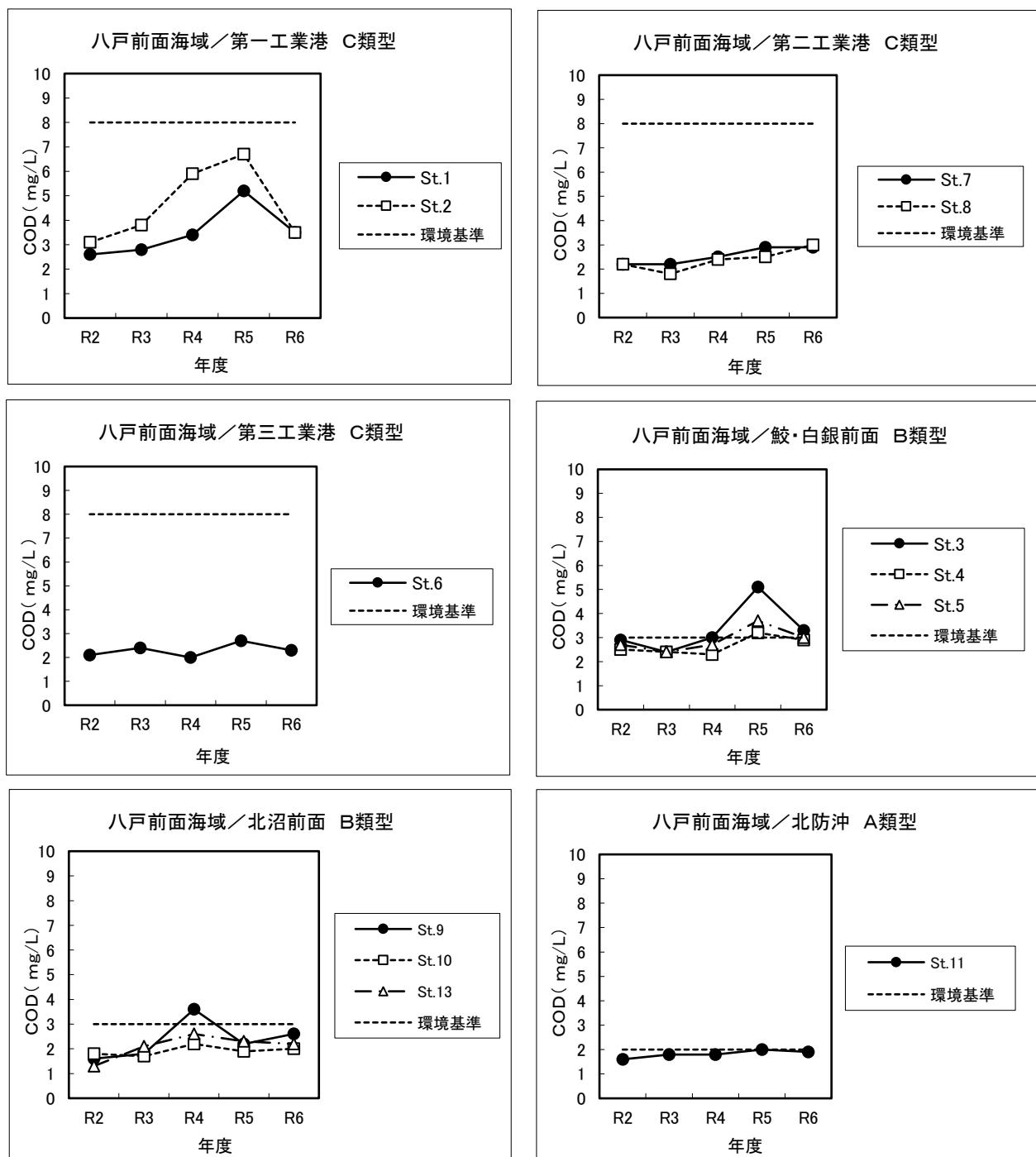
八戸前面海域及び南浜海域の2海域が類型指定を受け、水質測定計画に基づき当市が調査をしている。[P. 71 : (1)-1、P. 82 : 図2-1] 生活環境項目であるCODは、環境基準点のうちSt.3にて環境基準を超過した。[P. 80 : 表1-1] また、カドミウム・鉛等の健康項目は7地点全てで環境基準を達成した。

◆八戸前面海域

奥入瀬川、五戸川、馬淵川、新井田川と臨海部に立地するパルプ・紙製造業、非鉄金属製造業等の大規模工場の排水が流入している。環境基準の類型は工業港(1)～(3)がC類型、海域甲(鮫、白銀前面)及び海域乙(北沼前面)がB類型、海域丙(北防沖、蕪島沖)がA類型である。

◆南浜海域

主たる汚染源もなく、環境基準は全域A類型である。CODは、環境基準を達成した。



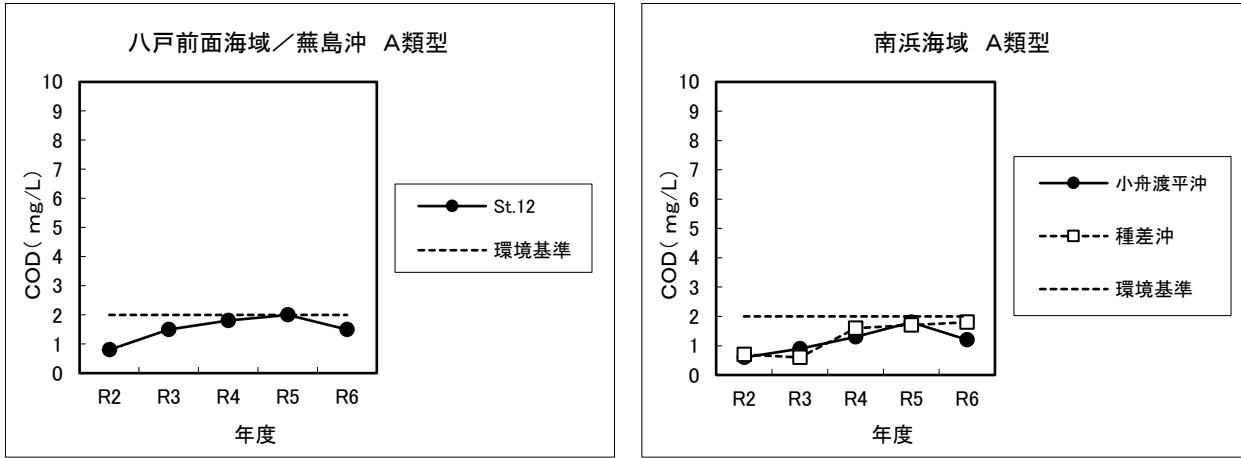


図1-4 海域のCOD経年変化

③湖沼

令和2年度から新たに類型指定を受けた世増ダム貯水池について、水質測定計画に基づき当市が調査を実施した。〔P. 71：(1)-1、P. 82：図2-2〕生活環境項目であるCODは、表層、底層で環境基準を超過した。〔P. 80：表1-1〕また、カドミウム・鉛等の健康項目は全て環境基準を達成した。

④底質

新井田川と馬淵川、八戸前面海域5地点及び世増ダム貯水池で、底質を調査している。一般項目のうち底質中の有機物量を示すCOD（化学的酸素要求量）について、湊橋において前年と比較し増加が確認された。その他の結果は、おおむね例年通りとなっている。〔P. 81：表2〕

⑤地下水

当市では地下水水質の常時監視として、地下水のサンプリングを実施している。調査内容は「概況調査」を5地点、「継続監視調査」を23地点である。結果、5地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1地点でほう素、1地点でふつ素が環境基準値を超過した。

基準超過地点については、調査を継続する。なお、「継続監視調査」の23地点のうち、青森県水質モニタリング調査処理方針に基づき3年連続で基準値の9割を超えないことを確認した6地点については、令和6年度で調査を終了した。〔P. 83：表3〕

⑥水浴場調査

白浜及び蕪島海水浴場の開設前及び開設中の水質を調査している。開設中の水質は白浜が水質Aの「適」、蕪島が水質Bの「可」であった。〔P. 73：○水浴場、P. 84：表4〕

⑦ダイオキシン類調査結果

一般環境中の河川、湖沼、海域及び地下水におけるダイオキシン類による汚染状況を把握するために調査をしている。公共用水域7点、地下水1地点で測定を1回実施し、いずれも環境基準を達成した。〔P. 113：表24〕

⑧水質事故

河川への油流出事故は0件であった。

(3) 水質汚濁防止対策

水質汚濁の主な発生源は、基幹産業である水産加工場や臨海部に立地している大規模工場群からの排水、一般家庭からの生活排水が考えられている。当市では、それぞれの発生源に対して、法令等による事業場の監視・指導、各家庭への汚濁負荷量削減の啓発・普及活動を継続していく。また、計画的な公共下水道等の整備や、汚水処理施設の放流水の定期的な水質管理も継続して行っていく。

①工場・事業場の排水監視

海域及びこれに流入する公共用水域に排出する工場・事業場に対して、県条例に基づく規制強化が図られている。当市では、水質汚濁防止法、青森県公害防止条例、公害防止協定に基づき、延べ80事業場等に立入検査を行った。

<立入検査の結果> [P. 86 : 表 7]

- ・排水基準不適合に伴う改善指導を行い、改善対策の実施を確認 … 1事業場
- ・排水基準不適合のおそれに対する注意喚起 … 0事業場
- ・規制対象外事業場に対する文書指導 … 0事業場
- ・自主測定結果の提出を指導し、提出を確認 … 0事業場
- ・氏名等変更届出書の提出を指導 … 2事業場
- ・構造等変更届出書の提出を指導 … 0事業場

②工場・事業場の届出・報告状況

当市の水質汚濁防止法に基づく特定事業場は331事業場あり、そのうち有害物質の使用若しくは貯蔵、又は日間排水量50m³以上の規制対象事業場数は74事業場である。[P. 85 : 表 6] また、水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数は31件、公害防止協定、排出水等自主測定実施要領に基づき65事業場から測定結果の報告があった。[P. 87 : 表 8]

③新井田川河口水域生活排水対策推進計画

平成2年6月に水質汚濁防止法の一部が改正され、生活排水対策を推進するための制度的枠組みが法体系の中に組み込まれた。この中で、国、県及び市町村の責務が明確にされ、国民も生活排水対策についての心がけ、努力の規定が定められた。

平成5年12月に新井田川河口水域が県から「生活排水対策重点地域」に指定され、当市は平成7年3月に「新井田川河口水域生活排水対策推進計画」を策定し、令和6年度には第五次計画を策定した。[P. 79 : 図 1]

④公共下水道・農業集落排水施設整備事業

公共下水道事業の、令和6年度末の下水道普及率は70.8%（行政人口213,735人に対する割合）、処理面積は4,000.4haである。

○令和6年度末の整備状況

	東部処理区	馬淵川処理区	下水道計画区域外	合計
全体計画面積 (ha)	3,601.7	1,370.9	-	4,972.6
整備面積 (ha)	2,952.1	1,048.3	-	4,004.4
整備率 (%)	-	-	-	80.4
行政人口 (人)	141,553	40,573	31,609	213,735
処理人口 (人)	118,364	32,887	-	151,251
普及率 (%)	-	-	-	70.8

農業集落排水事業については、4地区で整備が完了しており、各地区の処理人口は以下のとおりである。

地区名	処理人口 (人)
一日市 地区	946
豊 崎 地区	1,224
市野沢 地区	915
島 守 地区	875

⑤公共下水道・東部終末処理場・農業集落排水処理施設の維持管理

平成20年度から農業集落排水処理施設に、平成21年度から東部終末処理場にそれぞれ包括的民間委託を導入し、効率的な施設の維持管理に努めている。また、公共用水域への汚濁負荷削減のため、施設からの放流水にそれぞれ法令基準以下の契約基準を定めて管理している。

東部終末処理場の放流水には、下水道法、水質汚濁防止法、県条例による排水基準が適用され、水処理施設の管理のため必要な項目について毎日の日常試験、流入水や放流水の週1回の水質試験を実施している。

農業集落排水処理施設は一日市・豊崎・市野沢・島守の4地区で稼動している。放流水には、水質汚濁防止法、県条例による排水基準が適用され、運転管理のため必要な項目について週1回の計測、流入水及び放流水の月1回の水質試験を実施している。

放流水質は年間を通して、それぞれの関連する法令の排水基準・契約基準ともに達成している。

⑥合併処理浄化槽への転換促進

生活排水による公共用水域の汚濁防止対策の一環として、し尿と雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及促進を図っているが、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が未だに全体の半数近くを占めている。(浄化槽法では、①し尿及び雑排水を適正に処理すること、②浄化槽からの放流水の水質基準は、BOD20mg/L以下、BOD除去率90%以上であることを規定。)

公共下水道事業計画区域及び農業集落排水処理施設区域を除く区域の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進のため、当市では「きれいな八戸の海・川を創る浄化槽改造費用補助金交付事業」を行っている。この事業は、一般住宅のくみ取りトイレ及び単独処理浄化槽からの設置替えを対象に補助を行うもので、令和6年度の補助基数は16基であった。

令和2年度からは、単独処理浄化槽からの設置替えに対して、平成30年度から実施している補助金の上乗せに加え、補助対象を宅内配管工事費にも拡大し、より一層の転換促進を図っている。

○公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽新設の推移

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
基 数	156	71	80	90	53

⑦その他の活動

馬淵川の水質汚濁防止対策として、国土交通省をはじめ青森・岩手の両県及び流域市町村による「馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会」が設置され、河川浄化のための各種事業を行っている。

例年、沿川市町村が参加する想定通報演習を実施している。その他「ほたるの里づくり」事業を実施している白銀南公民館からの依頼を受け、勘助川流域の水質調査を実施した。

[P. 84 : 表 5]

2 健全な土壤及び地盤の保全

(1) 土壤汚染

(1)-1 概況

土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めることにより、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的に、平成15年に土壤汚染対策法が施行された。

平成21年の法改正を経て、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日に全面施行された。

同法では26の物質が特定有害物質に指定され、市内でも、現在29事業場で使用等されている。これらの事業場の土地の所有者等は、有害物質が使用された施設が廃止される際には、土壤汚染状況調査を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。また、一定規模以上の土地の形質変更を行う際、市長が形質変更予定地の掘削部分に土壤汚染のおそれがあると認めた場合は、その部分についても土壤汚染状況調査を実施することと規定されている。

調査の結果、指定基準〔P. 89 : (2)〕を超過して特定有害物質が検出されると、その区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定し、公示を行うこととしている。現在、6件の形質変更時要届出区域を指定している。

(1)-2 ダイオキシン類調査結果

一般環境中の土壤におけるダイオキシン類による汚染状況を把握するために調査をしている。

1地点で測定を1回実施し、環境基準を達成した。〔P. 113 : 表24〕

(2) 地盤沈下

(2)-1 概況

過去に臨海部や馬淵川右岸を中心に、地下水の過剰揚水が原因と考えられる地下水の塩水化現象がみられた。また、内陸部の軟弱地盤地域では、不等沈下による家屋の傾斜、地下埋設物の破損等の被害が局地的にみられる。さらに、都市開発の進行している近郊においても地盤沈下傾向が認められたため、当市では昭和49年度から水準測量を、昭和52年度からは観測井による地下水位変動等の調査を継続し、監視に努めている。

(2)-2 調査の概要

①水準測量

八戸市内の水準点において、測量を3年ごとに実施している。令和5年度は、水準点総数64点、総延長距離は89.6kmの水準路線網を組み調査を実施した。令和2年度から令和5年度の間の変動量では、根城一丁目の0.58cmの沈下が一番大きいものだった。〔P. 90 : 表9、P. 91 : 表11〕

②観測井調査

7地区7本の観測井の地下水位と地盤変動を通年観測している。〔P. 90 : 表10、P. 96 : 図7〕各観測井とも年間を通して変動を繰り返しているが、降水量の影響による自然変動と考えられる。

〔P. 92 : 表12、P. 93-96 : 図3～7〕

4-A号井（柏崎二丁目・旧柏崎小学校近辺）は、41年間の累積の沈下量は221mmを超えているが、その他の観測井では、大きな沈下は認められない。〔P. 92 : 表13〕

(2)-3 地盤沈下防止対策・地下水保全活動

地盤沈下は、ひとたび発生すれば復元は不可能に近く、これによって被る社会的損失は、はかり知れない。これまで広域的な地盤沈下は認められていないが、市街地周辺部の開発とともに地盤沈下の発生が懸念される。そのため継続して水準測量、観測井調査等を実施していく。

地下水保全活動としては、平成11年4月に八戸市地下水採取の届出に関する要綱を施行し、揚水設備に係わる設置状況を把握することで地下水利用の適正化を図るよう努めている。

○揚水設備の設置状況

届出事業場数	井戸本数
64	135

令和7年3月31日現在

3 森林・農地の保全

(1)概況

森林や農地は、水源かん養機能や土砂流出防止などの公益的機能を有するほか、多様な動植物の生息・生育地であるなど多岐にわたる機能を有している。

当市の総土地面積に占める森林の割合は3割（そのうち約5割が人工林）、農地の割合は約2割で、地域特性を活かした多彩な生産が展開されている。今後も、良好な森林や農地を将来に引き継ぐため、森林の適正管理や環境保全型農業の普及のための施策を講じている。

(2)市民の森不習岳（ならわづだけ）

市民の保健休養、レクリエーションの場とし、併せて水資源のかん養と自然林の保全を図るため、昭和53年に開設した。

○所在地：八戸市南郷大字島守地内（面積96.50ha、頂上標高375m）

○下刈作業（指定管理業務）

芝生・歩車道を維持管理し利用者の利便性を高めるとともに、緑花木の健全な育成のため、6月上旬～10月にかけて実施。

（内訳）芝生 4.65ha（3回） 車道・歩道 4.17ha（3回） 湿生園 0.14ha（3回）
緑花木園 1.69ha（1回） 林間広場 1.10ha（1回）

(3)土壤診断

土壤改良に資するため、農業者及び農業団体から依頼された農地と、産地形成されている地域のモデルとなる定点観測地点の土壤分析を行っている。

○令和6年度 分析実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
依頼人数(人)	15	7	20	17	11	10	12	51	41	12	12	21	229
サンプル件数	49	16	35	40	57	20	37	113	154	41	17	31	610
分析数	466	160	350	392	514	184	370	1,130	1,540	402	170	310	5,988

うち定点観測地点分析数は37点（サンプル件数）

- ・分析項目 ①pH (H₂O, KCl) ②E C (電気伝導度) ③硝酸態窒素
④有効態リン酸 ⑤リン酸吸収係数 ⑥C E C (塩基置換容量)
⑦置換性カルシウム ⑧置換性マグネシウム ⑨置換性カリウム ⑩水分

(4)植物組織培養

植物組織培養により優良種苗を育成し、野菜・花きの栽培調査等のために供試している。

○令和6年度 優良種苗の増殖品目 いちご、奥州菊、食用菊

(5)野菜花き展示普及事業

技術の高度化・多様化に対応するため、また、新技術の普及や地域に密着した産地づくりを進めるために、野菜・花きの栽培調査及び展示栽培を実施している。

○令和6年度 調査実績

・施設野菜部門

調査数：8項目（いちご、トマト、ミニトマト）



いちごの栽培



ガラス温室外観

・露地野菜部門

調査数：7項目（ねぎ、ピーマン）



にんにく



トルコギキョウの栽培

○令和6年度 来場者数：2,150人

(施設見学及び指導相談並びに土壤分析依頼・相談による来場者の合計)

(6) 農業講座

農業の生産性の向上と農家経営の安定を図るために開催している。対象は、農業者、農業関係機関・団体、就農を希望する方々等である。

○令和6年度 実績

講座数8回（受講者数286人）

○受講者数の推移

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
講座数（回）	0	3	8	6	8
受講者数(人)	0	75	213	220	286



農業講座

(7) 環境保全型農業

農薬・化学肥料の使用量低減等、人と環境に配慮した取組を行う農産物の生産を推進している。

① みどり認定制度

みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学合成農薬の低減に取り組んでいる生産者を、県知事が認定する制度で、当市では生産者2人が認定を受けている。

◆みどり認定制度 認定件数

年 度	R5	R6
認定件数	1	2

② 特別栽培農産物認証制度

農薬や化学肥料を使わない、または通常の5割以下に減らして生産した農産物を、「特別栽培農産物」として県知事が認証する制度で、当市では3経営体が承認されている。

◆特別栽培農産物認証制度 経営体数

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
経営体数	4	2	4	3	3

4 生物多様性の確保

(1)概況

当市の海、川、森林、農地等の多様な自然環境は、多くの動植物の生息・生育地である。しかし、宅地や工業地の開発等に伴い、生息・生育地の減少や環境悪化が問題となっている。また、特定外来生物のオオハンゴンソウの侵入・定着が確認されている。オオハンゴンソウは、繁殖力が強く再生能力も高いことから、生態系への悪影響が懸念される。今後も、生物多様性に関する情報収集や意識啓発の取組を継続していく。

(2)三陸復興国立公園

種差海岸地域はウミネコ等の海鳥類の生息地としてだけではなく、種の多様性が保たれた非常に重要な地域である。平成25年5月、種差海岸階上岳県立自然公園が陸中海岸国立公園に編入され、三陸復興国立公園として指定された。岩礁や砂浜など多様な地形と植生により変化に富んだ海岸風景を楽しむことができる。

○市の区域に係る面積等

指定年月日	面積	特別地域				普通地域
		第1種	第2種	第3種	計	
H25.5.24	259ha	28ha	145ha	38ha	211ha	48ha



蕪島



種差天然芝生地

(3)青森県緑地保全地域

名称	面積	指定年月日
龍興山 (りゅうこうざん)	17.15ha	S51.3.13
概況		
龍興山神社を祭る小山で、参道のスギ・モミの大木とミズナラ林等からなる良好な自然環境地		



龍興山（南郷大字島守）

(4) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保護事業

ウミネコが繁殖するための環境と景勝地としての環境を良好に保つため、島内の草刈（2ha）や監視をしている。



ウミネコ雛鳥

(5) 名勝種差海岸保護事業

種差海岸の貴重な植物を守るため、外来植物オオハンゴンソウを駆除している。

○令和6年度 駆除実績

	作業延べ人数 (人)	駆除本数 (本)
業者委託事業	120	37,221
ボランティア	287	13,025



オオハンゴンソウの駆除作業

(6) 鳥獣保護

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つで、豊かな自然環境を保持していく上で不可欠なものである。

○鳥獣保護区 3か所 5,018ha ○鳥獣保護員 3名

野生鳥獣の捕獲は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により原則的に禁止されているが、生活環境、農林水産業等について野生鳥獣による被害等が生じている場合は、例外として捕獲が許可されることもある。

<令和6年度 有害鳥獣捕獲状況>

ドバト	191 羽	カワウ	23 羽	ハクビシン	28 頭
カラス	70 羽	ツキノワグマ	1 頭	ニホンジカ	19 頭
ノネコ	1 頭	タヌキ	3 頭	アナグマ	0 頭
アライグマ	6 頭	キツネ	0 頭	イノシシ	1 頭

第2節 快適環境社会づくり

1 きれいな空気の保全

(1) 大気環境

(1)-1 概況

健康で快適な生活のためには、きれいな空気の保全は欠かすことができない。当市の大気汚染は、主に、臨海部に立地する大規模工場等の固定発生源と、自動車等の移動発生源による化石燃料の燃焼に起因している。〔図2-1〕

このため、法令等による監視・指導、テレメータシステム（一般環境大気測定局4局、自動車排出ガス測定局1局、発生源監視局7局）による常時監視を行っている。〔P. 101：表17、表18〕

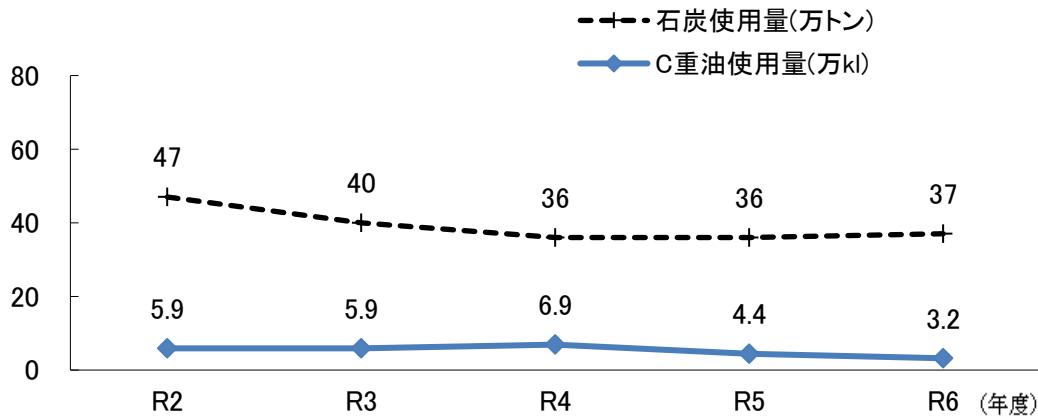


図2-1 公害防止協定締結工場のC重油、石炭使用量の推移

(1)-2 測定結果

①硫黄酸化物 (SOx)

石油や石炭に含まれる硫黄分が燃焼により酸化されて発生し、主に二酸化硫黄として排出される。二酸化硫黄は、全測定局で環境基準を達成した。〔図2-2、P. 103：表19-1〕

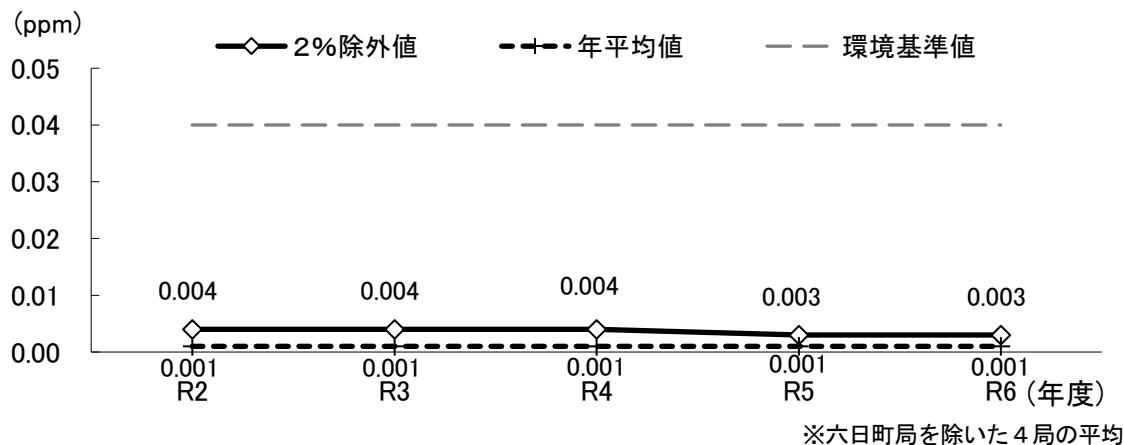


図2-2 二酸化硫黄の推移

②窒素酸化物 (NOx)

燃料中や空気中の窒素が燃焼過程で酸化され、一酸化窒素や二酸化窒素等として発生する。全測定局で環境基準を達成した。〔図2-3、P. 103：表19-2〕

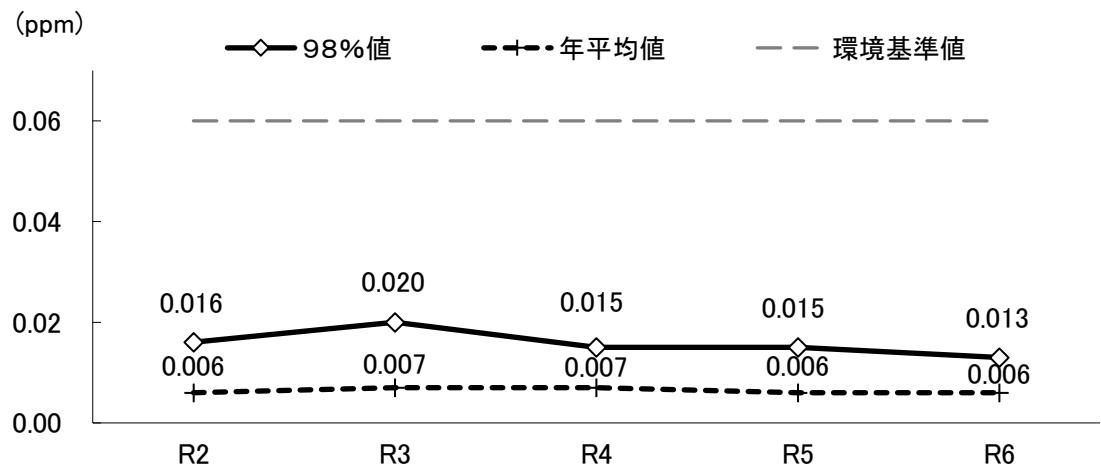


図2-3 二酸化窒素の推移

③浮遊粒子状物質 (SPM)

主に工場からのはい煙、自動車の排ガス、道路などからの粉じん等人為的なもののほか、黄砂や土砂の舞い上がり等の自然的な要因も挙げられる。長期的及び短期的評価とともに、全地点で環境基準を達成した。〔図2-4、P. 104 : 表19-3〕

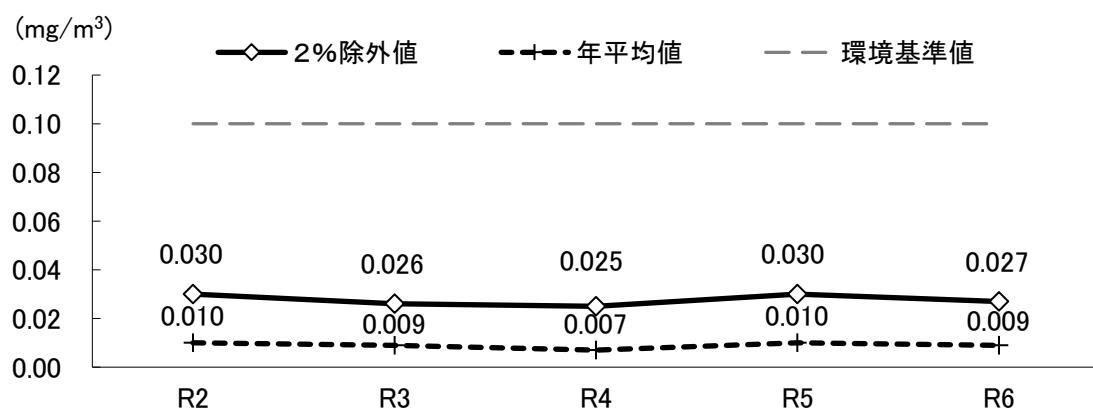


図2-4 浮遊粒子状物質の推移

④一酸化炭素 (CO)

物質の不完全燃焼により発生し、主に自動車の排ガスによるものとされている。六日町局（自動車排出ガス測定局）で1日平均値の2%除外値は0.4ppm、年平均値は0.3ppmであった。また、長期的及び短期的評価ともに環境基準を達成した。〔P. 97 : (1)-1、P. 104 : 表19-4〕

⑤光化学オキシダント

工場、事業場及び自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素が、大気中で化学反応を起こして発生する。全国的にも環境基準値を超過しており、光化学スモッグの原因といわれている。春季に県内全域で高濃度現象が観測され、主な要因は成層圏オゾンの沈降やアジア大陸からの越境汚染が考えられる。調査では、昼間の1時間値の最高が0.087ppmと環境基準値の0.06ppmを超えているが、緊急時の注意報発令基準(0.12ppm)には至らず、これまで光化学スモッグによる被害は発生していない。〔図2-5、P. 105 : 表19-5〕

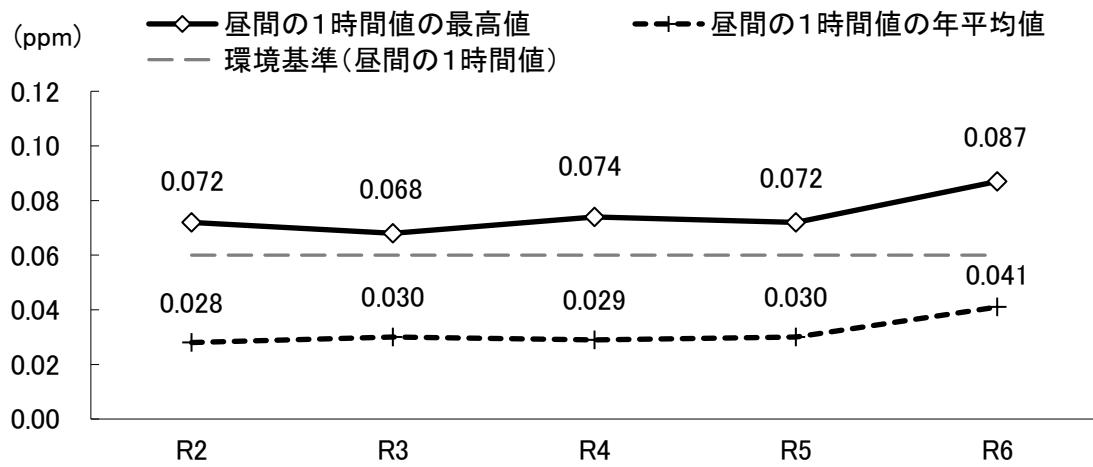


図 2-5 光化学オキシダントの推移

⑥微小粒子状物質 (PM_{2.5})

測定は2地点（根岸小学校局で平成22年3月から、六日町局では平成25年3月から）で実施しており、両地点ともに長期及び短期基準に関する評価で環境基準を達成した。[図2-6、P. 105：表19-6]

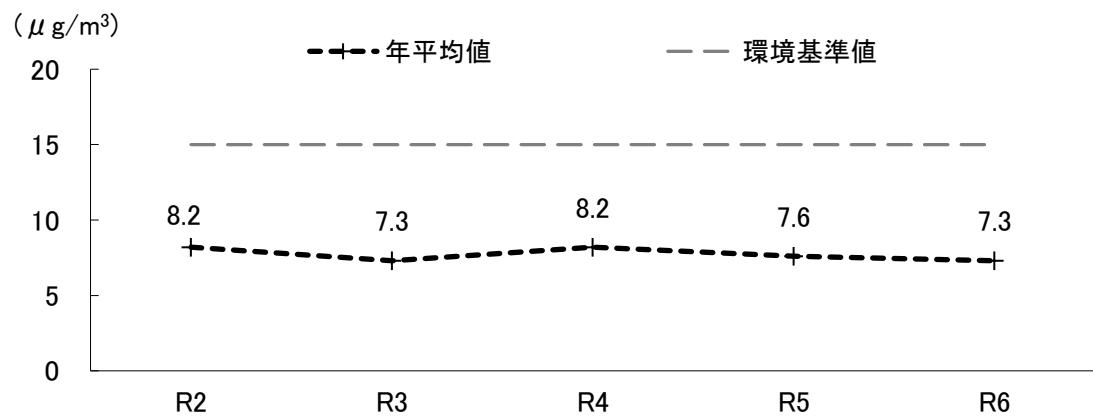


図 2-6 微小粒子状物質の推移

⑦炭化水素

環境基準の設定はないが、環境省の指針で光化学オキシダントの生成に関係があるとされる非メタン炭化水素は、午前6時から午前9時までの3時間の平均値について指針(0.20~0.31 ppmC)が示されている。八戸小学校局と六日町局で測定し、それぞれ0.10 ppmC、0.11 ppmCであった。

⑧ダイオキシン類調査結果

一般環境中の大気におけるダイオキシン類による汚染状況を把握するために、調査をしている。八戸小学校と根岸小学校で年4回測定し、両地点ともに環境基準を達成した。[P. 113 : 表24]

⑨有害大気汚染物質モニタリング調査結果

大気中の濃度が低濃度であっても健康への影響が懸念される有害物質を、八戸小学校、根岸小学校の2地点で毎月1回調査している。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、環境基準を達成した。[P. 106 : 表20]

また、有害大気汚染物質モニタリング調査の結果、八戸地域において重金属類の濃度が全国平均値を上回っていることから、県では、重金属類の大気中濃度を詳細に把握することを目的として、大気を常時採取するローボリウムエアサンプラー法による調査を平成18年7月から実施していた。中核市移行後は県より調査を引継ぎ、現在はニッケル化合物を対象として、大気を2週間ずつ採取し、通年で調査している。令和6年度の結果は、八戸小学校局で0.77ng/m³、根岸小学校局で0.80ng/m³であり、大気汚染に係る指針値(25ng/m³以下)を下回った。

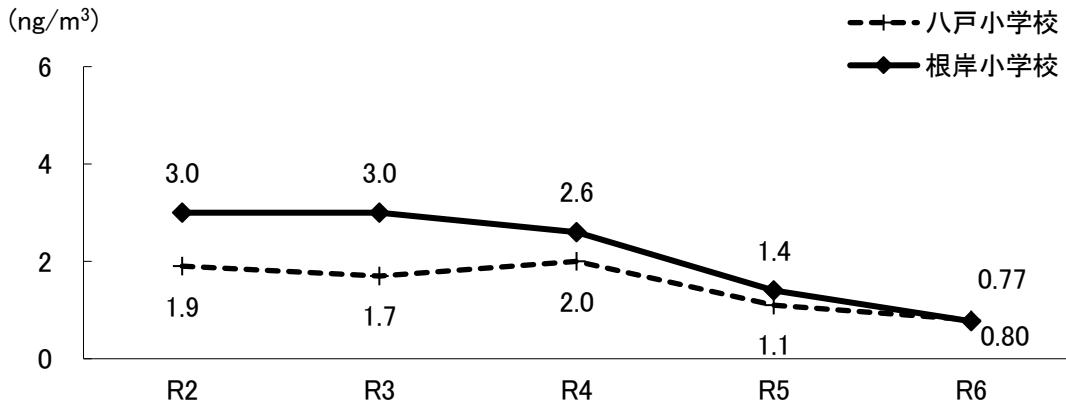


図2-7 ニッケル化合物の推移

⑩アスベスト濃度調査

一般環境大気中及び特定粉じん排出等作業場所周辺においてアスベスト濃度調査を行い、全5地点において、参考値（特定粉じん発生施設に係る敷地境界基準：10本/L）以下であった。

[P. 106:表21、表22]

⑪酸性雪

東北6県内の環境問題対策に関する調査研究等を目的とする東北都市環境問題対策協議会の事業の一つとして、冬期間の酸性雪の動向を把握するための共同調査を平成10年度から行っていたが、令和4年度をもって終了した。

(1)-3 大気汚染防止対策

①硫黄酸化物 (SOx)

硫黄酸化物に関する排出規制は、一般排出基準いわゆるK値により規制されている。適用されるK値は当市（旧南郷村を除く）が6.0、青森市が14.5、その他の地域が17.5となっている。

②窒素酸化物 (NOx)

大気汚染防止法施行令の一部改正により、ばい煙発生施設に対する窒素酸化物の排出基準の強化が順次なされている。移動発生源に対しては、大気汚染防止法に基づく告示「自動車排出ガスの量の許容限度」の一部改正が、令和3年8月に行われた。

③浮遊粒子状物質 (SPM)

ばいじんについては、窒素酸化物と同様な経過で規制強化されている。ごみ焼却に伴う苦情が増加していることから、平成12年6月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に野焼きの禁止事項を盛り込むなどして、ばいじん対策が強化された。土砂の舞い上がりなど自然由来の粉じんについては、適切な土地開発や緑化の推進等、総合的な都市環境の整備を図る必要がある。

④微小粒子状物質 (PM2.5)

県では、平成25年3月に県内の微小粒子状物質(PM2.5)の濃度が、国の「注意喚起のための暫

定的な指針」の定める指針値（1日平均70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される場合の注意喚起に係る実施要綱を定めた。当市は県から注意喚起の要請があった場合、「八戸市大気汚染緊急時対策マニュアル」に準拠し、ほっとスルメール等で市民に周知することとしている。

⑤ダイオキシン類

廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の発生が社会問題となり、平成9年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等が改正される等排出規制が強化されてきた。ダイオキシン問題は、将来にわたって、国民の健康を守り環境を保全するために取組を一層強化しなければならない課題であるとの考えに基づき、平成12年1月15日からダイオキシン類対策特別措置法が施行された。

⑥有害大気汚染物質

指針値を超過または全国平均と比較して濃度が高い物質については、平成15年度に、県と市から発生源と考えられる事業所に対し排出削減の協力要請を行っている。事業者からは改善策が示され、平成15年度から散水等の飛散防止対策が継続されている。ヒ素化合物は、平成18年度から事業者が新たな排出抑制措置を講じている。

⑦水銀

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等の大気排出量ができる限り規制することを目的として、水銀排出施設の届出制度及び大気中への水銀等の排出基準等が追加された改正大気汚染防止法が平成30年4月に施行された。

⑧公害防止協定締結工場・事業場に対する立入調査

公害防止協定に基づき、三者協定締結工場は県と共同で、二者協定締結工場は市独自で立入調査をしている。調査は、ばい煙等の自主測定状況のチェックや施設の稼働状況の確認等がある。

(1)- 4 大気環境データ

当市の大気汚染の状況は、平成14年5月から県内の測定局が国の大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）に組み込まれ、環境省のホームページで、1時間ごとに速報値を確認できる。

(2) 悪臭

(2)-1 概況

悪臭は、快適な生活環境を損なう感覚公害である。当市は、ほぼ全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、同法にて特定悪臭物質に指定されている22物質の規制基準値が、臭気強度2.5に対応する濃度として設定されている。また、八戸市悪臭発生防止指導要綱を制定し、嗅覚測定法による監視・指導も併せて行っている。主な悪臭の発生源である、畜産農場、パルプ・製紙工場、フィッッシュミール工場等については立入検査を実施し、改善指導等に努めている。

①畜産農場及び堆肥化施設

美保野・金浜地区には、養豚場2農場・養鶏場4農場があり、堆肥化施設が2施設稼働している。近くには、文教施設、医療施設、住宅等が隣接し、春先から夏にかけて地元住民・隣接する階上町の住宅団地等から、苦情が寄せられている。これらの事業場については、八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づく立入検査を実施し、指導を行っている。

②パルプ・製紙工場

工業専用地域に立地しており、周辺に人家はないが遠隔地に影響を及ぼす可能性があるため、公害防止協定を締結し、自主測定等を義務づけている。

③フィッシュミール工場

市川地区の水産加工団地で2工場が操業している。

(2)-2 悪臭防止対策

八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づく嗅覚測定や、悪臭の発生源の監視や脱臭設備の整備などの改善指導をしている。

①嗅覚測定

14事業場の敷地境界線、気体排出口の臭気を測定し、3事業場が指導基準値を超過した。

[P. 109 : 表23]

②排水路の浚渫

生活環境の保全や悪臭の防止を目的として、36件の汚泥・ごみ等の搬出を行った。

2 静穏な生活の確保

(1)概況

騒音・振動は、各種公害の中でも日常生活にもっとも身近な公害であり、その発生源も多種多様である。当市は、道路、鉄道、港湾、空港が結節する交通の要衝である。とりわけ大型貨物車等の交通量は、東北縦貫自動車道八戸線が、当市の水産物等の物流を担い、北海道と首都圏を結ぶ重要なルートであることから、今後とも高水準で推移するものと予想される。

苦情内容をみると、騒音規制法・振動規制法及び県条例の規制を受けない事業活動、規制対象外の建設作業及び日常生活に起因する近隣騒音、また道路交通振動等が多くを占めている。事業者・市民への意識啓発を図るとともに、関係法令に基づき監視・指導に努めている。

①自動車交通騒音

平成16年度から地理情報システムを使用し、環境基準を達成した戸数及びその割合で評価している。本調査は、令和3（2021）年度から令和9（2027）年度までの7か年で、市内全域合計30路線、125区間、14,794戸の住居について調査を実施する計画である。令和6年度は、主要幹線道路12路線、35区間の道路端から両側50mの範囲内合計5,146戸の住居（商店・事務所専用の家屋・ビルは除く）の調査を実施した。結果、昼間・夜間とも環境基準値以下の住居は5,124戸（99.6%）であった。〔P. 125：表27〕

②道路交通振動

自動車による振動の実態を把握するため、5地点で測定を実施。全て振動規制法で定める要請限度値以下であった。〔P. 125：表28〕

③環境騒音

環境基本法で「生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準」とされる「騒音に係る環境基準」が定められている。騒音規制地域内における生活環境の実態を把握するため、16地点で測定した。結果は、道路に面しない一般地域は、16地点全てで環境基準を達成した。〔P. 126：表29〕

④航空機騒音

昭和60年10月に、工業専用地域等一部を除きほぼ市全域が「航空機騒音に係る環境基準」の地域類型指定を受けて以来、地域の実態を把握するため測定している。結果はⅠ類型2地点、Ⅱ類型4地点の計6地点、全地点で環境基準を達成した。〔P. 126：表30〕

⑤新幹線騒音

平成10年4月に東北新幹線盛岡・八戸間、平成13年4月に東北新幹線八戸・新青森間が「新幹線騒音に係る環境基準」の地域類型指定を受け、平成24年度より地域の実態を把握するため測定している。結果はⅠ類型1地点、Ⅱ類型1地点の計2地点で測定を行い、1地点で環境基準を達成した。〔P. 126：表31〕

(2) 騒音・振動対策

①工場・事業場

法令及び県条例に基づく特定施設を有する発生源に対しては、監視の強化に努める。また、規制基準に適合しないことで周辺の生活環境が損なわれる場合には、作業方法の変更や施設の改善等の指導を行う。新規立地工場には、事前指導を行っている。 [P. 127 : 表32、表33]

②建設作業

法律に定める特定建設作業には、住民への事前説明等を徹底するよう指導する。基準に適合しないことで生活環境が著しく損なわれる場合は、作業時間の制限及び騒音・振動防止の方法等の改善指導を行っている。 [P. 127 : 表34]

③航空機騒音

飛行場周辺における環境基準の地域類型の指定は、昭和 60 年 10 月 12 日に行われた。平成 9 年 5 月 2 日には、八戸飛行場を対象とした航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定がされている。今後も監視測定を実施し、環境基準の達成状況を把握する。また、消音装置の設置による音源対策や、夜間における訓練飛行の自粛など運行対策が実施され、騒音の低減化が図られているが、今後もこれらの対策を継続する必要がある。

3 身近にふれあえる自然の保全

(1)概況

身近にふれあえる自然は、訪れる人に潤いと安らぎをもたらすものである。当市では、豊かな自然環境を保全しながら、都市における公園などの整備を進め、自然とふれあう機会を創出する施策を講じている。

(2)市民の森不習岳

市民生活の保健休養、レクリエーションの場とし、併せて水資源のかん養と自然林の保全を図るため、昭和53年に開設された。展望台からは市内や太平洋、階上岳や折爪岳、名久井岳、さらには遠く八甲田連峰までを望むことができる。春は桜、夏はキャンプやハイキング、秋は紅葉狩りや栗拾いを楽しむ人々でにぎわっている。

○山開き期間：4月1日から11月30日まで

○主な施設：総合案内施設（1棟）、体験交流施設（1棟）、展望台（1基）、パーゴラ（1棟）、東屋（2棟）、トイレ（3棟）、キャンプ場（1か所）、駐車場（2か所）、水飲場（2か所）、林道歩道（10.3km）栗園、もみじ園、湿生園

○市民の森を利用した緑化推進事業

【指定管理者ユニバーサルパーク・ネットワーク主催】

開催月日	イベント名	内容	参加者数
4 6	きのこ植菌体験会	きのこの植菌を体験する	14人
4 20	春の山野草鑑賞会	林間歩道を散策し、山野草を鑑賞する	7人
5 11	新緑を楽しもう	林間歩道を散策し、新緑を楽しむ	8人
6 1	昆虫の森づくり	オオムラサキの食草であるエゾエノキの植樹をする	19人
6 15	ロープを使って木登り体験	専用の道具を使って木登りを体験する	26人
7 27	夏休み自由研究「昆虫をさがそう!!」	森に生息する昆虫を採集する	16人
8 3	飛ばせ飛行機大会	自然の中で組み立て飛行機を飛ばす	7人
8 17	ロープを使って木登り体験	専用の道具を使って木登りを体験する	16人
8 23	星空観望会	山の上から、夏の星空を観察する	6人
9 7	ピザ窯でピザを焼こう	ピザ窯でピザを焼き、自然の中で味わう	24人
9 21	工房体験（陶芸）	やきものづくりにチャレンジします	12人
10 5	ロープを使って木登り体験	専用の道具を使って木登りを体験する	18人
10 19	そば打ち体験	手打ちそば作りを体験する	19人
11 2	紅葉祭り	紅葉のライトアップ、屋外ステージでの音楽鑑賞	2,000人
11 9	森のコンサート	薪ストーブを囲んで音楽を楽しむ	17人

(3)南郷観光農園振興事業

観光農園の振興と自然とのふれあいを促進するため、平成18年度に八戸市南郷観光農業振興会が設立され、通年で観光農園を開園している。

観光客に地場農産物とふれあう場を提供することにより、生産者と消費者の交流を通じた地域の活性化が図られている。



さくらんぼ観光農園の体験の様子

○南郷地区内の観光農園振興事業（令和6年度）

内 容	開 園 時 期	開園園地数	入場者数(人)
い ち ご	令和6年3月22日～5月31日	1	1,543
さ く ら ん ぼ	令和6年6月20日～7月7日	3	903
ブルーベリー	令和6年7月6日～8月4日	7	1,066
り ん ご	令和6年10月7日～11月3日	1	69

(4) 新井田川水辺の楽校

川に親しみ、人間と環境の関りについて理解を深めることを目的としており、市民の憩いの場やキャンプ場として幅広く活用されている。また、春には桜を、秋には紅葉を楽しむ人たちで賑わいを見せる。

○所在地：八戸市南郷大字島守地内

○面積：4.5ha

○主な施設：駐車場（26台）、トイレ（男女障がい者用各1）、炊事場（2か所）



新井田川水辺の楽校の様子

(5) 市民農園設置事業

自然環境の中で市民が家族ぐるみで農業体験を行い、農業知識の向上と農業生産に対する理解を深めることを目的として、市民農園を開設している。

○令和6年度利用実績

- ・利用期間 令和6（2024）年4月21日～
令和6（2024）年11月24日
- ・対象 市民（1世帯1区画）
- ・使用料 小区画（33m²） 2,610円
中区画（66m²） 5,220円
- ・主な品目 じゃがいも、まめ類、だいこん、にんじん、ねぎ、はくさい等



市民農園

○市民農園利用実績の推移

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
募集区画数	280	280	280	250	250	250	250
実 績 (区画換算)	286	275	252	283	271	263	245
小区画(33 m ²)	103	96	91	100	107	109	97
中区画(66 m ²)	45	46	37	45	82	77	74
大区画(99 m ²)	31	29	29	31	-	-	-

(6) 都市公園整備事業

都市における公園・緑地は、市民生活に潤いや安らぎを与えるとともに、市民のスポーツ・レクリエーションやコミュニケーションの場、災害時における避難場所など、多様な機能を持った公共空間として重要性を増している。都市景観や災害などにも配慮し、適正配置に努めながら魅力のある個性的な公園・緑地の整備を進めている。

○令和6年度の実施事業

都市公園整備事業：糠塚公園、三八城公園、ユリノ木公園の整備工事

こどもの国整備事業：大型複合遊具の設置工事

○一人あたりの都市公園面積：11.59m²/人（令和7年4月1日現在）

(7) 八戸公園の管理運営

子どもから大人まで楽しく遊べる場として、また、災害時の広域避難地や都市緑化の情報発信基地としての役割など、市民の生活環境への関心や余暇増大等に伴う多様なニーズに対応した、八戸圏域を代表する屋外レクリエーション施設の核として設置されたものである。

平成18年度から指定管理者制度を導入しており、令和6年度の利用料金収入は、約1億713万円である。



楽しい遊園地ゾーン

(8) 都市緑化事業

①草花配布事業

市が委嘱している緑化協力員の協力をもとに、各町内に草花を配布しフラワーポットや花壇に春夏を通じ草花苗を植栽し、生活環境の美化と向上に努めている。令和6年度の配布株数は、34,052本である。

②緑の出前講座

地域の草花のより効果的な管理・育成や適正な樹木の剪定等について、町内等に講師を派遣し、実際に作業を見ながら学ぶことのできる「緑の出前講座」を開催している。令和6年度は9回開催（受講者474人）した。

4 美しい景観の形成

(1)概況

風光明媚な自然的景観と中心市街地のにぎわいや港町の昔ながらの庶民的な雰囲気が感じられる人工的空间がバランスよく調和することで、当市のまちのイメージが形成されている。一定規模を超える建設行為や開発行為に制限を設けると同時に、計画的な景観づくりやごみのないきれいなまちづくりを推進する施策を実施している。

(2)景観計画及び景観条例

景観法（平成16年に公布・施行）に基づき、「八戸市景観条例」を制定し、最低限守るべき基準として「八戸市景観計画」を策定した。そして、一定規模を超える建築物の新築や開発行為等を行う場合には、事前の届出を義務付け、計画への適合を審査している。

○令和6年度の状況 届出件数21件、通知件数0件

(3)八戸市景観賞

昭和62年から実施している良好な景観形成の事例や活動を表彰する制度である。景観に対する関心を高め、地域の特長を活かしたまちづくりに市民が貢献することを目的としている。「建築物部門」、「広告物部門」、「公共施設・公共空間部門」、「景観づくり活動部門」、「生きた景観部門」の5部門がある。

《第33回八戸市景観賞》

○応募期間 令和3（2021）年8月1日～令和5（2023）年5月31日

○応募総数 16通、表彰件数3件

・公共施設・公共空間部門



《八戸市美術館》

八戸市大字番町10-4

・生きた景観部門



《マリエントからのみなと景観》

大字鮫町字下松苗場 14-33

・景観づくり活動部門



《KenKumi Garden（佐藤邸のバラ園）》

八戸市湊高台五丁目 3-18

(4) 地域環境美化活動

①はちのへクリーンパートナー制度

市民の地域への愛着心と美化意識の高揚を図り、市民との協働により継続的な環境美化活動を推進することを目的として、平成15年4月に開始した制度である。事前に登録された市民及び市内に事業所等を有する団体・企業が、ボランティアで公共空間のごみ拾いによる清掃活動を行う際、ボランティア袋の提供等の支援を行う。

○登録状況（令和6年度末現在） 356団体・32,914名

○令和6年度活動状況（延べ数） 248団体・7,605名

②八戸市環境美化協議会

「八戸地区衛生組織連合会」と「クリーンはちのへ530運動連絡会」の合併一元化により平成4年4月に発足した。地域の環境美化、ごみの減量化等「きれいなまちづくり運動」と「健康で住みよい、明るいまちづくり運動」を基本理念に事業を推進している。

<主な事業内容>

- 530運動（年3回）
- 530運動児童作品コンクール
- 犬の飼育啓発用看板の配布
- 集積所用網購入の補助
- 機関紙の発行（年1回）
- 8エコ大作戦の開催

（八戸市のごみ減量キャンペーンと共に）



530運動の様子

③新井田川をきれいにする会

水産加工場等の排水による水質汚濁が原因で起きた河口付近における魚の大量死事件を契機に、新井田川をきれいにし、住民の快適な生活環境を維持することを目的として、昭和47年6月に町内会・企業・各種団体等を中心に設立された。

<主な事業内容>

- 地域住民の参加による新井田川堤防・
河川敷の清掃（令和6年度は3回）
- 河川敷への花壇の整備・植栽
- ごみの不法投棄防止・環境美化の意識高揚



河川敷での花壇の整備・植栽の様子

④海浜清掃活動

ボランティア活動として海浜清掃を行う団体に、公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構が提供するごみ袋を配布し、ごみのないきれいな海浜づくりを推進している。

⑤海岸漂着物地域対策推進事業

三陸復興国立公園の景観や自然環境の保全を図るために、県の補助金を活用し、平成25年度から海岸漂着物の収集・処分を行っている。

○実施区域：国立公園内の蕪島から金浜漁港までの海岸およそ12km

○実施形態：委託した一般廃棄物収集運搬業許可並びに産業廃棄物収集運搬業許可を有する業者が収集・運搬し、一般廃棄物は八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザで、産業廃棄物は委託した産業廃棄物処理業許可業者にて処分

○令和6年度漂着物回収量：可燃物 15.04t 不燃物 2.49t 産業廃棄物 0.10t

5 文化・歴史環境の保全

(1)概況

中心部を流れる馬淵川・新井田川沿いなどに多くの遺跡が分布している。また、風張1遺跡から発掘された「土偶」（合掌土偶）が国宝に指定されているほか、国の重要無形民俗文化財に指定されている「八戸のえんぶり」「八戸三社大祭の山車行事」など、合わせて143件が国・県・市の文化財の指定を受けている。平成28年12月1日には、八戸三社大祭の山車行事を含む全国33件の祭礼行事が、「山・鉢・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。歴史・文化遺産は、私たちの生活に潤いと安らぎ、心の豊かさをもたらすことから、市の宝、市民の誇りとして次世代に引き継ぐ必要がある。

(2)縄文遺跡

先人の営みを示す491の遺跡が確認されており、縄文時代の遺跡はその9割に含まれる^{*1}。また、縄文時代早期の環境変動や漁労活動の痕跡を示す「長七谷地貝塚」と、縄文時代前期から晩期まで異なる時代の集落があり、円筒土器文化や亀ヶ岡文化の遺物が良好な状態で出土する「是川石器時代遺跡」が国史跡となっている。これらの史跡は世界遺産^{*2}「北海道・北東北の縄文遺跡群」の関連資産・構成資産であり、関係自治体との連携のもと、遺跡と周辺環境の保全や、縄文の雰囲気が感じられる環境づくりへの取組を進めていく必要がある。

※1 一つの遺跡に複数の時代の痕跡が見つかることがあり、9割の中には縄文時代以外の遺跡も含まれる。

※2 令和3年7月27日に世界遺産登録となった。



国史跡「是川石器時代遺跡」



国宝「合掌土偶」

○令和6年度のはは川縄文館について

収蔵品 国宝1点

国指定重要文化財 是川遺跡出土品963点

風張1遺跡出土品663点 附2

観覧者数 32,591人

○その他

令和6年度は、16遺跡29地点3,809m²の発掘調査を実施し、83箱^{*}の遺物が収蔵された。是川石器時代遺跡の史跡指定地は、令和7年3月に2,460m²が追加指定され、約22万1千m²となった。

※箱：出土品量を60cm×40cm×15cmのプラスチックコンテナ箱に換算

(3) 八戸三社大祭

豊作祈願と報恩を起源とする、300年以上の歴史と伝統を誇る“日本一の山車祭り”で、国の重要無形民俗文化財に指定されている。平成28年12月、八戸三社大祭の山車行事を含む全国33件の祭礼行事が、「山・鉢・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。おがみ神社、長者山新羅神社、神明宮の三つの神社の神輿行列と、神話・伝説・歌舞伎を題材に制作された豪華絢爛な27台の山車が、笛・太鼓の音色や子ども達の元気な掛け声とともに中心街を練り歩く。

○日程 7月31日～8月4日

○期間中の入込数推移

年 度	H29	H30	R1	R2・R3・R4	R5	R6
入込数	149万人	140万人	145万人	行列等中止	141万人	156万人

(4) 八戸えんぶり

青森県南地方に春を呼ぶ八戸地方を代表する民俗芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されている。その年の豊作を祈願する祭りで、「太夫（たゆう）」と呼ばれる舞い手が馬の頭をかたどったといわれる華やかな鳥帽子（えぼし）を被り、頭を大きく振る独特の舞いが特徴である。その舞いは、稻作の動作である種まきや田植えなどを表現している。

○日程 2月17日～2月20日

○期間中の入込数推移

年 度	H29	H30	R1	R2・R3	R4	R5	R6
入込数	29万人	31万人	25万人	開催中止	29万人	36万人	28万人



八戸三社大祭



八戸えんぶり

第3節 脱炭素・循環型社会づくり

1 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの導入促進

(1)概況

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、エネルギー起源の二酸化炭素がその大部分を占めていることから、地球温暖化対策推進のためには、省エネルギーの推進が不可欠である。当市では、市自らの事業活動による二酸化炭素排出量削減のための省エネルギーに関する取組のほか、市域全体での省エネルギー推進のための施策を実施している。

また、再生可能エネルギーは、地球温暖化対策のみならず、エネルギー自給率の向上や、非常時のエネルギー源確保などの観点からも、その重要性が高まっている。当市は、北国でありながら積雪量が少なく、日照時間が長いという特性から、太陽光発電の適地といわれており、固定価格買取制度の普及もあって、太陽光発電設備の普及が進んでいるが、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指して、太陽光を始めとする再生可能エネルギーの積極的な導入を促進していく必要がある。

(2)八戸市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（うみねこプランV）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条では、地方公共団体に対し、その事務・事業から発生する温室効果ガスの排出の量の削減等の措置に関する計画の策定が義務付けられている。当市では、温室効果ガスの排出量の削減と、省資源・省エネルギーに関する具体的な取組項目を定めた実行計画「うみねこプラン」を平成12年度に策定した。改定を重ね、現在の「うみねこプランV」は令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの11年間の計画期間で、引き続き環境負荷の低減に取り組んでいく。

○計画の概要

目標設定項目：温室効果ガス排出量、エネルギー使用量（車両）、エネルギー使用量（施設）、水道使用量、可燃性廃棄物量、不燃性廃棄物量

基 準 年 度：平成30（2018）年度

計 画 目 標

目標設定項目	基準年度 平成30(2018)年度 実績値	目標年度 令和12(2030)年度 目標値	計画目標
① 温室効果ガス排出量 [t]	42,355.9	39,798.6	基準年度比 6.1%削減する
② エネルギー使用量（車両） [MJ]	67,024,379.6	64,579,432.7	基準年度比 3.7%削減する
③ エネルギー使用量（施設） [MJ]	616,405,389.9	695,894,684.9	基準年度比 12.8%増に抑える
④ 水道使用量 [m³]	472,280.8	478,904.0	基準年度比 1.4%増に抑える
⑤ 可燃性廃棄物量 [kg]	947,282.3	972,565.4	基準年度比 2.6%増に抑える
⑥ 不燃性廃棄物量 [kg]	70,311.8	72,425.6	基準年度比 3.0%増に抑える

○令和6年度の取組実績

	平成30年度 (基準年度)	令和6年度	基準年度比 増減率	令和6年度 進行の目安
温室効果ガス総排出量 [t-CO ₂]	42,355.9	40,662.2	-4.0%	+4.1%
エネルギー使用量(車両) [MJ]	67,024,379.6	62,676,200.4	-6.5%	-3.7% (目標値)
エネルギー使用量(施設) [MJ]	616,405,389.9	690,457,485.5	+12.0%	+14.0%
水道使用量 [m ³]	472,280.8	454,909.4	-3.7%	+1.4% (目標値)
可燃性廃棄物量 [kg]	947,282.3	865,891.9	-8.6%	+2.6% (目標値)
不燃性廃棄物量 [kg]	70,311.8	65,832.3	-6.4%	+3.0% (目標値)

※令和7年7月、うみねこプランVを改定し、国や県等の目標と整合を図るために、令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で50%減とする目標を設定した。この目標は、改定前の目標や現状の実績値を鑑みると非常に高い目標であり、今後も更に温室効果ガス削減のための取組を的確かつ効果的に実施する必要がある。

(3)八戸市地球温暖化対策実行計画 区域施策編

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項の規定に基づき、平成22年2月に「地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編」(計画期間：平成22年度～令和4年度)を、令和5年9月に「第2次八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編」(計画期間：令和5年度～令和12年度)を策定し、市民や事業者による取組も含めた当市の区域内の温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。

○市内の温室効果ガス排出量削減目標

2050年カーボンニュートラルの実現を見据えて、令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で50%削減する。

年 度	温室効果ガス削減目標	
	() 内は基準年からの削減量	温室効果ガス排出量
基準年度 平成25(2013)年度	—	447.8万t
目標年度 令和12(2030)年度	50.4% (225.6万t 削減)	222.2万t

※前計画における市内の二酸化炭素排出量削減目標

年 度	CO ₂ 削 減 目 標	
	() 内は基準年からの削減量	CO ₂ 排出量
基準年度 2007年度	—	419.9万t
短期目標 2014年度	5.2% (21.8万t 削減)	398.1万t
中期目標 2020年度	25.0% (105.0万t 削減)	314.9万t
長期目標 2050年度	60.0% (251.9万t 削減)	168.0万t

2022年度の二酸化炭素排出量は、基準年度(2007年度)比で67.2万t(16.0%)減少した。

主な要因として、省エネの進展によるエネルギー消費量の減少や製造業における石炭使用量の減少が挙げられる。

※現行の計画は令和5年度を計画期間の初年度とする「第2次八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編」であり、平成22年2月に策定した前計画「地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域

施策編」は令和4年度をもって計画期間が終了しているが、令和6年度に把握できる直近の二酸化炭素排出量推計値は令和4（2022）年度分であり、その数値は前計画の期間内の数値として算定したものであるため、基準年度を前計画の「2007年度」としている。

<二酸化炭素排出量>

(単位：万t-CO₂)

年 度	2007 (基準年度)	2008	2009	2010	2011	2012
産業部門	206.3	197.8	187.7	195.1	188.8	221.1
工業プロセス	66.8	62.4	48.3	56.3	57.1	60.8
運輸部門	56.2	55.8	55.4	55.1	54.9	54.8
民生家庭部門	55.7	55.0	56.6	60.7	61.6	64.4
民生業務部門	28.5	30.4	29.8	28.6	26.8	32.3
廃棄物	4.2	4.5	4.0	3.3	1.9	3.7
エネルギー転換	2.4	2.0	1.7	1.5	2.6	2.9
総 計	420.2	408.0	383.5	400.5	393.6	440.0
基準年度比増減	(基準年度)	△ 12.2 △ 2.9%	△ 36.7 △ 8.7%	△ 19.6 △ 4.7%	△ 26.6 △ 6.3%	19.7 4.7%

年 度	2013	2014	2015	2016	2017	2018
産業部門	221.3	199.9	216.6	201.8	204.4	208.5
工業プロセス	61.3	60.3	63.0	62.3	64.5	65.2
運輸部門	54.5	54.2	53.8	53.4	53.0	52.5
民生家庭部門	68.5	67.7	61.8	64.7	61.5	57.1
民生業務部門	32.4	31.5	29.4	29.0	26.6	27.6
廃棄物	5.1	5.9	4.6	5.4	5.4	6.1
エネルギー転換	2.4	3.6	2.7	2.1	1.8	1.6
総 計	445.5	423.2	432.0	418.8	417.2	418.7
基準年度比増減	25.4 6.0%	3.0 0.7%	11.8 2.8%	△ 1.4 △ 0.3%	△ 2.9 △ 0.7%	△ 1.4 △ 0.3%

年 度	2019	2020	2021	2022
産業部門	198.3	182.1	181.1	157.8
工業プロセス	65.1	59.4	58.9	57.8
運輸部門	50.5	49.9	50.0	48.8
民生家庭部門	58.0	54.2	49.5	55.0
民生業務部門	25.7	24.2	25.2	25.1
廃棄物	6.2	5.2	6.9	6.7
エネルギー転換	1.7	1.6	1.5	1.7
総 計	405.5	376.6	373.1	353.0
基準年度比増減	△ 14.7 △ 3.5%	△ 43.5 △ 10.4%	△ 47.0 △ 11.2%	△ 67.2 △ 16.0%

※端数処理の関係により、縦計が合わない場合がある。

※「都道府県別エネルギー消費統計」の推計方法変更等のため、基礎資料を遡って改訂したことにより、以前公表した推計値とは基本的に接続しない。

次に参考として、経済活動に伴う二酸化炭素排出量を評価するため、市内総生産あたりの二酸化炭素排出量の推移を示す。

総生産あたりの二酸化炭素排出量は2011年度までは横ばい傾向が続き、その後、震災を契機とした火力発電の増加により電力事業者排出係数が大きくなつたことで増加傾向となつたが、近年は減少傾向にある。

(参考) 市内総生産あたりの二酸化炭素排出量の推移

年度	2007 (基準年度)	2008	2009	2010	2011	2012
二酸化炭素排出量 (万t)	420.2	408.0	383.5	400.5	393.6	440.0
市内総生産 (百万円)	904,221	832,984	843,419	869,375	872,835	862,502
総生産あたり 二酸化炭素排出量 (t／百万円)	4.65	4.90	4.55	4.61	4.51	5.10

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018
二酸化炭素排出量 (万t)	445.5	423.2	432.0	418.8	417.2	418.7
市内総生産 (百万円)	846,733	848,827	929,402	934,123	927,540	945,165
総生産あたり 二酸化炭素排出量 (t／百万円)	5.26	4.99	4.65	4.48	4.50	4.43

年度	2019	2020	2021	2022
二酸化炭素排出量 (万t)	405.5	376.6	373.1	353.0
市内総生産 (百万円)	944,239	921,888	915,484	907,090
総生産あたり 二酸化炭素排出量 (t／百万円)	4.29	4.09	4.08	3.89

※「市町村民経済計算」（青森県公表）の一部推計方法の変更等のため基礎資料を遡って改訂したことにより、以前公表した推計値とは基本的に接続しない。

○省エネ診断・公共施設LED化

第2次八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編では、目標年度である令和12年度までに省エネ診断を80件実施し、また、同年度の公共施設LED照明普及率を100%にすることを取組目標に掲げているが、それらの状況は次のとおりである。

- ・省エネ診断実施件数 令和6年度：7件

※市内の事業所が診断を受けた省エネ最適化診断、省エネお助け隊、省エネクイック診断、青森県の事業として実施した省エネ診断及び当市の事業として実施した省エネ診断の数

- ・公共施設LED照明普及率 令和6年度：15%

※市有施設のうち、全ての照明器具がLED化されている施設の割合

(4) はちのスマートムーブ通勤

全ての市職員を対象に、環境負荷低減に向けた意識啓発を促すことを目的として、令和元年度から取り組んでいる。月1回以上（年12回以上）公共交通機関、自転車、徒歩、相乗りなどのマイカー等を利用しない通勤又は毎日のエコドライブの実践を目標とする。10月のスマートムーブ通勤月間（県主催）と12月のスマートムーブ通勤強化月間（市独自）に取組日数を集計し、二酸化炭素削減量を算出した。

○令和6年度二酸化炭素削減量

- ・スマートムーブ通勤月間 約5,537kg-CO₂
- ・スマートムーブ通勤強化月間 約5,254kg-CO₂

○エコドライブの実践

はちのスマートムーブ通勤では、車間距離にゆとりを持つ、ムダなアイドリングをやめるなどの、エコドライブ普及連絡会が策定したエコドライブ10のすすめのうち、5つ以上を実施することでエコドライブを実践したものとする。

(5) 東部終末処理場における省エネルギーの推進

当市は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定された特定事業者に指定されている。特に温室効果ガス排出量の大きい当施設では、平成23年度に曝気槽の空気吹き込みに使用する散気管を、従来型から酸素溶解効率の良い超微細気泡散気管へ全面更新し、電気使用量の大幅な削減を図っている。また太陽光発電を運用し、令和6年度は7,842kWhを発電し、当施設で使用する電力の0.1%に充当した。

(6) エネルギーシステム転換支援事業

環境に配慮した事業活動を促進するため、環境負荷が少ないエネルギー・システムに転換して二酸化炭素の排出を抑制する事業者に対し、市がその経費の一部を補助している。

○事業概要

補助対象者	エネルギー・システムを設置・所有する市内の事業者又はエネルギー・システムを市内の事業者の利用に供するためリースにより提供するリース事業者
補助対象事業	エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のために、事業者が行う石油代替に資するエネルギー・システムの転換に要するものであり、エネルギー起源二酸化炭素の削減率が原単位でおおむね15%以上のもの
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・機械装置等購入費：エネルギー・システムの転換に要する機械装置等の購入等に関する経費・工事費：エネルギー・システムの転換に要する機械装置等の据え付け、配管、配電等の工事に関する経費
補助金の額	<ul style="list-style-type: none">・補助対象経費が1億円未満の場合は、補助対象経費の1/6又は200万円のいずれか低い額・補助対象経費が1億円以上の場合は1,000万円

○補助金交付件数（累計） 14件（令和7年3月31日現在）

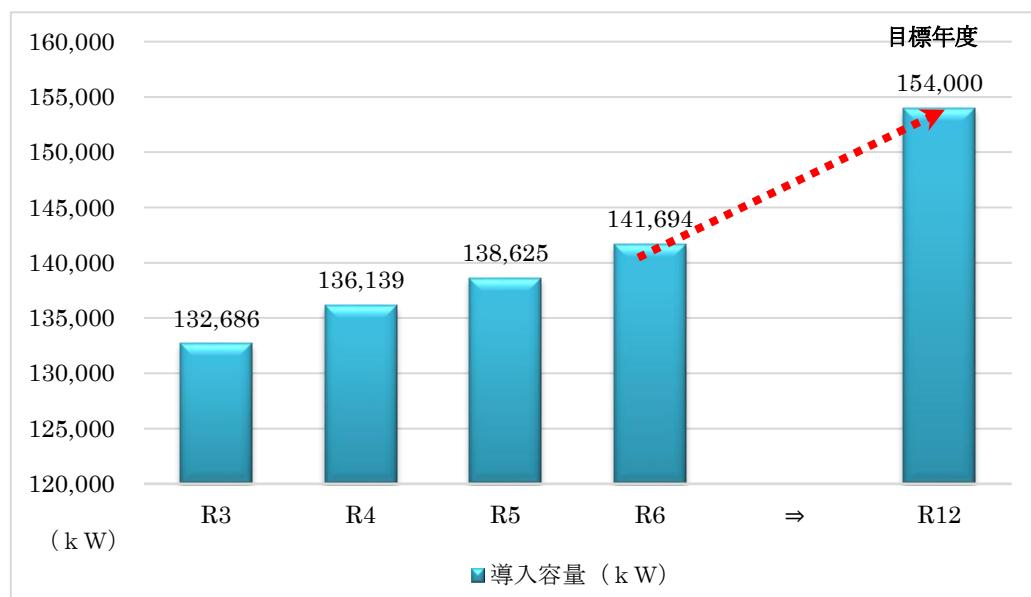
(7) 市内の太陽光発電設備導入状況

第3次八戸市環境基本計画・第2次八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編では、目標年度である令和12年度の市内太陽光発電設備導入容量を154,000kWとする指標を掲げている。

年度	容量（累計）	対前年度比の容量
R3	132,686kW	—
R4	136,139kW	3,453kW
R5	138,625kW	2,486kW
R6	141,694kW	3,069kW

※「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」より

※参考) 導入容量の推移（グラフ）



(8) 八戸市再エネ・省エネ設備導入促進事業補助金

燃料価格の高騰が続く中、家庭及び中小企業等におけるエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量削減の取組を推進するため、市民や中小企業者等に対し、市内の住宅又は事業所に太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置する場合の費用と、高効率空調機器を設置する場合の費用の一部を補助している。

○補助金の額

区分	住宅	事業所
太陽光発電設備	7万円/kW (上限35万円)	5万円/kW (上限100万円)
蓄電池	補助対象経費の1/3 (上限40万円)	補助対象経費の1/3 (上限63万円)
高効率空調機器	補助対象経費の1/2 (上限5万円)	補助対象経費の1/2 (上限25万円)

○補助対象者

区分	住宅	事業所
太陽光発電設備・蓄電池	自ら所有し居住する市内の住宅の敷地内に、太陽光発電による電気の自家消費を目的として太陽光発電設備と当該設備の付帯設備としての蓄電池を同時に設置する者	自ら所有し事業を営む市内の事業所の敷地内に、太陽光発電による電気の自家消費を目的として太陽光発電設備と当該設備の付帯設備としての蓄電池を同時に設置する中小企業者等
高効率空調機器	居住する市内の住宅に高効率空調機器を設置する者	事業を営む市内の事業所に高効率空調機器を設置する中小企業者等

○補助対象設備の要件

区分	要件
太陽光発電設備	(1)自ら所有し居住する市内の住宅の敷地内又は自ら所有し事業を営む市内の事業所の敷地内に設置する太陽光発電設備(PPA・リースにより導入されるものを除く。)。 (2)再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないもの。 (3)電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないもの。 (4)再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等(専らFIT制度又はFIP制度の認定を受けた者に対するものを除く。)に準拠して事業を実施すること。 (5)当該太陽光発電設備により発電する電力量を、住宅の場合は30%以上・事業所の場合は50%以上、当該太陽光発電設備を設置する住宅又は事業所の敷地内で消費するもの。 (6)毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備。

蓄電池	<p>(1)自ら所有し居住する市内の住宅の敷地内又は自ら所有し事業を営む市内の事業所の敷地内に本補助事業で設置する太陽光発電設備の付帯設備として設置する蓄電池（PPA・リースにより導入されるものを除く。）。</p> <p>(2)原則として本補助事業で設置する太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備。</p> <p>(3)停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(4)毎月の蓄電量や電気使用量が確認できる設備。</p> <p>(5)家庭用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkWh未満)を設置する場合にあっては、14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の価格の蓄電システム。</p> <p>(6)業務用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkWh以上)を設置する場合にあっては、16万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の価格の蓄電システム。</p> <p>※住宅に設置する場合は、家庭用蓄電池(4,800Ah・セル相当のkWh未満)に限り対象</p>
高効率空調機器	<p>(1)居住する市内の住宅又は事業を営む市内の事業所に設置する高効率空調機器（リースにより導入されるものを除く。）。</p> <p>(2)次の製品のいずれかであること。</p> <p>ア 日本産業規格 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法（JIS C9901）（目標年度2027年度）に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上の家庭用のエアコンディショナー</p> <p>イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する令和5年度補正予算省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型の補助対象設備のユーティリティ設備（高効率空調）である業務用のエアコンディショナー</p> <p>※住宅に設置する場合は、(2)アの製品に限り対象</p>

○補助金交付実績

区分	住宅（個人）		事業所（中小企業等）		合計	
	件数	交付確定額	件数	交付確定額	件数	交付確定額
太陽光発電設備・蓄電池	51 件	35,777,000 円	2 件	2,327,000 円	53 件	38,104,000 円
高効率空調機器	333 件	16,645,000 円	36 件	7,049,000 円	369 件	23,694,000 円

(9) 市有施設への太陽光発電設備等の導入

災害に強い自立・分散型の再生可能エネルギー等の導入を国が支援する「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業」を活用し、平成25年度から平成27年度にかけて、指定避難所である公民館8箇所・学校12校（次表の欄外の「◎」の施設）へ太陽光発電設備等（白山台公民館については蓄電池のみ）を導入した。

○導入状況

年度	導入施設	導入設備
H15	八戸市庁舎（本館）	太陽光発電システム（10.8kW）
R2	八戸市総合保健センター	太陽光発電システム（22.0kW）、蓄電池（22.0kWh）
H15	東部終末処理場	太陽光発電システム（100.0kW）
H25	白山台ヒルズ集会所	太陽光発電システム（4.8kW）、蓄電池（4.65kWh）
H25	多賀台集会所	太陽光発電システム（4.6kW）、蓄電池（4.65kWh）
H15	白山台小学校	太陽光発電システム（3.1kW）
H23	柏崎小学校	太陽光発電システム（20.0kW）
H23	吹上小学校	太陽光発電システム（10.0kW）
H25	城北小学校	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（16.0kWh）
H26	島守小学校	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（16.2kWh）
H27	田面木小学校	太陽光発電システム（10.6kW）、蓄電池（16.9kWh）
H27	多賀小学校	太陽光発電システム（10.6kW）、蓄電池（16.9kWh）
H29	西白山台小学校	太陽光発電システム（10.0kW）
H15	小中野中学校	太陽光発電システム（10.0kW）
H15	江陽中学校	太陽光発電システム（10.0kW）
H26	第二中学校	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（15.0kWh）
H26	第三中学校	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（16.8kWh）
H26	明治中学校	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（16.8kWh）
H26	中沢中学校	太陽光発電システム（10.4kW）、蓄電池（16.8kWh）
H26	南浜中学校	太陽光発電システム（10.4kW）、蓄電池（16.8kWh）
H27	大館中学校	太陽光発電システム（10.6kW）、蓄電池（16.9kWh）
H27	豊崎中学校	太陽光発電システム（10.6kW）、蓄電池（16.9kWh）
H27	是川中学校	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（16.9kWh）
H23	白山台公民館	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（14.4kWh） ※蓄電池の導入年度はH27
H25	白銀公民館	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（11.0kWh）
H26	鮫公民館	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（11.0kWh）
H26	湊公民館	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（11.0kWh）
H26	白銀南公民館	太陽光発電システム（10.0kW）、蓄電池（11.0kWh）
H27	根岸公民館	太陽光発電システム（10.08kW）、蓄電池（10.0kWh）
H27	東公民館	太陽光発電システム（10.08kW）、蓄電池（10.0kWh）
H27	上長公民館	太陽光発電システム（10.08kW）、蓄電池（10.0kWh）

（◎の各小中学校の体育館にはLED照明も導入）

2 環境に配慮した都市基盤の整備

(1)概況

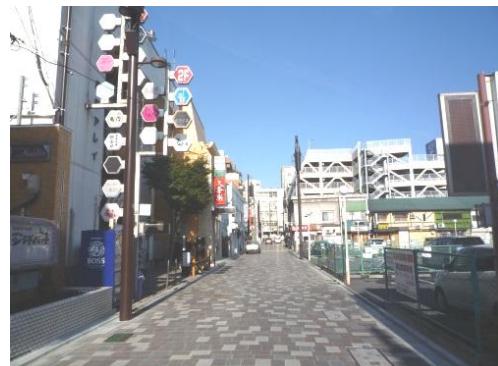
地球温暖化と都市構造の間には深い関わりが存在し、脱炭素社会形成のためには、環境に配慮した都市構造の構築と都市基盤の整備が重要である。当市では、都市計画マスタープランなどに基づき、コンパクト&ネットワークの都市構造の形成や緑豊かなまちづくりを進めている。

(2)道路整備事業

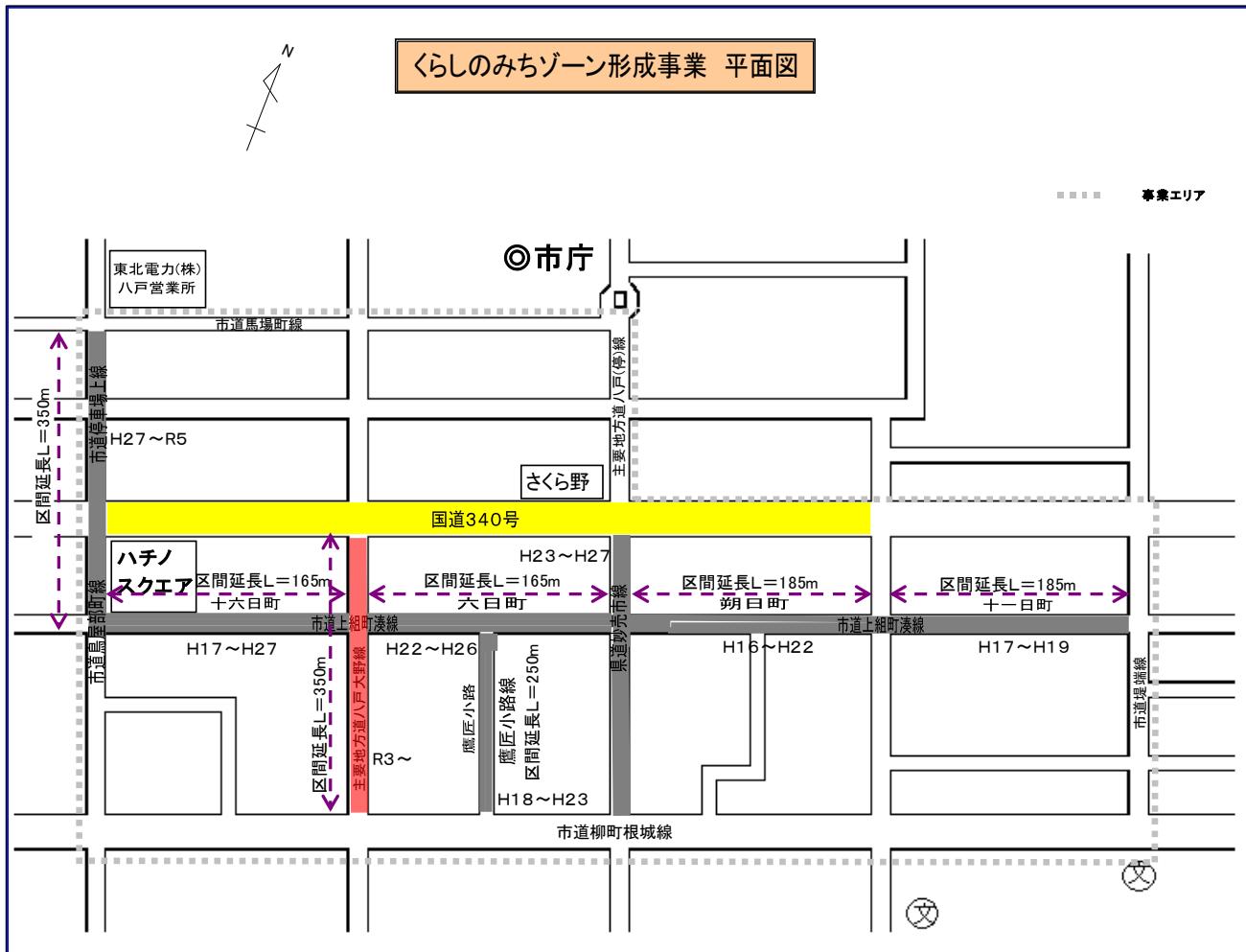
道路は、市民の日常生活や社会経済活動を支える最も基礎的な社会基盤である。国・県・市では、生活道路の整備から高速交通ネットワークの形成や交通混雑緩和、所要時間短縮、救急医療体制の強化、広域観光ルートの形成等地域産業の活性化や地域振興等の面で多大な効果をもたらす道路整備を進めている。

○主な事業

事業名	事業期間(年度)	施工延長(km)	施工者	備考
都市計画道路3・3・8号白銀市川環状線整備促進事業	H26~	4.7	県	
国道454号(豊崎地区)整備促進事業	H29~	2.7	県	
都市計画道路3・5・1号沼館三日町線整備促進事業	H22~	0.5	県	
くらしのみちゾーン形成事業	H16~	1.65	県・市	◇市道上組町湊線 L=0.7km H27.3月完成 ◇市道鷹匠小路線 L=0.25km H23.7月完成 ◇市道鳥屋部町線 L=0.1km (R6.1月完成) ◇市道停車場上線 L=0.25km (R6.1月完成) ◇主要地方道八戸大野線 L=0.35km (施工中)
都市計画道路3・4・11号八戸大通り線整備促進事業	R6~	0.3	県	



六日町地区くらしのみちゾーン形成事業



(3) 八戸港利用促進のためのポートセールス

八戸港のポートセールス推進により、外航及び内航（国際フィーダー）のコンテナ定期航路の利用を促進しており、環境負荷の少ない海上輸送へのモーダルシフトにも貢献している。

しかし、中国による日本産水産物の輸入停止措置や、製造業の国際的な競争激化等による影響を受け、2024年コンテナ貨物取扱量は4万TEU台となっている。



八戸港でのコンテナの荷役風景

○コンテナ取扱量推移 (単位: T E U)

年 度	R4	R5	R6 (速報値)
コンテナ取扱量	51,472	41,043	40,242

(4) 路線バスの利用促進

バスは、マイカーに比べて多くの人が乗れるため、1人あたりの二酸化炭素排出量はマイカーの40%程度という環境にやさしい乗り物であることから、当市では路線バスの積極的な利用を推進している。

第3次八戸市環境基本計画・第2次八戸市地球温暖化対策実行計画区域施策編では、目標年度である令和12年度の市民1人あたりの年間平均バス利用回数（市営バス、南部バス及び十和田観光電

鉄バスを合わせた回数)について、現状年度(令和3年度)の34.4回に維持することを指標に掲げているが、令和6年度は34.2回であった。

(5) 八戸市営バスの取組

八戸市営バスでは、マイカー利用を控え、バスの利用を促進するため、すべての定期券をエコ定期券として販売している。また、小中学生や親子を対象としたエコパスポートシリーズも販売し、子どもも気軽にバスを利用できる交通環境の推進に努めている。

① 八戸市営バス利用者数推移

(単位：千人)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	6,533	5,314	5,323	5,155	5,146	5,176

② エコ定期（休日150円サービス）

すべての定期券を対象に、土日・祝日・お盆期間及び年末年始に、本人と同伴する家族の運賃が1乗車につき150円（子ども80円）となる。

③ エコパスポート

主に小中学生を対象にした夏休み・冬休み・春休み期間中、及びえんぶりの日に市営バス全路線一日乗り放題となる乗車券。

- ◇ こども探検エコパスポート … 小学生を対象（1枚100円）
- ◇ J・エコパスポート … 中学生を対象（1枚300円）
- ◇ 親子DE探検エコパスポート … 小学生とその保護者の2名を対象（1枚600円）

④ エコ定期・エコパスポート発行（売上）枚数の推移（単位：枚）

商品名	R1	R2	R3	R4	R5	R6
エコ定期	9,853	8,166	8,163	7,843	7,675	7,054
こども探検エコパスポート	322	214	173	148	238	168
J・エコパスポート	258	181	248	191	175	222
親子DE探検エコパスポート	134	54	62	52	49	76



エコ定期(ハチカ)

こども探検
エコパスポート

J・エコパスポート

親子DE探検
エコパスポート

3 3Rの推進

(1)概況

当市では、「家庭ごみの有料化」の導入や、資源となる事業系紙ごみの八戸清掃工場への搬入規制等、3Rの推進による廃棄物の循環的な利用と最終処分量削減に関する施策を展開している。

(2)ごみ減量とリサイクルの取組

ごみの減量とリサイクルの推進のために、以下の事業に取り組んだ。

事業名	令和6年度実績
廃食用油利活用事業	回収量 34,684L
小型家電リサイクル事業	回収量 37.08t
八戸市リサイクルパートナー補助金交付事業	回収量 246,278kg
ごみ減量推進員の配置	令和7年3月末現在 432名
家庭ごみ有料化の実施	可燃ごみ袋 1,009,500組 不燃ごみ袋 48,640組 粗大ごみ処理券 21,180枚を交付（販売）
家庭ごみの分け方・出し方チラシ配布事業	市内全世帯に配布
事業系ごみ減量・再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none">・可燃ごみ開放検査への立会い及び不適正排出者や収集運搬業者への指導・市ホームページにおける事業系ごみ処理マニュアルの公開・3010運動の周知啓発
ごみ減量キャンペーン (年間を通じて実施する他、3R推進月間の10月に集中的に実施)	<ul style="list-style-type: none">・【8エコ大作戦】8エコフェス2024の開催<ul style="list-style-type: none">▶エコ料理教室12組33名、エコアート教室15組35名・【8エコ大作戦】エコネタ・エコレシピの募集<ul style="list-style-type: none">▶応募総数：[エコ川柳] 190点、[エコレシピ] 91点▶入賞数：[エコ川柳] 大賞：1点、準大賞：1点、特別賞：3点 [エコレシピ] 大賞：1点、準大賞：1点、特別賞：1点・ごみ減量啓発チラシ、ごみ減量グッズの配付・ポスター掲示による3R推進の啓発：市営バス車内、公民館、小学校、高校、公共施設、商業施設等
給食廃棄物リサイクル事業	<ul style="list-style-type: none">・給食センターから排出される食品残渣を市内の業者に委託し、有機堆肥に再生。 <p>回収量 198,940kg</p>

(3) 1人1日あたりのごみ（一般廃棄物）排出量の推移

令和6年度における災害廃棄物を除いた行政関与分の1人1日あたりのごみ排出量は935g（前年度比1gの減）となり、平成27年度から横ばい傾向で推移してきたが、大きく減少した。しかしながら、依然として全国平均を上回っている状況である。

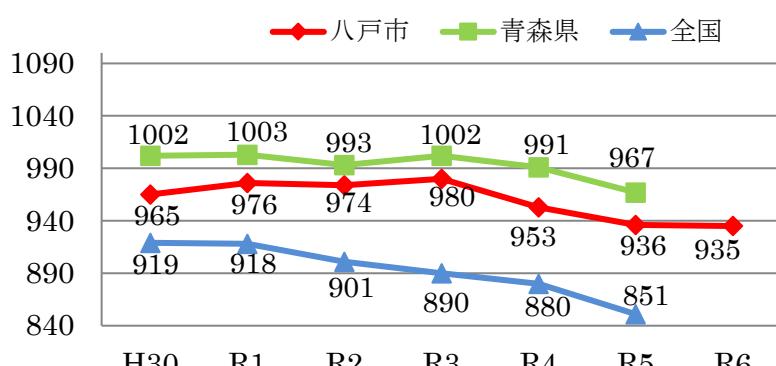
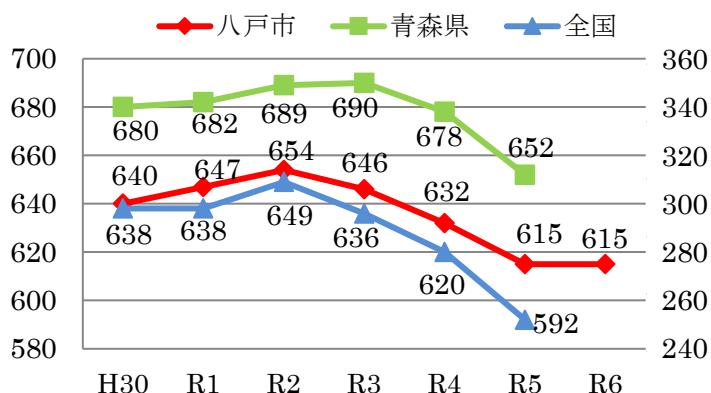


図4-1 1人1日あたりのごみ排出量（家庭系+事業系）の推移

<家庭系ごみ>



<事業系ごみ>



図4-2 1人1日あたりのごみ排出量の内訳と推移

(4) 1人1日あたりの最終処分量の推移

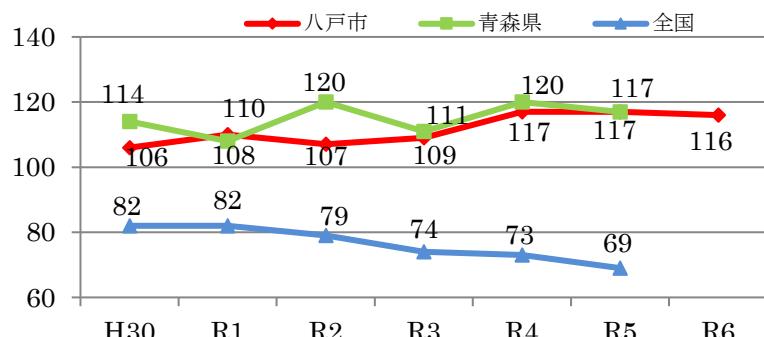


図4-3 1人1日あたりの最終処分量の推移

(5) リサイクル率の推移

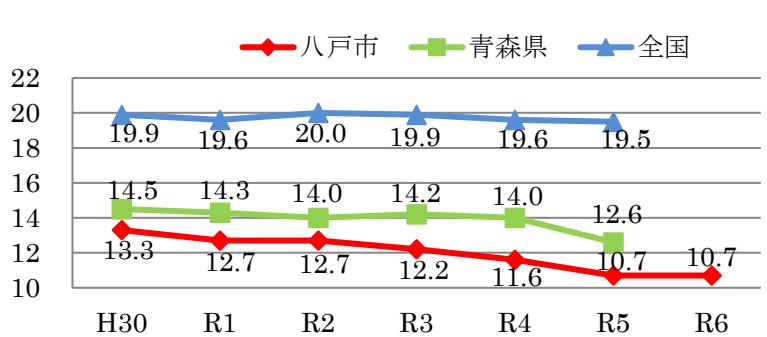


図4-4 リサイクル率の推移

市の最終処分量は、例年横ばいで推移していたが、令和4年度から焼却灰の資源化の減に伴い増加した。

災害廃棄物を除いた行政関与分のリサイクル率は近年ゆるやかに低下しているが、これは民間スーパー等による古紙回収が徐々に市民に浸透し、従来まで集積所に排出され収集されてきた紙資源が減少したことが一要因と推察される。

4 廃棄物の適正処理

(1)概況

3Rの推進により廃棄物を抑制してもなお排出される廃棄物は、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理がなされなければならない。廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令に基づく規制やこれに基づく監視・指導により廃棄物の適正な処理を推進し、不法投棄及び不適正処理の未然防止を図ることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めている。

(2)廃棄物処理業及び処理施設の許可・指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物の処理を業として行う者又は処理施設を設置する者に対する許認可を行っている。また、廃棄物の適正処理を推進するため、許可業者や排出事業者に対して立入検査・指導を実施している。

○一般廃棄物処理業許可業者数（令和6年度末現在）

一般廃棄物 収集運搬業	一般廃棄物 処分業
117	3

○産業廃棄物処理業許可業者数（令和6年度末現在）

産業廃棄物 収集運搬業	特別管理産業 廃棄物収集運搬業	産業廃棄物 処分業	特別管理産業 廃棄物処分業
28	9	63	7

○廃棄物処理施設設置許可数（令和6年度末現在）

一般廃棄物 処理施設	産業廃棄物 中間処理施設	産業廃棄物 最終処分場
30	182	6

(3)不法投棄対策事業

①不法投棄防止に係る普及啓発

広報紙やホームページへの掲載、立て看板の設置などにより、不法投棄防止について普及啓発を図っている。また、事業者に対する廃棄物処理法説明会を青森県と合同で開催し、法制度について正しい知識を身に付けさせ、適正処理を促すことにより、不法投棄の未然防止に努めている。

②パトロールの実施

不法投棄の未然防止と早期発見のため、通常のパトロールのほか、休日・早朝パトロールを実施し監視活動を行っている。また、不法投棄調査員によるパトロールを実施し、未然防止及び早期発見に努めている。

③ドローンによる監視・調査

崖地、事業場の奥など、通常の立入検査では確認が困難な不法投棄現場を発見するほか、不法投棄現場における廃棄物の投棄範囲や投棄量などを把握するため、ドローンを活用している。

④不法投棄監視カメラ

平成18年7月から「不法投棄監視カメラ」を導入し、不法投棄常習地域へ設置することにより、未然防止及び早期発見に努めている。令和6年度末時点では8箇所に設置しており、改善が認められた場合には都度設置場所を変えている。

○不法投棄監視カメラ設置状況（令和6年度末現在）

設置場所	設置期間
白山台地区	令和元年6月から
吹上地区	令和2年9月から
下長地区	令和3年10月から
市川地区	令和3年10月から
市川地区	令和4年6月から
大館地区	令和4年10月から
大館地区	令和5年6月から
白山台地区	令和6年11月から



不法投棄監視カメラ

⑤不法投棄等事案に係る指導

不法投棄等された廃棄物が長期にわたり放置された場合、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、原因者等に対し法令に基づく指導を行い、事案の早期解決に努めている。

(4)建設リサイクル法に基づく届出・指導

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律では、建築物の分別解体及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による事前届出などが義務付けられている。届出工事における分別解体等の実施状況の確認及び無届工事の監視等のため、令和6年度は、全国一斉パトロールを6月24日と10月23日に、また随時パトロールを毎月実施した。

(5)建設資材廃棄物の引渡完了報告制度

平成29年4月から、建設リサイクル法に基づく届出が必要な建設工事について、当該建設工事の元請業者又は自主施行者が、建設資材廃棄物を処分業者に引き渡した旨を当市に報告する制度を実施している。本制度は、当市が建設資材廃棄物の処理状況を確認することにより、廃棄物の不適正処理の未然防止、早期発見を図ることを目的としている。

(6)自動車リサイクル法に基づく登録・許可・指導

使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、使用済自動車の再資源化等を業として行っている者に対する登録・許可を行っている。使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るために、解体業者・破碎業者等に対して立入検査・指導を実施している。

○自動車リサイクル法登録・許可事業者数（令和6年度末現在）

引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業
65	28	9	2

(7)ポリ塩化ビフェニル特別措置法に基づく届出・指導

ポリ塩化ビフェニルの廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処理期限内に確實かつ適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理が行われるよう立入検査・指導を実施している。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管状況等届出事業場数 77（令和6年度末現在）

5 リサイクル関連産業の振興

(1)概況

当市では、臨海部に立地する企業が保有する設備や技術、また、大量輸送を可能とするインフラである八戸港を活用して、リサイクル事業と静脈海上物流が行われている。

平成14年のあおもりエコタウンプランの承認、平成15年のリサイクルポートの指定などを契機に、あおもりエコタウンを構成する、非鉄製錬、棒鋼製造、セメント製造、製紙を事業とする各企業では、個々に廃棄物処理事業を行うほか、ゼロエミッションシステムが構築されている。

(2)各企業の取組

地域の廃棄物処理から、企業間連携により新たな製品・素材等へ再資源化を行う進化したゼロエミッションシステムは、国内有数のシステムとなっており、各企業から発生する煙灰や廃棄物は、非鉄製錬会社にて処理が行われ、亜鉛や鉛等の回収が行われる。その過程で発生する副産物のスラグは、セメント製造企業において、原料として利用されている。

○取組事例

・廃プラ等ASRリサイクル事業

ASR（自動車シュレッダーダスト）や廃プラスチックからカーボンを製造し、還元剤や燃料として利用。

第4節 良好的な環境を支え次世代へつなぐ人・仕組みづくり

1 環境教育・学習の推進

(1)概況

より良い環境づくりや環境保全のために、主体的な行動ができる人を育てるための施策として、市内小学生を対象とした「環境学習会」や地域住民対象の「出前講座」を実施し啓発に努めている。

(2)こどもエコクラブ

地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援することを目的として、公益財団法人日本環境協会で実施しているものである。八戸市内では、8 クラブ、219名の子どもたちが登録（R7. 3. 31現在）し、環境活動を行った。

(3)環境月間

6月の環境月間には、各種行事を実施している。

○令和6年度6月 実施状況

行 事 名	内 容	場 所	実 施 日
①水質汚濁防止法による特定事業場立入調査	立入検査を行い、排出水の監視・指導を実施	市内	随時
②悪臭パトロール	悪臭の発生源となる工場・事業場の周辺をパトロールし、悪臭防止対策の推進と環境保全について指導を実施	畜産事業場他	随時
③せせらぎウォッキング (水生生物調査)	河川水質と生き物との関わりを調べ、環境を大切にする心を育むことを目的に調査を実施 (実施校：旭ヶ丘小学校)	新井田川水系馬渡川 (がんじや里山)	6月25日
④新井田川河川敷の清掃と花壇の整備	新井田川をきれいにする会により散乱ごみの清掃及び花壇の整備を実施	新井田川河川敷	6月16日
⑤環境学習会	人間と環境との関わりについて理解を深め、環境に対して責任ある行動が取れる知識と能力を身につけてもらうために学習会を実施	① 白山台小学校 ② 下長小学校 ③ 西白山台小学校 ④ 町畑小学校 ⑤ 町畑小学校 ⑥ 町畑小学校 ⑦ 多賀台小学校 ⑧ 下長小学校 ⑨ 白銀小学校	① 6月7日 ② 6月11日 ③ 6月12日 ④ 6月13日 ⑤ 6月17日 ⑥ 6月19日 ⑦ 6月21日 ⑧ 6月27日 ⑨ 6月28日

(4)エコツアー

市民の環境への関心を高めるため、八戸近郊の環境に配慮した事業活動を行っている工場や施設を見学するツアーを実施している。

実施月日	見 学 先	見 学 内 容	参加者数	参加校
11月26日 11月27日	東京鉄鋼㈱八戸工場	廃家電等リサイクル施設見学	17名 12名	豊崎小学校 多賀小学校

(5)環境学習会

平成16年度より、市内小学校を対象に「環境学習会」を開催している。内容は市職員が学校に向いて、ごみ、生活排水、地球温暖化などについて学ぶ屋内学習会と、屋外の親水空間や学校周辺で自然体験を行う屋外学習会がある。なお、平成19年度からはボランティア補助員のサポートを得て円滑な実施を図っており、令和6年度は9名が補助員に登録した。

○令和6年度 開催実績

内 容		開催数 (回)	児童 延参加数 (人)	補助員 延参加数 (人)	実施校 ※開催順
屋 内	ごみの減量・リサイクル	8	403	39	白山台、下長、町畠、柏崎、明治、江南、豊崎、吹上
	生活排水対策	7	233	27	町畠、多賀台、白銀、鮫、江南、下長、明治
	地球温暖化対策	1	32	0	町畠
屋 外	がんじゅ里山	8	482	0	西白山台、町畠、下長、白鷗、江南、新井田、城北、吹上
	せせらぎウォッキング	2	120	0	旭ヶ丘（調査・報告会）
	地域環境探検	0	0	0	
合 計		26	1,270	66	17校

(6) 環境講話

平成30年度より、市内高校生等を対象に「環境講話」を開催している。市職員が学校に出向いて、「地球温暖化の現状と対策について」及び「八戸市のごみについて」の2テーマから希望に沿った内容の講演を行う。

○令和6年度開催校：八戸工科学院、仙台育英学園高等学校 ILC 青森校

(7) 省エネルギーセミナー

○市民向け省エネルギーセミナー

省エネルギーの重要性や必要性を理解する機会を創出することで、市民一人ひとりが具体的に地球温暖化対策を進める目的として開催した。

開催月日	イベント名	会場	参加者数
8月9日	パナソニック出前講座「親子で学ぶ！エネルギーの創・蓄・省とエコものづくり教室」	八戸ポータルミュージアムはっち	延168名

○中小企業向け省エネルギーセミナー

市内中小企業の省エネルギー対策を加速させ、エネルギー価格高騰の負担軽減や脱炭素経営への転換を後押しすること目的として開催した。

開催月日	イベント名	会場	参加者数
2月4日	～省エネ＝経営改善＋脱炭素～ 中小事業者向け省エネセミナー	八戸グランドホテル	77名

(8) 農業体験学習

小学生等の食育の一環として農作物を育て収穫する喜びを体験し、農業及び食に対する理解を深めてもらうことを目的に、農業体験の場を提供し、さつまいも・だいこん等の植え付け・は種・収穫体験、野菜の育て方等の学習会を開催している。

○令和6年度農業体験実績

- ・体験者数 717人
- ・小学校等9団体（34回）



さつまいもの収穫体験

2 環境関連情報の発信

(1)概況

多様化する環境問題に関する情報を発信するため、イベント開催や広報紙などを活用した周知啓発を実施した。

(2)環境審議会の開催

八戸市環境基本条例第24条により設置された、市の環境保全等に関する調査審議する市の附属性機関である。令和6年度は2回開催。

(3)「八戸の環境」冊子・概要版の作成

第3次八戸市環境基本計画に基づき八戸市の環境の状況をまとめた年次報告書である。冊子及び配付用データを作成し、関係機関等へ配付している。また、概要版を作成し、八戸市庁、南郷事務所、各地区公民館、市民サービスセンターへ配付している。

(4)「広報はちのへ」への啓発記事掲載と市ホームページを活用した情報提供

「広報はちのへ」に記事を掲載している。また、市ホームページを活用して環境に関する意識啓発・情報提供を行っている。

○お知らせ記事の内容

6月は環境月間、再エネ省エネ設備導入費用補助、特定外来生物駆除協力、食品ロス削減月間、ほか

○環境部門に関する市ホームページの閲覧件数の推移（件）

R1	R2	R3	R4	R5	R6
353,465	291,405	332,198	309,226	327,114	353,509

※R4までは環境部を集計、R5からは市民環境部（環境政策課・環境保全課・清掃事務所分）を集計

(5)環境月間啓発事業

○啓発チラシの作成と配布

環境の日及び環境月間の啓発チラシを作成し、市内の全児童・生徒・教員への配布及び地区公民館等への設置を行った。

○啓発パネル展示

環境月間推進のため、気候非常事態宣言や環境配慮行動、環境保全に関連した事業を紹介するパネル展を開催した。

- ・開催期間 令和6年6月3日～6月28日
- ・会場 市庁本館1階 市民ホール

○八戸市立図書館における展示

※冷房設備更新工事に伴う休館（令和6年3月1日～令和6年8月7日）により、実施なし。

○八戸市立南郷図書館における展示

- 地球温暖化に関する本をメインに、暑さ対策や節電・エコに関する本を展示・貸出。
- ・開催期間 令和6年6月1日～27日
 - ・テーマ 地球沸騰化
 - ・場所 八戸市立南郷図書館1階 カウンター前

(6)八戸市緑化まつり

市民の緑に対する意識の高揚と緑化事業の発展に寄与することを目的とする。園芸講習会や園芸教室、庭園樹の展示及び即売等を行っている。

○入場者数の推移（人）

※R3	R4	R5	R6
16,064	16,676	14,414	15,806

※八戸市花と緑に親しむ広場として開催

(7)はちのへ菊まつり

八戸の花「菊」を広く周知するとともに、花に親しみ緑と触れ合うことを目的とする。

○入場者数の推移（人）

R3	R4	R5	R6
10,024	9,682	5,100	10,400



八戸市緑化まつり



はちのへ菊まつり

3 環境配慮行動

(1)概況

市民、事業者、行政など全ての主体が日頃から環境に配慮した暮らしや事業活動を行い、環境負荷を低減させていくため、環境マネジメントシステムの運用や環境配慮行動を促進する取組を実施している。

(2)グリーン購入

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、「八戸市グリーン購入調達方針」を定め、環境に配慮した物品等の調達に努めている。このことにより、業務から生じる環境負荷の低減を図るとともに、市自ら率先して環境に配慮した物品等の調達を推進することで、市民・事業者等の環境に配慮した物品等への需要転換を期待するものである。

(3)八戸市環境マネジメントシステム

市では、平成13年度より環境マネジメントシステムを導入し、環境に影響を及ぼす可能性がある市の事務・事業を管理して継続的な環境改善を図っている。

平成13年のISO14001の認証取得、平成21年の自己適合宣言を経て、平成30年度からは自己適合宣言を取下げ、従来のノウハウを活かしつつ、市の実情に合わせた「八戸市環境マネジメントシステム（八戸EMS）」を運用している。

○経過

H13年1月5日	市長によるISO14001認証取得宣言
4月1日	環境方針及び環境マネジメントシステム制定、運用開始
7～9月	審査登録機関による予備審査、一次審査、二次審査
10月1日	認証取得
H14～H20年	定期（更新）審査（年1回）
H21年3月	認証取得を返上
H21年4月1日	自己適合宣言へ移行
H30年4月1日	市独自の環境マネジメントシステム（八戸EMS）へ移行、自己適合宣言の取下げ

○適用の範囲

小中学校を除く全部署

○事務・事業

八戸EMSで維持管理した事務・事業は61事業86項目で、そのうち68項目が目標を達成し、10項目が概ね達成（達成率90%以上）、3項目がやや達成（達成率80%以上）となったが、5項目が目標未達成（達成率80%未満）であった。目標未達成の5項目については、未達成になつた原因を探り、次年度の活動に生かすよう働きかけた。（詳細はP. 59）

令和6年度 環境マネジメントシステム取組事業の状況

【目標が数値化されている項目の評価方法】

- (1) 目標が「削減」「抑制」となっている項目のうち、目標値を超過したもの
 超過率 = (実績値 - 目標値) / 目標値 × 100 ※ 表中「超過率」は二重下線で表元
 超過率10%以下 ⇒ 評価○(概ね達成)、超過率10%超え20%以下 ⇒ △(やや達成)、超過率20%超え ⇒ 評価×(未達成)
 ※なお、目標値以下に削減等できたものは、達成率100% ⇒ 評価○(達成)とする。

(2) それ以外の項目

達成率 = 実績値 / 目標値 × 100

目標値の100%以上達成 ⇒ 評価○(達成)、目標値の90%以上90%未満 ⇒ 評価○(概ね達成)、目標値の80%以上80%未満 ⇒ 評価△(やや達成)、目標値の80%未満 ⇒ 評価×(未達成)

【それ以外の項目の評価方法】

目標を達成できた場合(100%) ⇒ 評価○(達成)、達成できなかつた場合(0%) ⇒ 評価×(未達成)

環境方針	関連する施策	事務・事業名	環境目的	環境目標	進捗状況	達成率(超過率)	評価	担当課
1	公共用水域水質汚濁の監視事業	河川・海域の環境基準点における調査の継続実施	環境基準(BOD)達成率 河川:100%(市測定の環境基準点に限る) 環境基準(COD)達成率 海域:80%(市測定の環境基準点に限る)	河川:75%		75.0%	×	環境保全課
2	水質汚濁防止法に基づく特定施設を持つ小規模事業場立入監視業務	水質汚濁防止法の規制対象外となる事業場に立入りを行い、公共用事業場への負荷を軽減する。	事業場立入計画に基づく事業場 事業場	10事業場／10事業場		100.0%	◎	環境保全課
3	地下水水質汚濁状況の監視事業	地下水の汚染状況調査の継続実施	概況調査の環境基準 達成率:80%	100% (5地点)		100.0%	◎	環境保全課
4	水浴場の水質調査	海水浴場の水質調査の継続実施	水浴場の開設(水質C以上)	開設数:2地点 (白浜:水質A、無島:水質B)		100.0%	◎	環境保全課
5	きれいなハ戸川の海・川を創る浄化槽改修費用補助金交付事業	合併処理浄化槽設置補助基数 年27基	合併処理浄化槽設置補助基数 年27基	16基／27基		59.3%	×	下水道業務課
6	公共下水道処理区域内での水洗化普及促進	公共下水道処理区域内における水洗化率85%以上	公共下水道処理区域内における水洗化率85%以上	水洗化率:82.6%		97.2%	○	下水道業務課
7	公共下水道事業	令和7年度末までの普及率を72.0%とする。	普及率:70.6%	普及率(実績値):70.8%／70.6%		100.3%	◎	下水道建設課
8	公共下水道の維持管理	下水道法、水濁法及び県条例(上乗せ基準)の遵守、包括委託における目標の達成	排水基準の遵守(さらに、包括委託について、水質試験結果が契約基準(放流水のSSが12mg/L、大腸菌群数が1,500個/mL以下)の90%を達成すること。)	監視項目全ての法的基準以下を達成		100.0%	◎	下水道施設課
9	農業集落排水処理施設の維持管理	水濁法及び県条例(上乗せ基準)の遵守、包括委託における目標の達成	排水基準の遵守(さらに、包括委託については、水質試験結果が契約基準(大腸菌群数が1,500個/mL以下)の90%を達成すること。)	監視項目全ての法的基準以下を達成		100.0%	◎	下水道施設課
10	健全な土壌及び地盤の保全	土壌分析及び植物組織培養事業	サンプル件数:550件、土壤分析数:4,000件	サンプル件数:550件 土壤分析数:4,000件	610件／550件 5,988件／4,000件	110.9%	◎	農業経営振興センター
11	市民の森公有林整備(下草刈作業)事業	市民の森不習岳公有林内下草刈作業を年11.75ha実施する。	市民の森不習岳公有林内下草刈作業を年11.75ha実施する。	作業面積:11.75ha／11.75ha		100.0%	◎	農林畜産課
12	市民の森公有林整備(除間伐作業等)事業	市民の森不習岳96.5haの公有林整備を実施する。	市民の森不習岳96.5haの公有林整備を実施する。	作業面積:96.5ha／96.5ha		100.0%	◎	農林畜産課
13	森林・農地の保全	観光農園の開園(さくらんぼ、ブルーベリー、りんご、いちご、その他果樹)	観光農園の開園(さくらんぼ、ブルーベリー、りんご、いちご、その他果樹)	15園地で開園		100.0%	◎	農業経営振興センター
14	森林・農地の保全							
15	観光農園振興事業							

環境方針	関連する施策	事務・事業名	環境目的	環境目標	進捗状況	達成率(超過率)	評価	担当課
環境方針1.自然共生社会の実現	生物多様性の確保	天然記念物燕島ウミコ繁殖地保護事業	島内草刈を年2ha実施	草刈面積2ha	2ha／2ha	100.0%	◎	社会教育課
	工場・事業場立入監視事業(大気：ばい煙発生施設関係)	大気汚染に係る環境基準の達成	事業場立入計画に基づく事業場数(15事業場)	立入数：15事業場／15事業場	100.0%	◎	環境保全課	
	工場・事業場立入監視事業(大気：一般粉じん発生施設関係)	粉じんに関する苦情件数の減少	事業場立入計画に基づく事業場数(10事業場)	立入数：11事業場／10事業場	110.0%	◎	環境保全課	
	工場・事業場立入監視事業(悪臭)	悪臭に関する苦情件数の減少	八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づく工場・事業場立入数(目標立入事業場数10事業場)	立入数：14事業場／10事業場	140.0%	◎	環境保全課	
きれいな空気の保全	テレメーターシステムによる大気汚染常時監視事業	大気汚染に係る環境基準の達成	環境基準が定められている5物質(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)の環境基準達成率：100%※光化学オキシダンクト除く	100%(5物質)	100.0%	◎	環境保全課	
	ダイオキシン類環境モニタリング調査事業	大気汚染に係る環境基準の達成	調査地点2地点で環境基準の達成率：100%	100%(2地点)	100.0%	◎	環境保全課	
	排水路の浚渫	悪臭の原因となる汚泥を搬出する。	悪臭に関する報告9件のうち、8件は恵良に開わる報告書(令和6年度に対応済み、1件は令和7年度前期凌轢業務委託で対応予定)	100%(2件)	100.0%	◎	港湾河川課	
環境方針2.快適環境社会の実現	静穏な生活の確保	騒音環境、自動車、航空機、新幹線)調査事業	環境基準の達成状況を把握し、施策推進の基礎資料とする。	環境騒音：16地点、自動車騒音：5路線、航空機騒音：6地点、新幹線騒音：2地点	100.0%	◎	港湾河川課	
	市民農園設置事業	区画数：1区画換算で250区画	区画数：1区画換算で250区画	1区画換算で245区画／250区画	98.0%	○	農業経営振興センター	
	身近にふれあえる自然の保全	水辺の楽校	河川環境向上及び自然とのふれあいを促進する。	トイレ清掃：65回 草刈り：4回	65回／65回 4回／4回	100.0%	◎	港湾河川課
	八戸市環境美化協議会への補助	環境美化協議会の実施事業	6事業以上を維持する。	環境美化協議会の実施事業数 7事業／6事業	100.0%	◎	環境政策課	
美しい景観の形成	はちのへクリーンパートナーチーム	市の環境美化	登録団体数または登録者数の増加(R5:343団体→R6:356団体) 1,433名増加(R5:31,481名→R6:32,914名)	13団体増加 116.7%	116.7%	◎	環境政策課	
	草花配布事業	草花苗の配布本数を年間46,000本まで増加させる。	花苗の配布本数：31,000本以上	34,052本／31,000本	109.8%	◎	公園緑地課	

環境方針	関連する施策	事務・事業名	環境目的	環境目標	進捗状況	達成率(超過率)	評価	担当課
30	市庁舎における省エネルギーの推進 八戸港利用促進事業 エネルギー・システム転換支援事業	庁舎電気使用量を平成30年度(基準年度)と比較し、5%以上減 令和7年度にコントナ取扱数量83,600TEUを達成する。(毎年継続し、さらにに増加させることを目標とする。)	電気使用量を過去4年の平均値と比較し、1%減(2,176,063kWh以下) コンテナ取扱数量50,000TEUを達成する。	2,619%削減 (2,097,176kWh→2,153,342kWh)/2,153,342kWh	100.0% ○ 行政管理課			
31	エネルギー・システム転換支援事業	1件以上の導入を目指す。	1件以上の導入を目指す。	0件／1件	0.0% × 産業労政課			
32	美術館の施設運営・維持管理事業	令和4年度比で、電気使用量を4%削減	電気使用量を過去3年の平均値と比較して1%削減	電気使用量：1.65%削減 R3～R5平均：1,164,008kWh →R6:1,144,757kWh	100.0% △ 美術館			
33	長根屋内スケート場の施設運営・維持管理事業	令和5年度実績と比較し、電気、ガス、水道といった各種エネルギー使用量を削減する。	令和5年度実績と比較し、電気、ガス、水道等のエネルギー使用量を削減する。	電気使用量：3.3%増加 R5:3,477,198kWh→R6:3,593,384kWh ガス使用量：4.3%増加 R5:333,264m ³ →R6:410,245m ³ 水道使用量：1.7%削減 R5:19,144m ³ →R6:18,815m ³	超過率 3.3% ○			
34	省エネルギーの推進 はちのへスマートムーブ通勤	令和12年度の目標に対しての各目標設定項目における進行の目安として以下のとおりとする。 ・温室効果ガス排出量：基準年度比で6.3%削減に抑えれる。 ・エネルギー使用量(車両)：基準年度比で3.7%削減する。 ・エネルギー使用量(施設)：基準年度比で3.7%削減する。 ・エネルギー使用量(施設)：基準年度比で14.0%増に抑えられる。 ・水道使用量：基準年度比で1.4%削減に抑えれる。	令和12年度の目標として、基準年度(平成32年度)比で二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は6.1%削減、エネルギー使用量(車両)は3.7%削減、エネルギー使用量(施設)は12.8%増に抑制、水道使用量を1.4%増に抑制する。	温室効果ガス排出量：6.3%増に抑制 (基準年度実績：42,355.9t、実績：40,662.0t、4.0%削減)	100.0% ○ 行政管理課			
35	新うみねこプランVの推進(省エネルギー推進)	令和4年度の市内の二酸化炭素排出量を、基準年度比で5.2%、22万t削減する。	令和4年度の市内の二酸化炭素排出量を、基準年度である平成19年度比で5.2%、22万t削減する。	エネルギー使用量：6.7%削減 (基準年度実績：67,024,379.6MJ、実績：62,676,200.4MJ、6.5%削減)	100.0% ○ 環境政策課			
36	新うみねこプランVの推進(省エネルギー推進)	CO ₂ 排出量削減	CO ₂ 排出量削減	エネルギー使用量(施設)：基準年度比で14.0%増に抑えられる。 水道使用量：1.4%増に抑制 (基準年度実績：616,405,389.0MJ、実績：690,457,485.5MJ、12.0%増加)	エネルギー使用量(施設)：基準年度比で3.7%削減する。 水道使用量：基準年度比で1.4%削減に抑えられる。	100.0% ○ 環境政策課		
37	東部終末処理場における省エネルギーの推進	晴天日の下水処理に要する電気使用量の削減。	晴天日の下水処理に要する電気使用量の削減。	R4実績：3,529,741t 目標値3,980,215t (基準年度比△16.0%、67.1万t減)	100.0% ○ 環境政策課			
38	八戸公園維持管理運営事業	水道使用量を5,500m ³ 以下に抑える。	水道使用量を5,500m ³ 以下に抑える。	10月スマートムーブ運動月間 実践率：97.8%／80.0%	122.3% ○ 環境政策課			
39	環境方針3. 脱炭素・循環型社会の実現	CO ₂ 排出量削減	CO ₂ 排出量削減	10月の県主催「スマートムーブ運動強化月間」及び12月の「スマートムーブ運動強化月間」期間のスマートムーブ運動の取組目標を、実践率80%、マイカー利用者のCO ₂ 排出量削減(工ニ通勤・エコドライブ未実施)とする。	10月スマートムーブ運動月間 CO ₂ 排出削減率：9.4% 実践率：97.93%／80.0%	100.0% ○ 環境政策課		
40	環境方針3. 脱炭素・循環型社会の実現	晴天日の下水処理に要する電気使用量の削減。	晴天日の下水処理に要する電気使用量の削減。	12月スマートムーブ運動強化月間 CO ₂ 排出削減率：9.7% 実践率：97.93%／80.0%	100.0% ○ 環境政策課			
41	工定期券(エコ)定期券発行事業	市内のCO ₂ 排出量削減	市内のCO ₂ 排出量削減	前年度と同程度の売上枚数(7,675枚)を目標とする。 前年度と同程度の売上枚数(238枚)を目標とする。	100.0% ○ 公園緑地課			
42	環境基盤の整備	市内のCO ₂ 排出量削減	市内のCO ₂ 排出量削減	前年度と同程度の売上枚数(175枚)を目標とする。	100.0% ○ 環境政策課			
43	こども深検エコバスポート発行事業	市内のCO ₂ 排出量削減	市内のCO ₂ 排出量削減	前年度と同程度の売上枚数(222枚)を目標とする。	100.0% ○ 環境政策課			
44	J・エコバスポート発行事業	市内のCO ₂ 排出量削減	市内のCO ₂ 排出量削減	前年度と同程度の売上枚数(49枚)を目標とする。	100.0% ○ 環境政策課			
45	親子DE探検エコバスポート発行事業	市内のCO ₂ 排出量削減	市内のCO ₂ 排出量削減	前年度と同程度の売上枚数(49枚)を目標とする。	100.0% ○ 環境政策課			
46				378Wh/m ³ < 409Wh/m ³	100.0% ○ 下水道施設課			
47				5,003m ³ < 5,500m ³	100.0% ○ 公園緑地課			
48	工定期券(エコ)定期券発行事業	市内のCO ₂ 排出量削減	市内のCO ₂ 排出量削減	7,054枚／7,675枚	91.9% ○ 運輸管理課			
49	こども深検エコバスポート発行事業	市内のCO ₂ 排出量削減	市内のCO ₂ 排出量削減	168枚／238枚	70.6% × 運輸管理課			
50	J・エコバスポート発行事業	市内のCO ₂ 排出量削減	市内のCO ₂ 排出量削減	222枚／175枚	126.9% ○ 運輸管理課			
51	親子DE探検エコバスポート発行事業	市内のCO ₂ 排出量削減	市内のCO ₂ 排出量削減	76枚／49枚	155.1% ○ 運輸管理課			

環境方針	関連する施策	事務・事業名	環境目的	環境目標	進捗状況	達成率(超過率)	評価	担当課
52 うみねこプランの推進(3Rの推進)	3Rの推進 環境方針3. 脱炭素・循環型社会の実現	令和12年度の可燃性廃棄物量を基準 令和12年度の可燃性廃棄物量を増に、不 燃性廃棄物量を3.0%増に抑える。	令和12年度の目標に対するの各目標 認定項目における進行の目安として以 下のとおりとする。 ・可燃性廃棄物量：基準年度比で2.6% 増に抑える ・不燃性廃棄物量：基準年度比で3.0% 増に抑える	可燃性廃棄物量：2.3%増に抑制 (基準年度実績:94,282.3kg、実績: 865,891.9kg、8.6%削減) 不燃性廃棄物量：3.0%増に抑制 (基準年度実績:70,311.8kg、実績: 65,832.3kg、6.4%削減)	100.0% ◎	100.0% ◎	◎	環境政策課
53 一般廃棄物3R促進事業	「①1人1日あたりの家庭系ごみ排出 量」「②年間事業系ごみ排出量」「③リ サイクル率」「④1人1日あたりの最終 処分量」について、一般廃棄物処理基 本計画における年度別推計値を達成 する。	①家庭系排出原単位(資源物除く) 行 23.65t/年 ③リサイクル率 行政閣与分+民間主導 分:32.5% ④最終処分原単位 105g/人・日	①家庭系排出原単位(資源物除く) 行 25.183t/23.65t ③リサイクル率 行政閣与分+民間主導 分:29.7% ④最終処分原単位 105g/人・日	102.8% ◎ 超過率 6.5% ◎ 超過率 10.5% △	102.8% ◎ 超過率 6.5% ◎ 超過率 10.5% △	109.4% ◎	◎	環境政策課
54 建設リサイクル法に基づく届出受付及 び指導等に関する事務	全国一斉バトロール年2回他、毎月1 回のバトロールを実施	バトロールの実施	全国一斉バトロール:2回/2回 毎月バトロール:計画どおりバトロールを実施	100.0% ◎ 100.0% ◎	100.0% ◎ 100.0% ◎	100.0% ◎	◎	建築指導課
55 廃棄物の適正管理	廃棄物処理業等許可業者への立入検 査	一般廃棄物処理業者40件、産業廃棄 物処理業者57件、自動車リサイクル法 関係業者12件への立入検査	一般廃棄物処理業者40件、産業廃棄 物処理業者57件、自動車リサイクル法 関係業者12件への立入検査	一般廃棄物処理業者:42件/40件 産業廃棄物処理業者:81件/57件 自動車リサイクル法関係業者:11件/12件	105.0% ◎ 142.1% ◎ 91.7% ○	105.0% ◎ 142.1% ◎ 91.7% ○	105.0% ◎ 142.1% ◎ 91.7% ○	建築指導課
56 ポリ塩化ビフェニル保管場所による 廃棄物適正処理	ポリ塩化ビフェニル保管場所への立入 検査 不法投棄・不適正排出に係るバトロー ル	ポリ塩化ビフェニル保管場所への立入検査 (掘起起にし調査を含む)(10件) 不法投棄防止等バトロールを年200日 以上実施する。	ポリ塩化ビフェニル保管場所への立入検査 (掘起起にし調査を含む)(10件) 不法投棄防止等バトロールを年200日 以上実施する。	13件/10件 243日/200日	13件/10件 243日/200日	130.0% ◎ 121.5% ◎	◎	環境保全課
57 グリーンプロジェクト事業	講座・ワークショップ 年3回	講座・ワークショップ 年3回	講座・ワークショップ 年3回	3回/3回	3回/3回	100.0% ◎	◎	ハ戸ボーナル ミュージアム
58 市民の森を利用した緑化推進事業	年1回緑化推進イベントを開催する。 (5年間は同程度の回数で継続を指 す。)	年1回緑化推進イベントを開催する。 (5年間は同程度の回数で継続を指 す。)	年1回緑化推進イベントを開催する。	1回/1回	1回/1回	100.0% ◎	◎	環境保全課
59 農業体験学習	体験者数:750人	体験者数:750人	こどもエコクラブ登録数5クラブ以上を 維持する。	717人/750人	717人/750人	95.6% ○	◎	ハ戸ボーナル ミュージアム
60 こどもエコクラブ事業	こどもエコクラブ登録数5クラブ以上を 維持する。	こどもエコクラブ登録数5クラブ以上を 維持する。	こどもエコクラブ登録数5クラブ以上を 維持する。	8クラブ/5クラブ	8クラブ/5クラブ	160.0% ◎	◎	農林畜産課
61 省エネルギーセミナー	省エネルギーセミナーの開催	省エネルギーセミナーの開催	省エネルギーセミナーの開催	開催回数:2回	開催回数:2回	100.0% ◎	◎	農業経営振興 センター
62 環境教育・学習の推進	環境教育推進事業	環境学習会:15回 環境講話:2回/2回 環境学習会補助員延参加数:30人 出前講座:1回 エコツアーハイキング:1回	環境学習会:15回 環境講話:2回/2回 環境学習会補助員延参加数:66人/30人 出前講座:2回/1回 エコツアーハイキング:1回	173.0% ◎ 100.0% ◎ 220.0% ◎ 200.0% ◎ 200.0% ◎	173.0% ◎ 100.0% ◎ 220.0% ◎ 200.0% ◎ 200.0% ◎	100.0% ◎	◎	環境政策課
63 環境方針4. 良好な環境を支え次 世代へつなぐ人・仕組 みづくりの推進	環境教育推進事業	環境学習・教育の推進	講習会の年間受講者数300人以上を 目指す。	年間受講者数:250人以上	年間受講者数:250人以上	189.6% ◎	◎	公園緑地課

環境方針	関連する施策	事務・事業名	環境目的	環境目標	進捗状況	達成率(超過率)	評価	担当課
	野菜花き展示普及事業	調査項目:18項目 来場者数:1,600人	調査項目:18項目 来場者数:1,600人	調査項目:20項目／18項目		111.1%	◎	農業経営振興センター
環境方針4。 良好な環境を支え、次 世代へつなぐ人・仕組 みづくりの推進	農業講座	講座数:6講座、受講者数:300人	講座数:6講座	8講座／6講座		134.4%	◎	農業経営振興センター
	環境啓発事業	環境に関する啓発活動を行う。	受講者数:300人	環境用間啓発事業の実施:1回	286人／300人	133.3%	◎	農業経営振興センター
	冊子「八戸の環境」の作成	八戸市の環境の状況について広く市 民に周知する。	冊子「八戸の環境」を作成する。 概要版「八戸の環境」を作成し、広く配 布する。	冊子「八戸の環境」を作成する。	1回／1回	95.3%	○	環境政策課
	グリーン購入の推進	グリーン購入率の向上	全課との協議:1回	関係課との協議:1回／1回		100.0%	◎	環境政策課
環境配慮行動	八戸市緑化まつり	総入場者数60,000人以上を目指す。	全課への取組の周知:2回／2回	各課への取組の周知:2回／2回		100.0%	◎	環境政策課
	はちのへ菊まつり	総入場者数60,000人以上を目指す。	全課との協議:1回／1回	各課への取組の周知:2回／2回		100.0%	◎	環境政策課
	花壇・作文・図画コンクール	花壇・作文・図画コンクール総応募数: 250点以上を目指す。	総入場者数:15,000人以上	総入場者数:15,000人以上	15,806人／15,000人	105.4%	◎	公園緑地課
			総入場者数:15,000人以上	総入場者数:15,000人以上	10,400人／15,000人	69.3%	×	公園緑地課
			花壇・作文・図画コンクール総応募数: 200点以上を目指す。	花壇・作文・図画コンクール総応募数: 181点／200点	90.5%	○	公園緑地課	86

第5節 全般に関連するもの

1 公害苦情の状況

(1) 概況

公害苦情の処理は、公害紛争処理法第49条（苦情の処理）、八戸市公害防止条例第12条及び八戸市公害苦情相談員規程に基づき、主として「発生源に対する行政指導」により、その解決に努めている。令和6年度の苦情受理件数は53件であった。〔図6-1、P. 128：表35～39〕

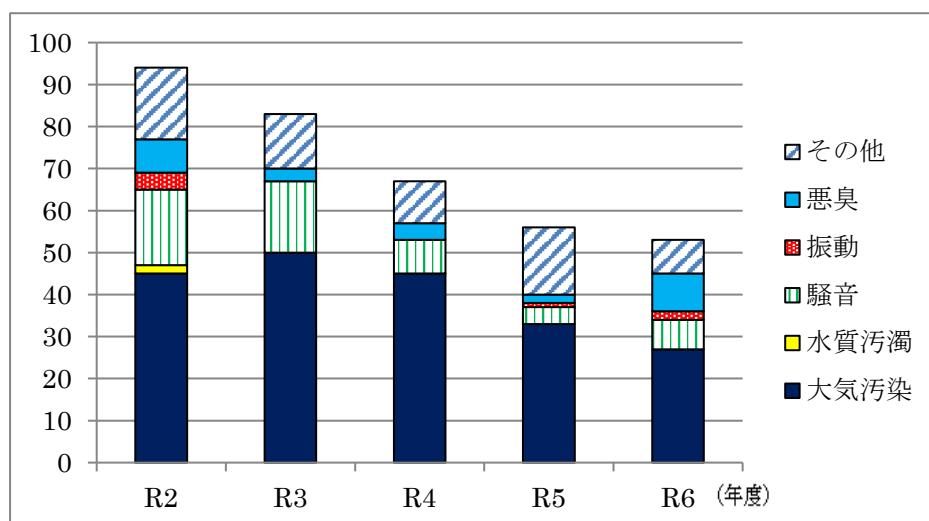


図6-1 公害苦情受理件数の推移

(2) 公害の種類別苦情件数

令和6年度の苦情の種類別内訳をみると大気汚染が最も多く27件（全苦情の約51%）、次いで悪臭9件（同17%）、騒音7件（同13%）、振動2件（同4%）の順であった。

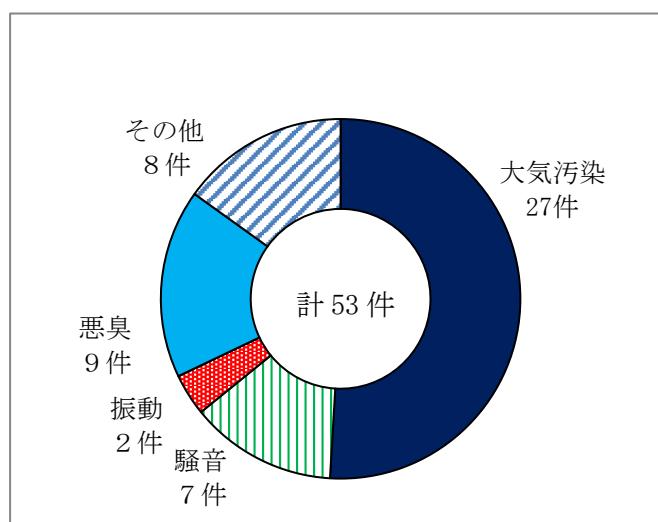


図6-2 公害の種類別苦情件数(令和6年度)

- ・ 大気汚染 事業場や一般家庭における草木やごみ等の焼却に係るものが24件、事業等に係るものが3件であった。
- ・ 騒 音 工場・事業場の機械音や作業音に係るものが2件、工事・建設作業の重機や作業音に係るものが3件、その他商業等に係るものが2件であった。

- ・振 動 工事・建設作業の重機や作業に係るものが1件、自動車の通行に係るものが1件であった。
- ・悪 臭 事業場に係るものが7件、日常生活に係るものが1件、発生源が特定できないものが1件であった。
- ・そ の 他 廃棄物投棄等に係るものが5件、廃棄物の不適正保管に係るものが1件、その他事業所に係るものが2件であった。

○用途地域別苦情件数

都市計画法に基づく用途地域別の苦情件数は、住居専用地域と住居地域を合わせて27件、市街化調整区域等は26件である。〔P. 128 : 表38〕

また、住居専用地域と住居地域では大気汚染に係わるものが半数以上を占めている。

(3)八戸市生活環境保全条例

市民、事業所、行政、それぞれの責務を明らかにし、良好な生活環境を確保するために昭和56年9月に制定した。「土ぼこりの発生防止」等8項目が規定されているが、規定されなかった項目についても、連絡調整を行って、関係課が対応することとしている。

当条例関係の苦情受理件数は、条例項目及び条例項目以外の公害苦情も含めて4,272件と、令和5年度に比べて307件の減となった。公共施設の修繕等に関するものがもっとも多く、続いて竹木の適正管理、自然環境との共生、集積所への不適正排出の防止、ごみ等の不法投棄防止に関するものが寄せられている。

表6-1 生活環境保全条例関係の苦情受理件数の推移

(単位：件)

年 度 項 目	R3	R4	R5	R6	うち環境 保全課分	苦 情 の 主 な 内 容
条例項目	土ぼこりの発生防止	8	28	7	9	工場・校庭・公園からの土ぼこりの飛散
	血水流出等の防止	0	1	0	1	土嚢積み
	空地の適正管理	166	142	214	204	(113) 草木の繁茂・越境、害虫の発生
	電波障害の防止	0	0	0		
	河川等の富栄養化の防止	0	0	0		
	緑化の推進	0	0	0		
	空き缶等の散乱防止	0	0	1	1	
	屋外焼却行為の制限	58	68	54	47	(22) 野外焼却、ごみ・枯枝焼却
条例項目以外	公害の防止	128	31	44	60	(18) 悪臭、騒音、振動、飛散物
	夜間の静穏保持	12	9	13	4	夜間の生活騒音、音楽、客の声
	生活排水の適正処理	2	0	1	52	
	空き家等の適正管理	83	78	137	133	(29) 空き家の蜂の巣、トタン屋根や建材の飛散
	竹木の適正管理	508	396	451	385	(94) 街路樹剪定、枝木の越境・危険木剪定
	自然環境との共生	255	270	332	368	カラス関係、動物の死骸・ふん害
	犬の適正飼養	165	200	183	143	虐待の疑い、放し飼い、飼育放棄、ふんの放置
	看板・広告物の規制	44	12	18		道路標識・路面標示・看板関係
	健康の確保	13	6	8	7	喫煙禁止場所での喫煙、喫煙場所の配慮要請
	ごみ等の不法投棄防止	272	278	220	168	(5) 不法投棄、放置自転車、道路上落下物
	集積所への不適正排出の防止	225	198	221	602	ごみの不適正排出、指定外袋、可燃不燃混在
	ごみの有効利用	0	1	0	1	空き缶回収
	公共施設の修繕等	1,806	1,996	2,243	1,580	道路・側溝・カーブミラーの補修
	その他	426	660	432	507	(8) 泥上げ、碎石提供、融雪剤散布、除雪、土嚢回収
合 計		4,171	4,374	4,579	4,272	(289)

表 6-2 生活環境保全条例関係の月別苦情受理件数（令和6年度）

(単位：件)

項目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
条例項目	土ぼこりの発生防止	3	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	1	9
	血水流出等の防止	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	空き地の適正管理	32	21	13	34	47	32	11	3	2	3	4	2	204
	電波障害の防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	河川等の富栄養化の防止	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	緑化の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	空き缶等の散乱防止	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	屋外焼却行為の制限	7	4	5	2	5	5	6	3	1	0	2	7	47
条例項目以外	公害の防止	4	4	14	8	4	6	1	4	4	3	3	5	60
	夜間の静穏保持	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	4
	生活排水の適正処理	11	5	2	9	11	6	2	3	0	2	0	1	52
	空き家等の適正管理	15	15	12	19	23	14	8	4	2	4	10	7	133
	竹木の適正管理	51	50	41	45	50	53	36	25	11	4	6	13	385
	自然環境との共生	19	35	27	55	111	61	23	10	10	5	6	6	368
	犬の適正飼養	15	25	17	13	12	11	13	8	8	8	2	11	143
	看板・広告物の規制	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	健康の確保	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	1	1	7
	ごみ等の不法投棄防止	26	25	14	26	7	28	27	3	2	4	2	4	168
	集積所への不適正排出の防止	60	49	56	35	57	44	57	47	45	48	60	44	602
	ごみの有効利用	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	公共施設の修繕等	311	176	110	115	99	103	116	98	49	93	109	201	1,580
	その他	77	43	42	43	53	45	33	43	22	36	29	41	507
合 計		634	455	354	406	480	412	334	252	157	210	234	344	4,272

(4) 公害防止協定

公害防止協定は、公害の未然防止を図り、市民の健康保護と環境の保全を図るために地方公共団体などと工場・事業場との間で締結されるもので、地域の実情に合ったきめ細やかな公害防止対策が実行できることから全国的に普及している。

県及び市と事業者との三者協定は15社（表6-3）、市と事業者との二者協定を27社（表6-4）と締結している。

表6-3 県及び当市との公害防止協定締結工場 15社 (令和6年度末現在)

事業場名	業 種	締結年月日 (改正)
東北電力(株) 八戸火力発電所	電気業	S52. 4. 23 (H29. 12. 27)
三菱製紙(株) 八戸工場	パルプ紙・製造業	S53. 11. 11 (R 2. 1. 20)
八戸製鍊(株) 八戸製鍊所	非鉄金属製造業	S53. 11. 11 (H29. 11. 6)
大平洋金属(株) 八戸製造所	鉄鋼業	S53. 11. 11 (R 6. 11. 18)
片倉コーポアグリ(株) 東北支店 青森事業所 八戸工場	化学肥料・ 製造業	S58. 4. 14 (R 4. 1. 17)
東京鐵鋼(株) 八戸工場	鉄鋼業	S53. 11. 11 (H28. 12. 27)
八戸セメント(株)	窯業	S53. 11. 11 (H29. 11. 20)
東北グレーンターミナル(株) 外5社	飼料・ 製造業	S56. 7. 14 (H29. 8. 16)
八戸バイオマス発電(株)	電気業	R 2. 3. 19
八戸エコエネルギー発電所	電気業	R 2. 4. 10

表6-4 当市との公害防止協定締結工場 24社 (令和6年度末現在)

事業場名	業 種	締結年月日 (改正)
合同酒精(株)酵素医薬品工場	医薬品製造業	S46. 7. 9 (H24. 4. 1)
八戸鉱山(株)	採石業	S48. 6. 20 (H26. 4. 1)
八戸石材企業組合	"	S49. 3. 29 (S53. 10. 31)
泉山興業(株)是川採石工場	"	S49. 3. 29 (S53. 10. 31)
東北建材産業(株)仁義山礦業所 是川工場	"	S49. 3. 29 (S53. 10. 31)
中村碎石工業(株)	"	S49. 3. 29 (S53. 10. 31)
北振興業(株)	"	S49. 3. 29 (H25. 10. 1)
県南石材(有)	"	S49. 3. 29
三浦商店(株)	"	S49. 3. 29
(有)田中石灰タンカル工業	窯業	S49. 5. 8 (S53. 10. 31)
(有)三和石灰鑛業所	"	S49. 5. 8 (S53. 10. 31)
高周波鋳造(株)	鉄鋼業	S50. 2. 21 (H18. 6. 9)
アルバック東北(株)	非鉄金属製造業	S60. 7. 31 (H28. 2. 19)
(株)新菱 八戸工場	化学製品製造業	S61. 10. 7 (H31. 3. 22)
階上キユーピー(株)	食料品製造業	S63. 11. 28
住友電工電子ワイヤー(株)八戸事業所	"	H 6. 12. 16
(株)ノザワ	産業廃棄物処理	H 7. 6. 30 (H14. 10. 21)
多摩川精機(株)八戸事業所	精密機械製造業	H12. 11. 1
エプソンアトミックス(株)	窯業	H13. 1. 22
中当建設(株)	産業廃棄物処理	H14. 3. 13
三共理化工業(株)八戸工場	動物油脂製造業	H15. 9. 4
奥羽クリーンテクノロジー(株)	廃棄物処理	H20. 5. 23
エプソンアトミックス(株)北インター事業所	非鉄金属業	H25. 12. 13
多摩川精機(株)八戸第二工場	精密機械製造業	H31. 1. 18

(5) 公害健康被害者救済制度

当市は、昭和39年に新産業都市に指定され、水産都市から工業都市へと急速に発展したことに伴い、昭和44年頃から大気汚染が進行、小中野地区住民を中心に、呼吸器疾患が多く見られるようになった。八戸地区医療対策協議会の協力を得て、昭和45年から昭和49年まで行ったBMR C方式による呼吸器系疾患などの実態調査結果では、有症率が有意に高かったことから、昭和52年6月1日から八戸市公害健康被害者の救済に関する条例に基づく独自の救済を開始した。

これまでの認定患者数は70名で、うち66名が失効しており、現在4名が補償給付を受けている。なお、昭和62年度以降、新たな認定申請はない（表6-5）。救済資金は、市内に立地する一定規模以上の工場・事業場からの拠出金をもって充てている。

指定地域は、江陽、城下、沼館、新湊、豊洲の全区域、小中野の一部を除いた区域、及び大字湊町のうち東日本旅客鉄道株式会社八戸線以北の区域、並びに大字沼館及び大字河原木のうち馬淵川以東の区域である。

表6-5 公害健康被害者認定及び失効状況（令和6年度末現在）

全被認定者数	失効者内訳						現被認定者数
	死亡	治癒	辞退	転出	取消	計	
70	34	4	21	7	0	66	4

表6-6 認定患者年齢別分類（令和6年度末現在）

年齢	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	合計
60～69歳	0	0	0	0	0
70歳以上	0	4	0	0	4
計	0	4	0	0	4

表6-7 障害等級別現況（令和6年度末現在）

特級	1級	2級	3級	計
0	0	0	4	4

特級：入院を必要とし、かつ、常時介護を必要とする。

1級：常に治療を必要とし、かつ、入院が望ましい。

2級：常に治療を必要とし、かつ、時に入院を必要とする。

3級：常に医師の管理を必要とし、かつ、時に治療を必要とする。

2 その他関連するもの

(1) 放射線の監視

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以降、市民の放射線に関する不安の声が多く寄せられた。これを受け、以下の取組を行ってきた。

①水浴場における放射線・放射性物質のモニタリング

開設前及び開設中の白浜海水浴場、蕪島海水浴場について、海水中に含まれる放射性セシウム、放射性ヨウ素の濃度と砂浜における空間放射線量のモニタリングを行った。海水中の放射性物質は全地点で不検出であった。また、砂浜の空間放射線量も市内の他の地点と変わらず、開設に問題ないことを確認している。

本取組は、平成23年度の調査開始以降、全調査において海水中の放射性物質は検出されず、また、砂浜の空間線量についても周辺芝生付近における空間線量率と同程度であり、異常は認められなかつたため、令和2年度で調査を終了している。

②公園における放射線・放射性物質のモニタリング

市内15か所の公園について、土壤中の放射性セシウム及び放射性ヨウ素の分析及び公園の空間放射線量のモニタリングを行った。土壤中の放射性物質は全地点で不検出であった。また、公園の空間放射線量も市内の他の地点と変わらず、問題ないことを確認している。

本取組は、平成27年度より補完計画（3か年計画）として実施しており、全地点で不検出であったため、平成29年度で調査を終了している。

③空間放射線量のモニタリング

◆市庁舎前モニタリングポストの設置

県が平成23年3月30日より、八戸市庁舎前に可搬型モニタリングポストを設置、放射線量の常時監視を行っている。これまでの測定結果は事故以前の青森県内の測定結果と差異がなく、異常は認められていないと報告されている。なお、平成24年4月より、文部科学省が固定型モニタリングポストを設置したため、国による常時監視に切り替えている。



◆市民への空間放射線量測定器の無料貸出し

放射線に関する市民の安全安心の確保と正しい知識の普及を目的として、平成24年2月より空間放射線量測定器を無料で貸出している。貸出件数は令和6年度は2件、累計137件である。

(2) カラス対策

①繁殖期の威嚇

営巣時期である春～初夏には、巣や幼鳥を守ろうとする親鳥による人への威嚇が発生する。

被害の未然防止策として、広報はちのへやホームページで営巣対策を呼びかけるほか、現に発生している威嚇への緊急対応として、幼鳥の保護を行っている。

②冬期のふん害

平成23年度より、冬期になると渡り鳥であるミヤマガラスが多数飛来し、在来のハシブトガラス・ハシボソガラスと共に長者山等に大規模なねぐらを形成するようになる。ねぐらは隣接する市街地（主に中心街）まで及び、鳴き声による騒音や、カラスの集団が電線等に留まることによるふん害が発生している。

対策として、カラス追い払い用のLEDライトやカラス音声による追い払い機器の貸出や、カラス忌避音声再生機器を借上げ中心街に設置している。また、ふんで汚れた道路は道路管理者が適宜清掃を行っている。



電線に飛来する多数のカラス



中心街におけるふん害

③集積所のごみ荒らし

ハシブトガラス・ハシボソガラスは生ごみを餌のひとつとしており、集積所に出されたごみが荒らされる。

対策として、平成25年度から「カラス被害対策事業ごみ箱設置購入費用補助事業」を実施し、カラス被害等によるごみの散乱を防ぐことができる構造のごみ箱を購入・設置する町内会・自治会に対して補助金を交付している（費用の1/2、1基あたりの上限50,000円）。

資 料 編

1 水質関係資料

(1) 水域類型の指定状況（関係分）

(1)-1 生活環境に係る水域の類型

水 域	該当類型	達成期間	備 考
世増ダム貯水池（県の区域に属する部分）	A	イ	
新井田川上流（長館橋より上流であって、世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	A	イ	
新井田川下流（長館橋より下流）	B	ハ	
馬淵川上流（櫛引橋より上流）	A	イ	
馬淵川下流（櫛引橋より下流）	B	ロ	
五戸川下流（戌橋より下流）	B	イ	
相坂川中流（鳶川合流点から幸運橋まで）	A	イ	新井田川河口水域 ○昭和46年5月25日
相坂川下流（幸運橋より下流）	B	イ	閣議決定
工業港（1）	海域C	ロ	
工業港（2）	海域C	ロ	
工業港（3）	海域C	ロ	
河口海域（甲）	海域B	ロ	
河口海域（乙）	海域B	ロ	
河口海域（丙）	海域A	イ	
八戸市、階上町地先水域 蕪島北端（八戸市大字鮫町字鮫57番地）から方位角0度に引いた線及び青森県と岩手県の境界である陸岸の地点（三戸郡階上町大字道仏字廿一2番1号）から方位角70度50分に引いた線内の領海	海域A	イ	南浜水域 ○昭和51年2月3日 青森県告示第83号

(注1)達成期間の分類は、次のとおりとする。 「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注2)平成5年5月12日青森県告示第352号により、「相坂川」から「奥入瀬川」に名称が変更された。

(注3)令和2年3月27日青森県告示第253号にて新たに「世増ダム貯水池（県の区域に属する部分）」が類型指定された。

(1)-2 水生生物の保全に係る水域の類型

水 域	該当類型	達成期間	備 考
世増ダム貯水池（県の区域に属する部分に限る。）	生物A	直ちに	
新井田川（世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの）	生物A	直ちに	新井田川河口水域
馬淵川（青森・岩手県境より下流）	生物A	直ちに	○平成27年11月13日
五戸川（全域）	生物A	直ちに	青森県告示第791号
奥入瀬川（全域）	生物A	直ちに	

(2) 水質汚濁に係る環境基準

(2)-1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目 名	基準値(mg/L)	項 目 名	基準値(mg/L)
カドミウム	0.003	1, 1, 1-トリクロロエタン	1
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
鉛	0.01	トリクロロエチレン	0.01
六価クロム	0.02	テトラクロロエチレン	0.01
砒素	0.01	1, 3-ジクロロプロパン	0.002
総水銀	0.0005	チウラム	0.006
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02
ジクロロメタン	0.02	ベンゼン	0.01
四塩化炭素	0.002	セレン	0.01
1, 2-ジクロロエタン	0.004	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
1, 1-ジクロロエチレン	0.1	ふつ素	0.8
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	ほう素	1
		1, 4-ジオキサン	0.05

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、別に示す方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2)-2 要監視項目^{*1}に関する指針値

項目名	指針値(mg/L)	項目名	指針値(mg/L)
クロロホルム	0.06	イプロベンホス (I B P)	0.008
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	クロルニトロフェン (C N P)	—
1, 2-ジクロロプロパン	0.06	トルエン	0.6
p-ジクロロベンゼン	0.2	キシレン	0.4
イソキサチオノン	0.008	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ダイアジノン	0.005	ニッケル	—
フェニトロチオノン (M E P)	0.003	モリブデン	0.07
イソプロチオラン	0.04	アンチモン	0.02
オキシン銅 (有機銅)	0.04	クロロエチレン	0.002
クロロタロニル (T P N)	0.05	エピクロロヒドリン	0.0004
プロピザミド	0.008	全マンガン	0.2
E P N	0.006	ウラン	0.002
ジクロルボス (D D V P)	0.008	PFOS及びPFOA	0.00005
フェノブカルブ (B P M C)	0.03		

*1 要監視項目…人の健康の保護に関する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目。

(2)-3 生活環境の保全に関する環境基準（関係分）

○河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数
A	水道2級、水産1級 及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下

備考 1. 水産1級及び水産2級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

○水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値の概要（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

○湖沼

項目 類型	利 用 目 的 の 性 適 応	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 腸 菌 数
A	水道 2 , 3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下

備考 1. 水産 2 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

○湖沼（全窒素、全燐）

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
III	水道 3 級（特殊なもの）及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

○水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値の概要（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケノマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. LAS : 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

○海域

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値			
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大 腸 菌 数
A	水産 1 級、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—

○水浴場

区分	項目	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度
		水質AA	不 檢 出 (検出下限2個/100mL)	油膜が認められない	全 透 (1m以上)
適 可	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全 透 (1m以上)
	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
不 適	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
	不 適	1,000個/100mLを超えるもの	常時は油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満

「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
(2) 油膜が認められたもの。

(2)-4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目名	基準値(mg/L)	項目名	基準値(mg/L)
カドミウム	0.003	1, 1, 1-トリクロロエタン	1
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
鉛	0.01	トリクロロエチレン	0.01
六価クロム	0.02	テトラクロロエチレン	0.01
砒素	0.01	1, 3-ジクロロプロパン	0.002
総水銀	0.0005	チウラム	0.006
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02
ジクロロメタン	0.02	ベンゼン	0.01
四塩化炭素	0.002	セレン	0.01
1, 2-ジクロロエタン	0.004	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
クロロエチレン	0.002	ふつ素	0.8
1, 1-ジクロロエチレン	0.1	ほう素	1
1, 2-ジクロロエチレン	0.04	1, 4-ジオキサン	0.05

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、別に示す方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2)-5 地下水の要監視項目に関する指針値

項目名	指針値(mg/L)	項目名	指針値(mg/L)
クロロホルム	0.06	フェノブカルブ (B P M C)	0.03
1, 2-ジクロロプロパン	0.06	イプロベンホス (I B P)	0.008
p-ジクロロベンゼン	0.2	クロルニトロフェン (C N P)	—
イソキサチオン	0.008	トルエン	0.6
ダイアジノン	0.005	キシレン	0.4
フェニトロチオン (M E P)	0.003	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
イソプロチオラン	0.04	ニッケル	—
オキシン銅 (有機銅)	0.04	モリブデン	0.07
クロロタロニル (T P N)	0.05	アンチモン	0.02
プロピザミド	0.008	エピクロロヒドリン	0.0004
E P N	0.006	全マンガン	0.2
ジクロルボス (D D V P)	0.008	ウラン	0.002
		PFOS及びPFOA	0.00005(暫定)

※要監視項目…人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目。

(3) 排水基準

(3)-1 一律排水基準（昭和46年6月21日総理府令第35号別表第一及び第二）

項目名	許容限度	項目名	許容限度(mg/L)
<生活環境項目>	5.8~8.6	アルキル水銀化合物	検出されないこと
水素イオン濃度	海域 5.0~9.0	ポリ塩化ビフェニル	0.003
		トリクロロエチレン	0.1
		テトラクロロエチレン	0.1
		ジクロロメタン	0.2
		四塩化炭素	0.02
		1,2-ジクロロエタン	0.04
		1,1-ジクロロエチレン	1
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
		1,1,1-トリクロロエタン	3
		1,1,2-トリクロロエタン	0.06
		1,3-ジクロロプロパン	0.02
		チウラム	0.06
		シマジン	0.03
		チオベンカルブ	0.2
		ベンゼン	0.1
		セレン及びその化合物	0.1
		ほう素及びその化合物	海域以外排出 10
			海域排出 230
			海域以外排出 8
			海域排出 15
		ふつ素及びその化合物	
		アンモニア、アンモニウム化合物、	
		亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
			アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100
		1,4-ジオキサン	0.5
<有害物質>			
カドミウム及びその化合物	0.03		
シアン化合物	1		
有機燐化合物*	1*		
鉛及びその化合物	0.1		
六価クロム化合物	0.2		
砒素及びその化合物	0.1		
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	0.005		

(注) () 内は日間平均値を示す。

*有機燐化合物はパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

(3)-2 特定地下浸透水基準（平成元年8月21日付け環境庁告示39号）

項目名	検出限界値(mg/L)	項目名	検出限界値(mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.001	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
シアン化合物	0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
有機燐化合物*	0.1*	1,3-ジクロロプロパン	0.0002
鉛及びその化合物	0.005	チウラム	0.0006
六価クロム化合物	0.04	シマジン	0.0003
砒素及びその化合物	0.005	チオベンカルブ	0.002
水銀及びアルキル水銀その他の化合物	0.0005	ベンゼン	0.001
水銀化合物		セレン及びその化合物	0.002
アルキル水銀化合物	0.0005	ほう素及びその化合物	0.2
ポリ塩化ビフェニル	0.0005	ふつ素及びその化合物	0.2
トリクロロエチレン	0.002	アンモニア、アンモニウム化合物、	アンモニア性窒素 0.7
テトラクロロエチレン	0.0005	亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素 0.2
ジクロロメタン	0.002	硝酸性窒素	0.2
四塩化炭素	0.0002		
1,2-ジクロロエタン	0.0004		
1,1-ジクロロエチレン	0.002		
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.004 トランス体 0.004	1,4-ジオキサン	0.0002 0.005

(注) *有機燐化合物はパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。

(3)-3 上乗せ排水基準

昭和48年3月30日 青森県条例第3号
最終改正 平成18年3月27日 青森県条例第55号

(適用範囲)

上乗せ基準は、奥入瀬川河口左岸（上北郡いはらせ町新田18番地4地先）から鮫岬北端（八戸市大字鮫町字小舟渡平10番地先）に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域に排出される水について適用する。

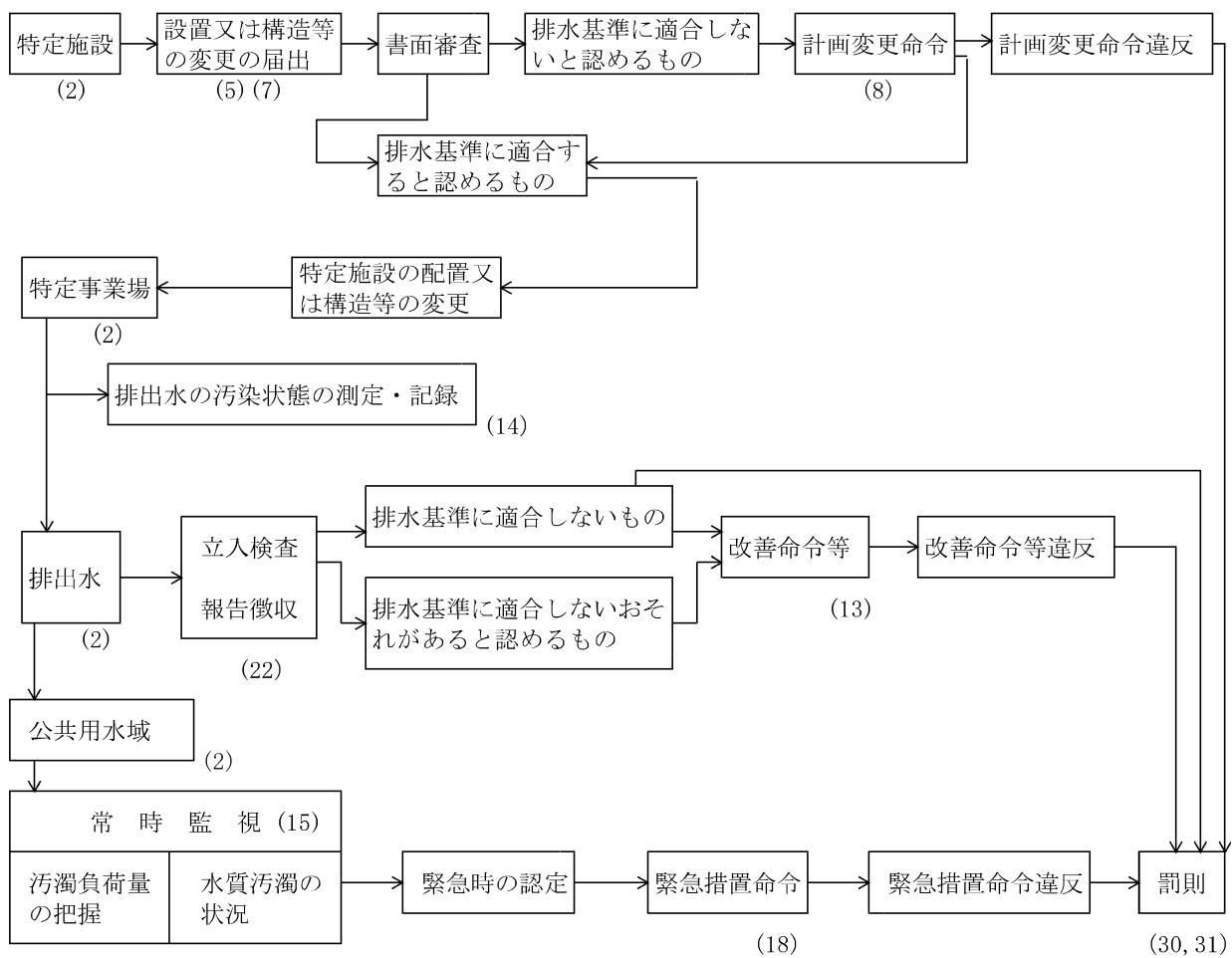
		許容限度					
工場又は事業場区分		生物学的酸素要求量(BOD) mg/L	化学的酸素要求量(COD) mg/L	浮遊物質量(SS) mg/L	n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂含有量) mg/L	フェノール類含有量 mg/L	大腸菌群数 個/cm ³
豚房施設に係るもの		160 (120)	160 (120)	200 (150)			(3,000)
食 料 品 製 造 業 に 係 る も の ①	冷凍すり身製造業及び生すり身製造業に係るもの	130 (100)	100 (80)	150 (120)	20		
	蒸りゅう酒、混成酒製造業、魚粉飼料製造業（フィッシュソリュブル製造業を含む。）及び有機質肥料製造業に係るもの	130 (100)	100 (80)	150 (120)			
	その他のもの	130 (100)	100 (80)	150 (120)	10		
食料品製造業に係るもの②		30 (20)		40 (30)	10		
パルプ製造業に係るもの		140 (110)	140 (110)	80 (60)			
紙製造業及び紙加工品製造業に係るもの		40 (30)	40 (30)	40 (30)			
化学肥料製造業に係るもの		30 (20)	30 (20)	60 (50)			
鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業に係るもの		30 (20)	30 (20)	40 (30)			
ガス供給業に係るもの		30 (20)	30 (20)			1	
旅館業に係るもの（十和田湖及びこれに流入する公共用水域に水を排水するものに限る）		60 (50)	50 (40)	40 (30)	10	1	
と畜業に係るもの		80 (60)	50 (40)	60 (50)			
し尿処理施設に係るもの		40 (30)	40 (30)	80 (60)			
下水道終末処理施設に係るもの		30 (20)	30 (20)	80 (60)	10	1	
その他のもの（畜房施設に係るもの、旅館業に係るもの及び工場又は事業場に係る汚水等を処理するものは除く）		60 (50)	60 (50)	80 (60)	10	1	

備考

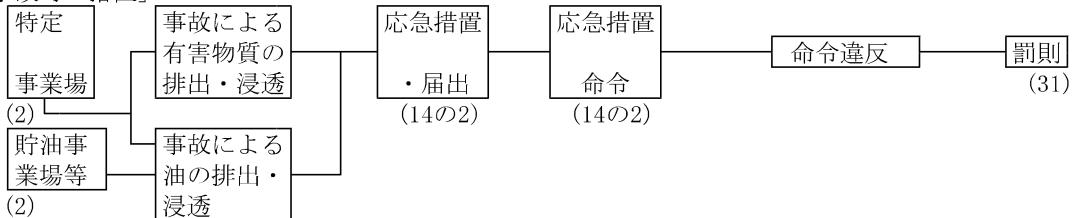
- () 内は日間平均を表す。
- 食料品製造業に係るもの②は、新井田川の長館橋より下流及びこれに流入する公共用水域（八戸市の区域に限る）に水を排出する工場・事業場（昭和52年1月12日現在、現に特定施設を設置しているもの、及び当該設置の工事に着手しているものを除く）から公共用水域へ排出される水について適用する。
- 上乗せ排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のものについて適用する。ただし、豚房施設については、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満のものについて適用する。

(4) 水質汚濁防止法の体系

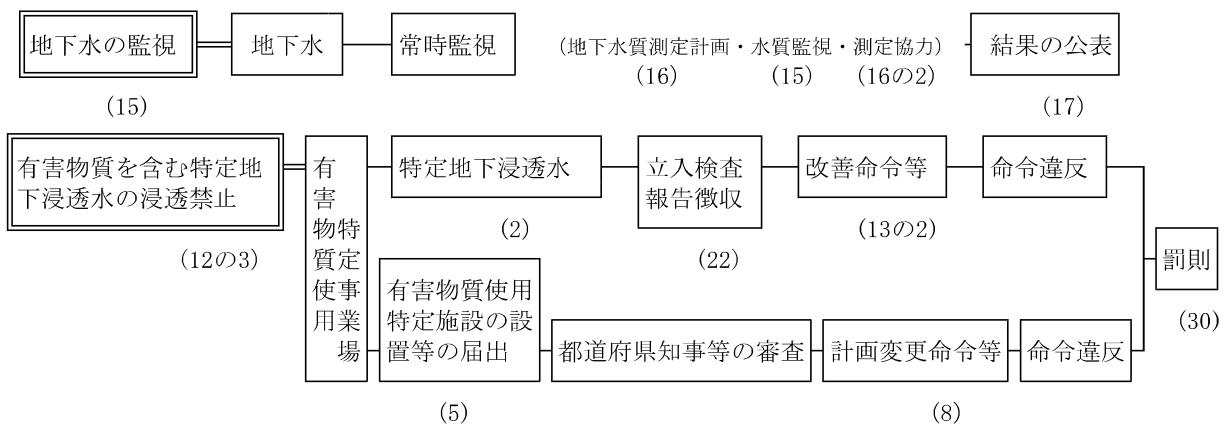
①公共用 水域関係



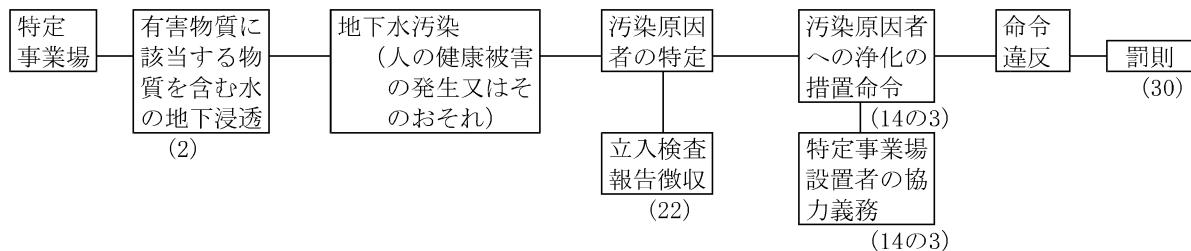
事故時の措置



②地下水関係



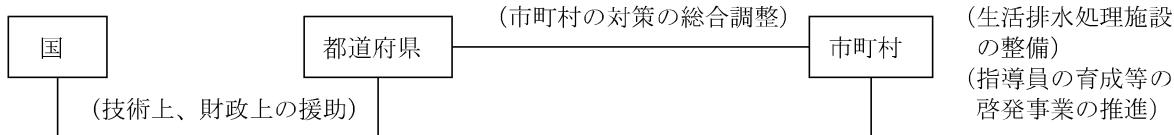
(注)図中の()内は条文であり(2)は法第2条を示す。



③生活排水対策の枠組み

③-1 行政責任の明確化（第14条の5関係）

(生活排水対策に係る知識の普及) (広域にわたる事業の実施)



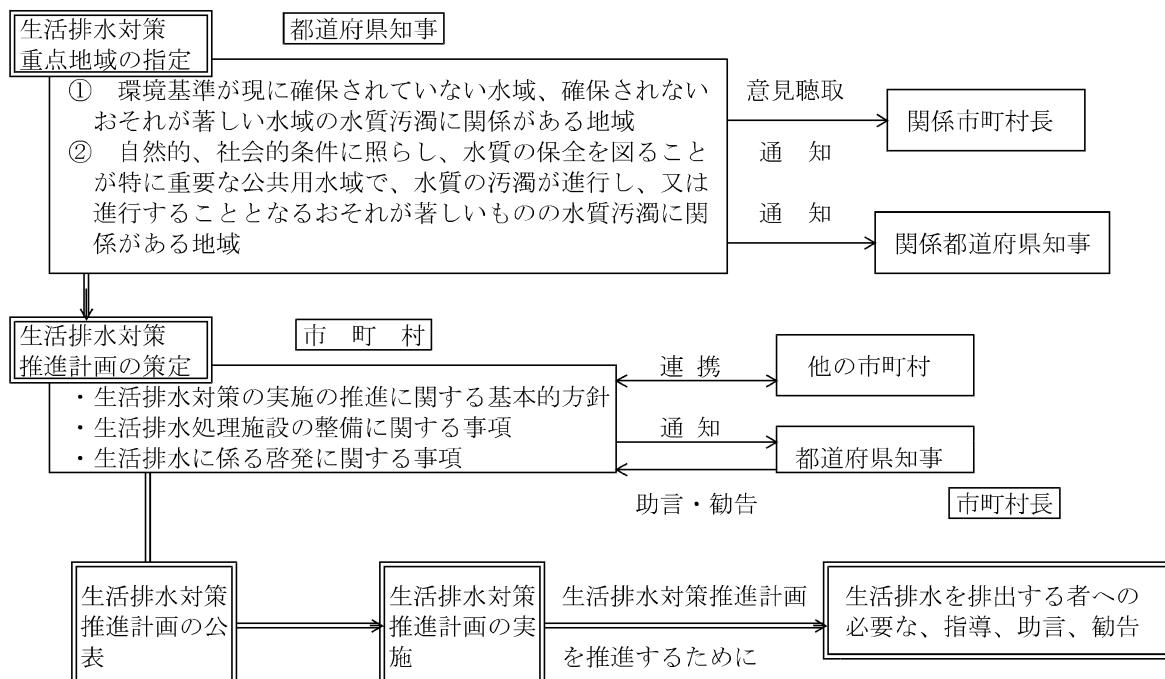
市町村の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理施設の整備 ・啓発に携わる指導員の育成 ・その他の生活排水対策に係る施策の実施
都道府県の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる施策の実施 ・市町村の施策の総合調整
国の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・知識の普及 ・地方公共団体への技術上、財政上の援助

③-2 国民の責務の明確化（第14条の6、第14条の7関係）

国民の責務・努力	<ul style="list-style-type: none"> ・調理くず、廃食用油の適正処理、洗剤の適正使用等の水質の保全への心がけ ・国、地方公共団体の生活排水対策への協力 ・生活排水処理施設の整備に関する努力
----------	---

③-3 生活排水対策重点地域における生活排水対策の計画的推進

(第14条の8から第14条の11まで関係)



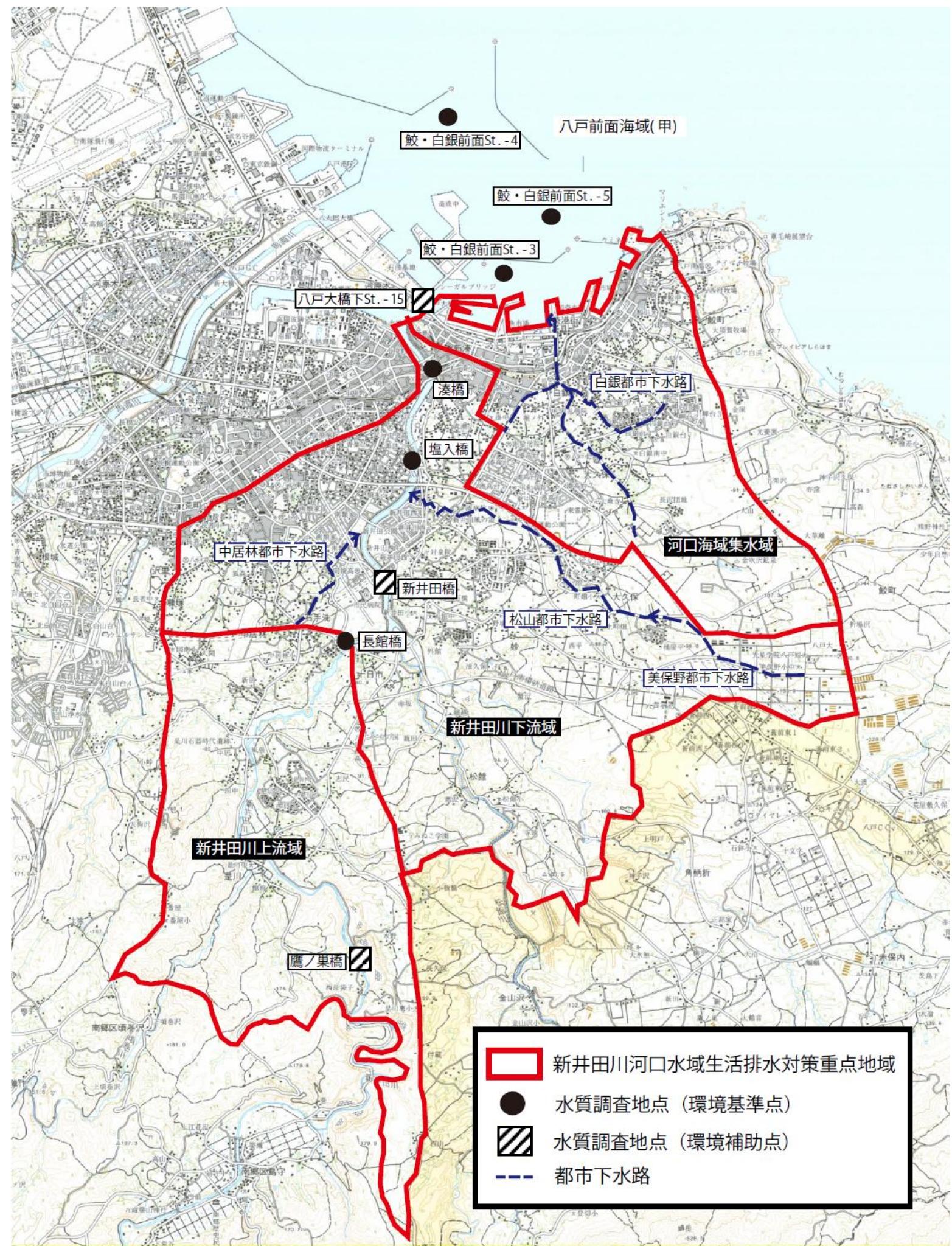


図1 新井田川河口水域生活排水対策重点地域

(5) 水質測定結果

表 1-1 公共用水域の水質測定結果（環境基準点）

河川	測定地点	類型	pH	DO	BOD			SS	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	90%値
新井田川	長館橋	A・イ	7.5~7.8	10	1.0 ~ 2.7	2.4	2	1.3	99
	塩入橋	B・ハ	7.4~7.6	8.9	0.9 ~ 2.2	2.0	3	1.3	110
	湊橋	B・ハ	7.6	8.7	0.7 ~ 2.6	2.3	3	1.8	76
馬淵川	櫛引橋	A・イ	7.2~7.8	10	<0.5 ~ 1.3	1.0	2	6	330
	尻内橋	B・ロ	7.3~7.8	10	0.5 ~ 1.2	1.0	3	6	280
五戸川	尻引橋	B・イ	7.3~7.5	9.9	0.7 ~ 2.5	2.3	3	3.8	610
奥入瀬川	幸運橋	A・イ	7.4~7.5	9.8	0.7 ~ 1.1	1.1	2	12	800
	開運橋	B・イ	7.4~7.5	9.2	<0.5 ~ 1.1	1.0	3	12	440

湖沼	測定地点	類型	pH	DO	COD			SS	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	90%値
世増ダム貯水池	表層	A・イ	7.1~9.1	9.1	1.9 ~ 3.9	3.7	3	1.0	56
	中層	A・イ	6.9~7.4	7.8	2.1 ~ 3.9	2.6	3	1.8	580
	底層	A・イ	6.7~7.3	6.2	2.2 ~ 4.5	3.2	3	5.3	680

海域	測定地点	類型	pH	DO	COD			SS	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	90%値
八戸前面海域	第一工業港 St. 1	C・ロ	7.7~8.2	9.6	1.9 ~ 5.3	3.5	8	2.3	76
	第一工業港 St. 2	C・ロ	7.7~8.1	8.6	1.7 ~ 4.1	3.5	8	1.3	2
	河口海域(甲) St. 3 (鮫・白銀前面)	B・ロ	8.0~8.3	9.6	1.3 ~ 5.0	3.3	3	2.2	26
	河口海域(甲) St. 4 (鮫・白銀前面)	B・ロ	8.0~8.3	9.3	1.0 ~ 3.4	2.9	3	2.0	18
	河口海域(甲) St. 5 (鮫・白銀前面)	B・ロ	8.0~8.3	9.3	1.2 ~ 4.1	3.0	3	1.3	15
	第三工業港 St. 6	C・ロ	8.0~8.2	8.9	1.0 ~ 2.9	2.3	8	1.3	82
	第二工業港 St. 7	C・ロ	7.9~8.3	9.1	1.1 ~ 3.2	2.9	8	1.8	9
	第二工業港 St. 8	C・ロ	8.0~8.2	9.2	1.3 ~ 3.1	3.0	8	1.3	17
	河口海域(乙) St. 9 (北沼前面)	B・ロ	8.0~8.2	8.5	0.6 ~ 3.5	2.6	3	1.3	6
	河口海域(乙) St. 10 (北沼前面)	B・ロ	8.0~8.3	8.9	1.2 ~ 2.2	2.0	3	1.3	100
	河口海域(丙) St. 11 (北防沖)	A・イ	8.0~8.3	8.8	0.7 ~ 2.1	1.9	2	1.2	3
	河口海域(丙) St. 12 (蕪島沖)	A・イ	7.9~8.3	8.7	0.8 ~ 1.9	1.5	2	1.3	<1
	河口海域(乙) St. 13 (北沼前面)	B・ロ	8.0~8.3	8.5	0.9 ~ 2.3	2.2	3	1.2	<1
南浜海域	小舟渡平 1 km沖	A・イ	8.0~8.2	8.5	0.5 ~ 2.2	1.2	2	-	<1
	種差 1 km沖	A・イ	8.0~8.1	8.3	0.9 ~ 1.8	1.8	2	-	<1

表1-2 公共用水域の水質測定結果（調査補助点）※環境基準による評価には含まれないが、参考として記載

河川 (水域名)	測定地點	類型	p H	D O	B O D			S S	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	90%値
新井田川	鷹ノ巣橋	A・イ	7.6～8.0	11	1.0～2.7	1.4	2	2.5	78
	新井田橋	B・ハ	7.5～7.6	10	0.7～2.3	1.3	3	1.5	85
馬淵川	大橋	B・ロ	7.4～7.8	10	0.7～1.5	1.2	3	9	460
浅水川	なかの橋	—	7.3～7.5	10	1.3～4.0	3.5	—	10	3800

海域 (水域名)	測定地點	類型	p H	D O	C O D			S S	大腸菌数
			範囲	平均	範囲	75%値	環境基準	平均	90%値
八戸前面海域	河口海域(甲) St. 15 (八戸大橋下)	B・ロ	7.7～8.3	9.2	1.4～5.0	2.9	3	2.3	67

<表1-1、表1-2 注釈>

1. 表中の単位 ・D O、B O D、C O D、S S : mg/L、・大腸菌数 : CFU/100mL

2. 水域類型の達成期間：「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

3. 馬淵川、奥入瀬川は青森県資料

表2 底質調査結果

測定地点		一般項目		健康項目					特殊項目			他の項目		
水域名	採取地点	C O D (mg/g)	強熱減量 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	P C B (mg/kg)	銅 (mg/kg)	亜鉛 (mg/kg)	総クロム (mg/kg)	硫化物 (mg/g)	全窒素 (mg/g)	全リン (mg/g)
新井田川	湊橋	83	16	0.3	16	7.1	0.10	<0.01	46	140	58	2.0	4.7	1.1
世増ダム貯水池	底層	50	13	0.5	18	8.5	0.13	<0.01	46	130	58	0.30	4.4	1.5
馬淵川	大橋	31	10	0.2	12	8.9	0.12	<0.01	24	83	35	0.10	1.2	0.53
八戸前面海域	St. 1	54	16	0.4	29	13	0.19	<0.01	80	200	75	0.32	4.4	1.2
	St. 2	39	12	0.3	66	17	0.72	<0.01	430	440	150	2.3	3.3	1.0
	St. 6	41	12	0.4	28	15	0.21	<0.01	55	150	56	2.8	3.1	0.85
	St. 7	19	8	0.5	66	14	0.25	<0.01	46	220	35	0.41	1.9	0.58
	St. 8	16	8	0.6	75	13	0.19	<0.01	50	250	27	0.57	1.8	0.51

(乾燥重量当たり)

1. 底質について環境基準値は定められていない。

2. 馬淵川は青森県資料

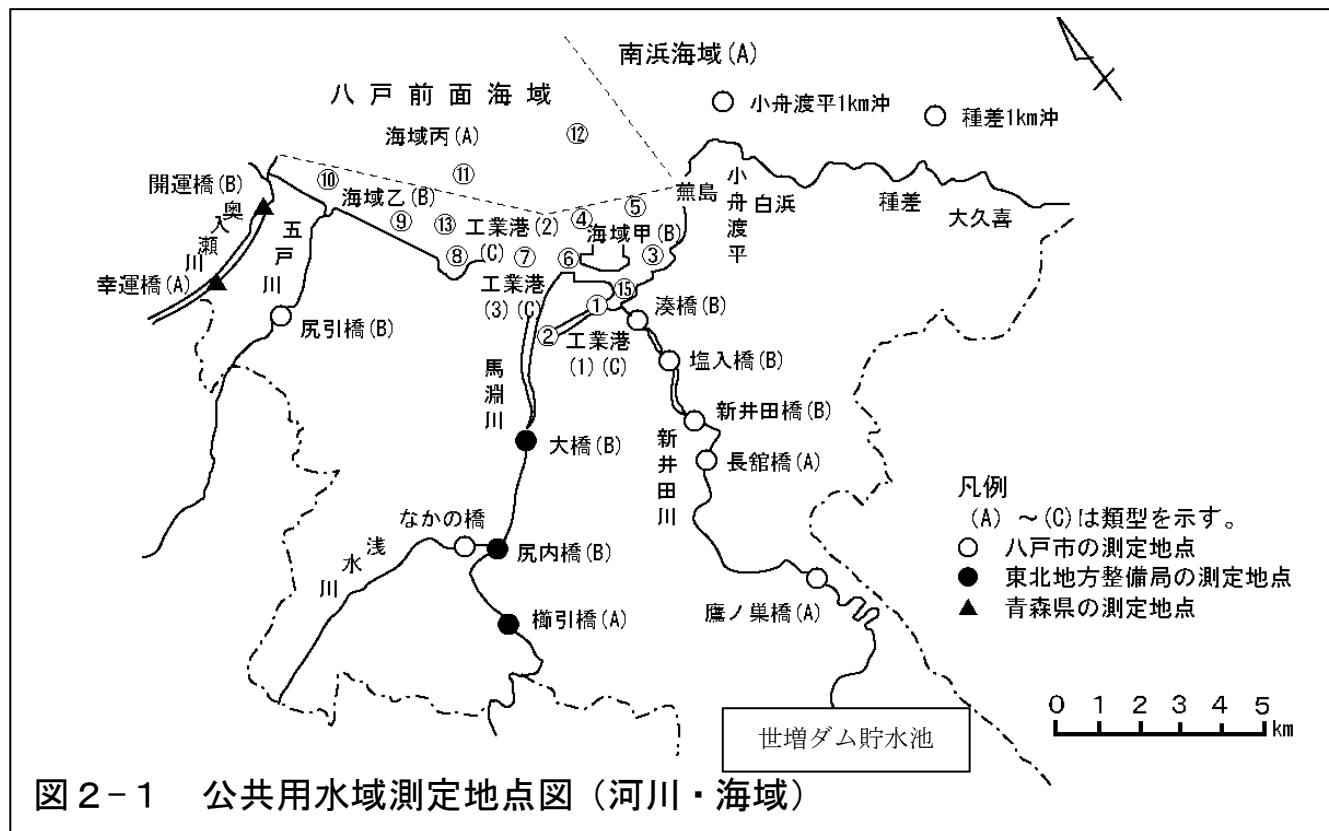


図 2-1 公共用 水域測定地点図（河川・海域）

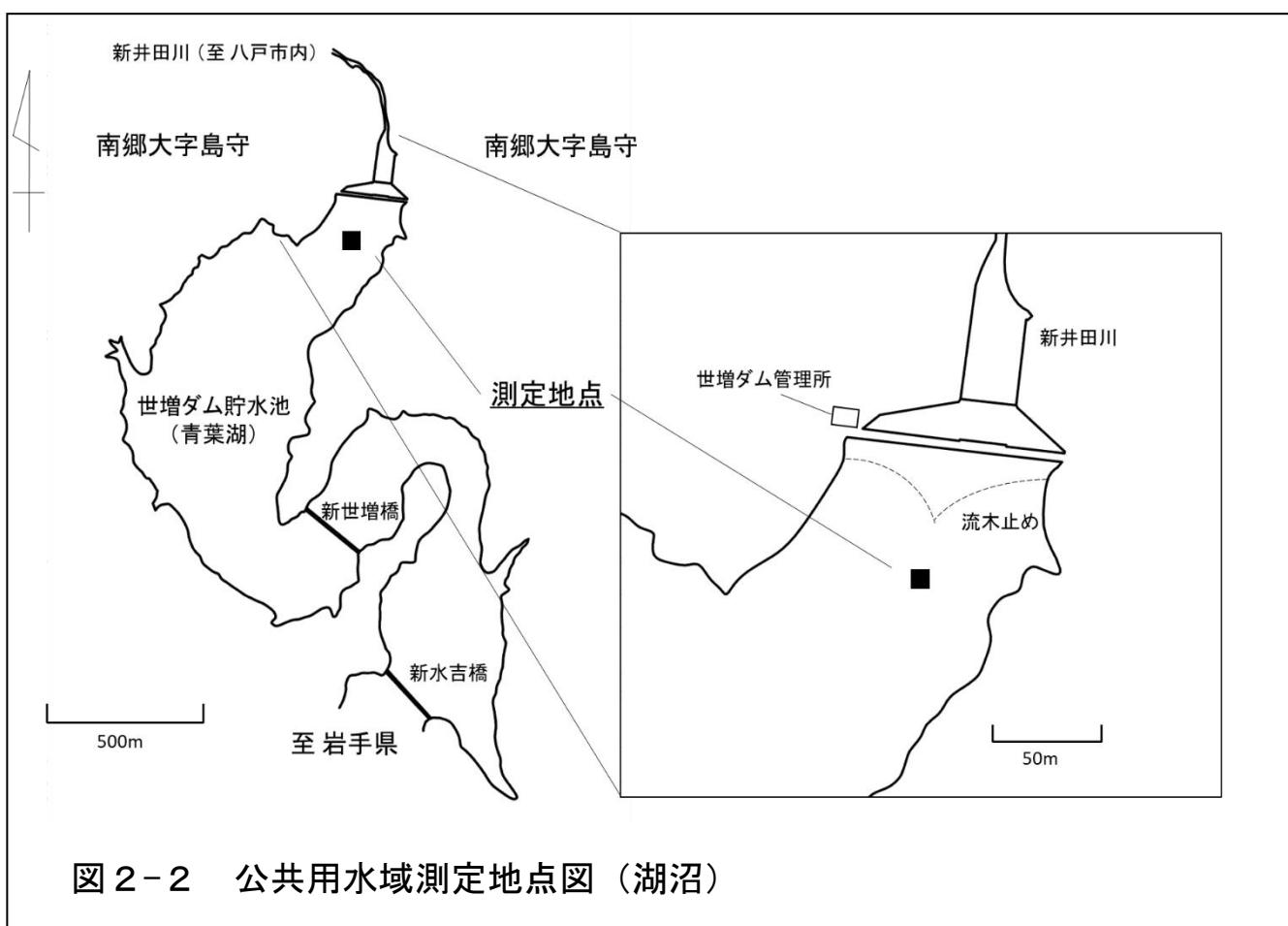


図 2-2 公共用 水域測定地点図（湖沼）

図 2 公共用 水域測定地点図

表3 地下水環境基準超過地点

1. 概況調査※1 (超過地点数/調査地点数=0/5)
2. 継続監視調査※2 (超過地点数/調査地点数=7/25)

No.	地区名	深度(m)	基準超過項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 ^{※3} (mg/L)
1	内丸	<30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	10
2	湊	50	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	10
3	田面木	200	ほう素	2.5	1
4	石堂	>100	ふっ素	1.1	0.8
5	豊崎	<30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	10
6	市川町	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	15	10
7	妙	5	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	10

3. 継続監視調査終了 (調査終了地点数/調査地点数=6/25)

No.	地区名	深度(m)	調査項目	測定値 (mg/L)	環境基準値 ^{※3} (mg/L)
1	市川町	30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.9	10
2	妙	不明	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.2	10
3	根城	3	鉛	<0.002	0.01
4	根城	不明	鉛	<0.002	0.01
5	田面木	不明	砒素	0.002	0.01
6	八幡	<30	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8.4	10

○3年連続で基準値の9割を超えないことを確認した1箇所について今年度で調査終了する。

※1 概況調査は市内の全体的な地下水質の把握を目的とする調査。

※2 継続監視調査は汚染が確認された井戸等の経年変化を把握するための調査。

※3 環境基準値は地下水の水質汚濁に係る環境基準。

表4 水浴場水質等調査結果

水浴場名		調査月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)			COD (mg/L)			透明度 (m)		
			最小	最大	平均	最小	最大	平均	最小	最大	平均
八戸市 白浜海水浴場	(開設前)	4/26, 5/2	<2	<2	<2	1.4	2.1	1.9	>1	>1	>1
	(開設中)	7/30、7/31	2	28	14	1.9	2.2	2.0	>1	>1	>1
八戸市 蕪島海水浴場	(開設前)	4/22, 4/26	<2	48	26	2.4	3.1	2.8	>1	>1	>1
	(開設中)	7/30、7/31	28	100	67	3.6	4.9	4.2	0.7	>1	0.85

水浴場名		油膜	pH		気温 (°C)	水温 (°C)	O-157 (個 /100mL)	判定	前年判定
			最小	最大					
八戸市 白浜海水浴場	(開設前)	なし	8.0	8.1	20.5	13.5	不検出	水質AA	水質AA
	(開設中)	なし	8.1	8.1	28.0	22.5	不検出	水質A	水質B
八戸市 蕪島海水浴場	(開設前)	なし	8.1	8.2	17.3	12.8	不検出	水質B	水質B
	(開設中)	なし	8.0	8.1	27.8	22.9	不検出	水質B	水質B

表5 勘助川水質調査結果

調査水域 : 勘助川（勘助山を水源とし、白銀台と大久保地区の境界を流れる小川）

調査年月日 : 令和6年4月3日(水)

天候 : 当日…晴れ 前日…晴れ 前々日…晴れ

地点番号	1	2	3	4
時刻	10:50	10:45	10:33	10:29
色相	透明	透明	透明	透明
臭気	無臭	無臭	無臭	無臭
水温 (°C)	13.9	14.9	14.5	14.8
透視度 (cm)	30以上	30以上	30以上	30以上
pH (-)	7.8	7.6	7.7	7.4
D O (mg/L)	11	11	11	12
B O D (mg/L)	0.8	0.9	0.6	0.9
S S (mg/L)	10	1	1未満	1

表6 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

令和7年3月31日現在の届出数

別 表 番 号	業 種	平均排水量 50m ³ /日 以上	有害物質 使用特定 事業場		平均排水量 50m ³ /日 未満	有害物質 使用特定 事業場		合計
			地下浸透			地下浸透		
1	鉱業	1						1
1の2	畜産農業	1			6			7
2	畜産食料品製造業	1			2			3
3	水産食料品製造業	23			25			48
4	保存食料品製造業				1			1
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソースまたは食酢の製造業				1			1
10	飲料製造業	2			6			8
11	動物系飼料または有機質肥料製造業	5	1		3	1		8
12	動植物油脂製造業	2			1			3
16	めん類製造業				8			8
17	豆腐または煮豆製造業				4			4
18の2	冷凍調理食品製造業				1			1
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1					2
27	無機化学工業製品製造業				1			1
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業				1			1
30	発酵工業	1	1					1
53	ガラス・ガラス製品製造業	1	1					1
54	セメント製品製造業				2			2
55	生コンクリート製造業				5			5
59	碎石業				1			1
61	鉄鋼業	1	1					1
62	非鉄金属製造業	2	1		1			3
64の2	浄水施設	1	1					1
65	酸またはアルカリによる表面処理施設	2	1		2	1		4
66	電気めつき施設				1	1		1
66の3	旅館業	3			22			25
66の4	共同調理場ちゅう房施設	3						3
66の5	弁当製造業				1			1
66の6	食堂・レストラン（飲食店ちゅう房施設）				8			8
67	洗たく業	1			29			30
68	写真現像業				7	7		7
68の2	病院業	4	1					4
69の2	地方卸売市場	1			2			3
70の2	自動車分解整備事業				8			8
71	自動式車両洗浄施設				90			90
71の2	試験・研究・検査業	3	3		11	6		14
71の3	一般廃棄物処理施設（焼却施設）				2			2
71の4	産業廃棄物処理施設				3			3
72	し尿処理施設	10			2			12
73	下水道終末処理施設	2	1					2
74	汚水処理施設	2						2
合 計		74	13	0	257	16	0	331

※有害物質貯蔵施設のみの1事業場を除く

※青森県水質公害防止条例の汚水関係施設

令和7年3月31日現在の届出数

別 表 番 号	業 種	平均排水量 50m ³ /日 以上	有害物質 使用特定 事業場		平均排水量 50m ³ /日 未満	有害物質 使用特定 事業場		合計
			地下浸透			地下浸透		
1	有害物質汚水排出試験、検査施設	4	4		2	2		6
2	トンネル掘さくに伴って生ずる坑内水の排水施設				1			1
3	鉄道車両給油、オイル交換用施設				3			3
合 計		4	4	0	6	2	0	10

表7 事業場立入検査実施状況

排水量等による分類		立入事業場数	立入延回数	調査項目数	排水基準値 (協定値) 超過件数	(行政措置)		基準値超過 以外に対する 指導件数
水質汚濁防止 特定事業場 による	規制対象 50m ³ 以上 (内協定工場)	59	67	94	1	文書による 改善指導	法に基づく 改善命令等	
		(11)	(19)	(19)	(0)	(0)	(0)	(0)
		6	6	6	0	0	0	0
	規制対象外 (小規模事業場)	10	10	10	0	0	0	0
	小 計	75	83	110	1	1	0	1
(法対象外) 公害防止協定工場		5	8	9	0	0	0	0
合 計		80	91	119	1	1	0	1

排水基準値超過1件の不適合項目

No.	事 業 場 名	通知・指示月日	不適合項目 (排水基準値) {mg/L}
1	水産食料品製造業	R6. 9. 17	大腸菌群数 測定値 1万超(個/cm ³) (日間平均値3,000)

基準値超過以外に対する指導の内訳

No.	事 業 場 名	通知・指示月日	通知内容・指示事項
1	水産食料品製造業	R6. 10. 31	自主測定結果報告書を提出すること
2	冷凍食品製造業	R7. 3. 19	氏名等変更届出書を提出すること
3	水産食料品製造業	R7. 3. 19	氏名等変更届出書を提出すること

表8 水質関係法令等に係る届出、報告受理件数（令和6年度）

特定施設設置届出	有害物質貯蔵指定施設設置届出	使用届出	構造等変更届出	氏名変更届出	使用廃止届出	承継届出	事故時の届出	合計
3	0	0	6	13	5	1	2	30

(2) 青森県公害防止条例

汚水関係施設設置届出	構造等変更届出	氏名変更届出	使用廃止届出	承継届出	合計
0	0	1	0	0	1

(3) 排出水等自主測定実施要領

自主測定報告義務事業場数	規定回数以上報告した事業場数	報告はしたが規定回数未満であった事業場数	未報告事業場数
51	46	4	1

※規定回数：排水量1,000m³/日以上及び特定地下浸透をする事業場・・・3か月に1回

排水量50～1,000m³/日未満の事業場・・・6か月に1回

(4) 公害防止協定に基づく自主測定結果の報告

自主測定報告義務事業場数	規定回数以上報告した事業場数	報告はしたが規定回数未満であった事業場数	未報告事業場数
28	18	5	5

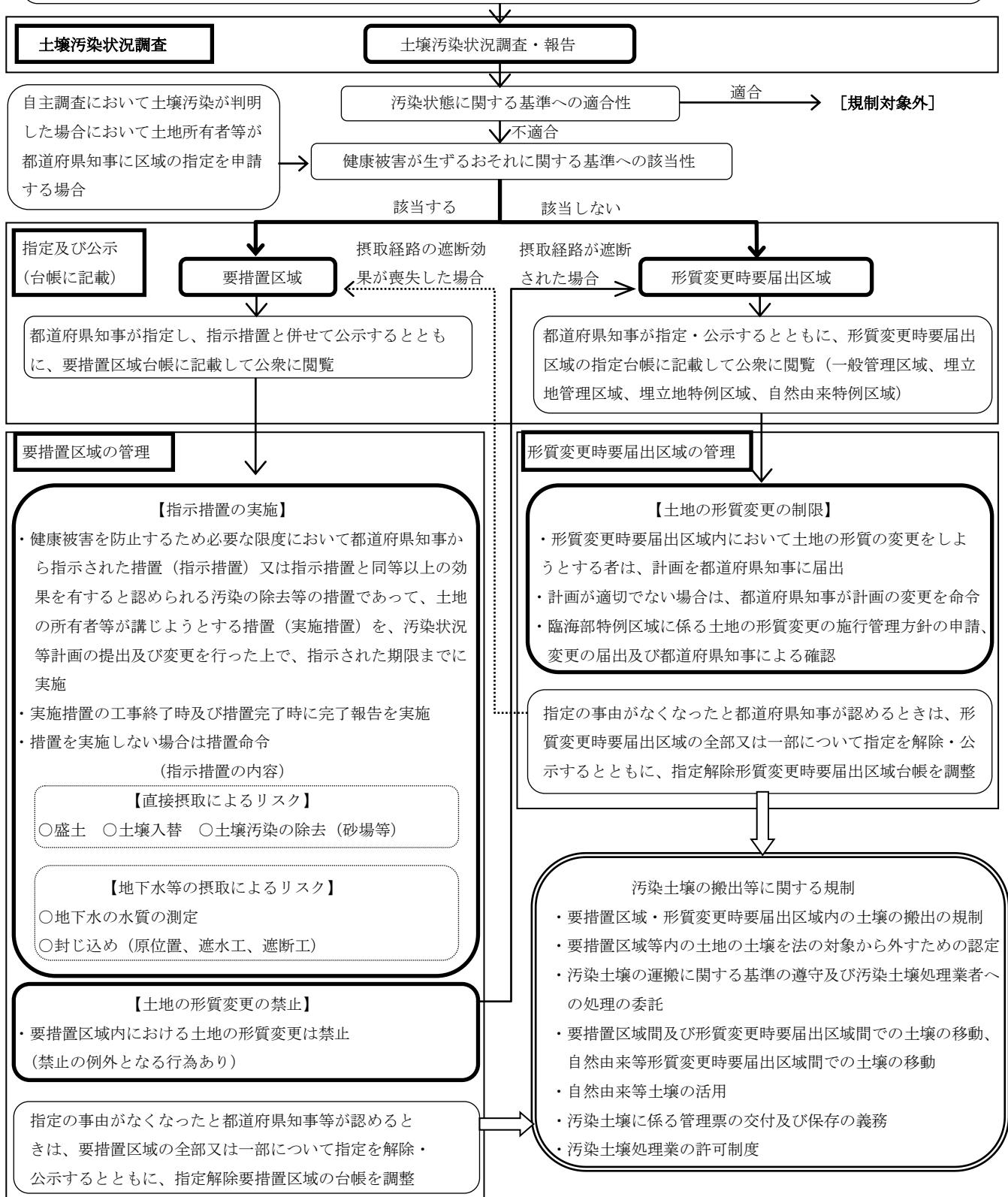
2 土壤汚染関係資料

(1) 土壤汚染対策法の概要

○目的（法第1条）：土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めるこ
と等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

○対象物質（法第2条）：①有害物質を含む土壤を採取すること、②土壤中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂
取することに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがある、有害物質として政令で指定した26物質（特定有害物質）
による汚染を対象とする。

- ・特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された場合
- ・一定規模以上の土地の形質変更の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事（八戸市では市長）が認める場合
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事（八戸市では市長）が認める場合



(2) 土壤汚染に係る基準

特定有害物質名		土壤汚染対策法・指定基準			地下水基準 (mg/L)
		① 土壤含有量基準 (mg/kg)	② 土壤溶出量基準 (mg/L)	③ 第二溶出量基準 (mg/L)	
第一種特定有害物質	クロロエチレン	—	≤0.002	≤0.02	≤0.002
	四塩化炭素	—	≤0.002	≤0.02	≤0.002
	1,2-ジクロロエタン	—	≤0.004	≤0.04	≤0.004
	1,1-ジクロロエチレン	—	≤0.1	≤1	≤0.1
	1,2-ジクロロエチレン	—	≤0.04	≤0.4	≤0.04
	1,3-ジクロロプロベン	—	≤0.002	≤0.02	≤0.002
	ジクロロメタン	—	≤0.02	≤0.2	≤0.02
	テトラクロロエチレン	—	≤0.01	≤0.1	≤0.01
	1,1,1-トリクロロエタン	—	≤1	≤3	≤1
	1,1,2-トリクロロエタン	—	≤0.006	≤0.06	≤0.006
	トリクロロエチレン	—	≤0.01	≤0.1	≤0.01
	ベンゼン	—	≤0.01	≤0.1	≤0.01
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	≤45	≤0.003	≤0.09	≤0.003
	六価クロム化合物	≤250	≤0.05	≤1.5	≤0.05
	シアノ化合物	≤50 (遊離シアノとして)	検出されないこと	≤1	検出されないこと
	水銀及びその化合物	≤15	≤0.0005	≤0.005	≤0.0005
	うちアルキル水銀	—	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物	≤150	≤0.01	≤0.3	≤0.01
	鉛及びその化合物	≤150	≤0.01	≤0.3	≤0.01
	砒素及びその化合物	≤150	≤0.01	≤0.3	≤0.01
	ふつ素及びその化合物	≤4,000	≤0.8	≤24	≤0.8
	ほう素及びその化合物	≤4,000	≤1	≤30	≤1
第三種特定有害物質	シマジン	—	≤0.003	≤0.03	≤0.003
	チウラム	—	≤0.006	≤0.06	≤0.006
	チオベンカルブ	—	≤0.02	≤0.2	≤0.02
	P C B	—	検出されないこと	≤0.003	検出されないこと
	有機りん化合物	—	検出されないこと	≤1	検出されないこと

①土壤含有量基準 土壌 1kg 中に含まれる物質の量 (mg) で、直接摂取のリスクに係る指定基準

②土壤溶出量基準 土壌に10倍量の水を加えて混合した場合に溶出する物質量 (mg/L) で、地下水等摂取のリスクに係る指定基準

③第二溶出量基準 土壌汚染の除去に係る基準で、②がこの基準を超過している場合、汚染対策が掘削除去等に限定される

3 地盤沈下関係資料

表9 水準測量概要

【全路線】

水準点	
国土地理院一等水準点（幹線）	10点
八戸測候所水準点	1点
八戸市水準点	53点
計	64点

測量距離	
国土地理院	19.3km
八戸市	70.3km
計	89.6km

表10 観測井概要

観測井	設置場所	設置年度	深度(m)	ストレーナー深度(m)	ケーシング径	計器類
1号井	青葉三丁目13-36 (市立第三中学校)	51	100	85 ~ 97	単管式250mm	水位計※※
2号井	尻内町字中根市2 (市立三条中学校)	51	150	99 ~ 122	同上	同上
3号井	市川町字赤畠34-2 (市立市川中学校)	51	200	123 ~ 135	同上	同上
4-A号井	柏崎二丁目5-31 (旧市立柏崎小学校)	55	10	2 ~ 5	二重管式 外管200mm 内管100mm	沈下計 水位計
4-B号井*	同上	55	30	22 ~ 28		同上
5号井	江陽二丁目19 (江陽公園)	56	75	35 ~ 46	同上	同上
6号井	下長五丁目2 (河原木住宅団地)	57	150	64 ~ 75	同上	同上
7号井	市川町字古館30-1 (市立多賀小学校)	58	200	114~126	同上	同上

*H23.3.11東日本大震災による被害を受け、観測井が破損したため、測定を行っていない

※※故障したため、令和6年度に新規購入。

表11 令和5年度地盤沈下調査精密水準測量結果（測量は3年ごとの実施）

(単位：cm)

点番号	所 在 地	R2年度までの累積変動量	R5年度の変動量	累積変動量
1	柏崎一丁目 (八戸東京海上ビルディング前)	-0.21	0.11	-0.10
2	小中野五丁目 (小中野小学校)	0.35	-0.02	0.33
3	小中野八丁目 (青森銀行湊支店)	-0.14	-0.11	-0.25
4	江陽四丁目 (江陽集会所)	-0.46	-0.11	-0.57
5	江陽四丁目 (片倉コーポアグリ東側)	0.12	R5亡失	
6	江陽二丁目 (江陽公園)	-4.53	0.01	-4.52
7	江陽五丁目 (熊野神社)	0.55	0.07	0.62
8	柏崎二丁目 (旧柏崎小学校)	-48.60	-0.30	-48.90
9	青葉三丁目 (第三中学校)	-19.07	0.03	-19.04
10	諏訪二丁目 (八戸市類家緑地)	-1.72	-0.05	-1.77
11	湊町 (大沢小公園)	-0.33	-0.22	-0.55
12	白銀一丁目 (県道・三島ボンプ場角)	0.55	-0.20	0.35
13	沼館一丁目 (沼館3号公園)	-1.58	0.31	-1.27
14	城下二丁目 (日本たばこ産業株式会社前)	-0.06	0.22	0.16
15	沼館二丁目 (八戸市勤労青少年ホーム)	-0.74	0.45	-0.29
16	沼館四丁目 (第一工業港野積場)		R2亡失	
17	河原木 (大平洋金属株式会社裏)	0.87	-0.13	0.74
18	河原木 (東北電力株式会社八戸火力発電所裏)	-0.33	-0.17	-0.50
19	八太郎一丁目 (県道・新大橋交差点)	-0.45	0.39	-0.06
20	八太郎五丁目 (県道・浜名谷地歩道)	-2.07	0.58	-1.49
21	河原木 (県道・八戸製錬株式会社前)	-4.51	0.60	-3.91
22	日計五丁目 (根岸小学校)	-3.97	0.42	-3.55
23	白銀町 (湊中学校)	0.39	-0.06	0.33
24	壳市 (第二中学校)	-1.53	0.17	-1.36
25	河原木 (八戸市食肉処理場跡地)		H26亡失	
26	河原木 (三八地域県民局みなと分庁舎)	-1.97	0.44	-1.53
27	市川町 (東北電力株式会社市川変電所)	-1.37	0.83	-0.54
28	市川町 (多賀小学校)	-3.67	0.76	-2.91
29	市川町 (水産加工団地協同組合)	-2.37	0.73	-1.64
30	市川町 (団地入口願成寺前市道)	-1.06	0.40	-0.66
31	卸センター一丁目 (八戸総合卸センター会館)	-19.42	1.00	-18.42
32	市川町 (市川中学校)	-7.02	0.55	-6.47
33	市川町 (轟木小学校)	-14.03	-0.48	-14.51
34	河原木 (日計郵便局跡地)	0.38	0.42	0.80
35	下長五丁目 (市営住宅団地)	-1.66	0.50	-1.16
36	下長三丁目 (河原木第2号公園)	-2.39	0.39	-2.00
37	長苗代三丁目 (長苗代三丁目公園)	-1.21	0.26	-0.95
38	長苗代 (三八五オートスクール)	-13.91	1.10	-12.81
39	尻内町 (青森県八戸合同庁舎)	-5.66	1.16	-4.50
40	尻内町 (三条中学校)	-8.00	0.66	-7.34
41	一番町二丁目 (上長集会場跡地)	-5.82	0.87	-4.95
42	尻内町 (白山神社)	-6.60	0.53	-6.07
43	諏訪一丁目 (八戸市総合教育センター)	-1.27	0.00	-1.27
44	田向 (千葉幼稚園入口)	-4.46	-0.18	-4.64
45	吹上三丁目 (東日本高速道路㈱職員住宅)	-28.37	R5亡失	
46	吹上三丁目 (東日本高速道路㈱職員住宅)	0.62	R5亡失	
47	吹上三丁目 (月丘町内宅地)	-24.47	-0.44	-24.91
48	根城三丁目 (すき家八戸南店前交差点)	-18.44	-0.26	-18.70
49	根城一丁目 (根城一丁目内宅地)	-15.73	-0.58	-16.31
50	根城一丁目 (土橋川)		H20亡失	
51	卸センター一丁目 (八戸総合卸センター)		R2亡失	
52	長苗代 (三八五オートスクール)	-3.91	0.96	-2.95
53	尻内町 (青森県八戸合同庁舎)	-9.75	1.17	-8.58
観測井付属点	柏崎二丁目 (旧柏崎小学校)	-25.64	0.01	-25.63
測候所水準点	湊町 (八戸気象観測所)	1.00	-0.27	0.73

注) 仮不動点は八戸市水準点（市立大館中学校内）とし、変動量算出の基準日は毎年10月1日である。

表12 地盤沈下観測井調査結果（年度平均水位）

(観測データの解析は隔年実施)

(単位：m)

年度 No.	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
1	-2.74	-2.82	-2.54	-2.38	-2.09	-2.10	-1.98	-2.04	-2.03	-2.64	-1.78
2	-0.59	-0.88	-0.68	-0.55	-0.48	-0.44	-0.40	-0.41	-0.36	-1.12	-0.24
3	-8.70	-8.88	-8.77	-8.65	-8.52	-8.34	-8.74	-9.31	-9.11	-9.24	-8.54
4-A	-0.98	-1.07	-1.04	-0.93	-0.90	-1.09	-1.96	-2.19	-2.14	-2.74	-2.21
4-B [※]	-2.97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-2.35	-2.41	-2.36	-2.27	-2.15	-2.12	-2.04	-2.17	-2.00	-2.27	-1.89
6	-1.08	-1.24	-1.22	-1.05	-1.08	-1.00	-0.96	-1.10	-0.99	-1.61	-0.61
7	-9.76	-10.01	-9.85	-9.80	-9.82	-9.70	-10.27	-10.90	-10.99	-11.30	-10.29

表13 地盤沈下観測井調査結果（年度地盤変動量）

(観測データの解析は隔年実施)

(単位：mm)

年度 No.	24	25	26	27	28	29	30	1	2	累積変動量（期間）
4-A	+2.87	+0.43	-1.50	-0.68	-2.42	1.85	-1.41	1.81	0.41	-221.88 (41年)
4-B [※]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-240.38 (31年)
5	-0.93	+1.28	-1.28	-0.07	+0.09	0.12	-0.21	0.17	-0.11	-8.21 (40年)
6	-0.08	+0.08	-0.01	-1.70	-0.58	-0.50	-0.08	0.26	-0.34	-27.71 (39年)
7	-1.17	+1.38	-1.80	-0.04	-0.52	-1.08	-0.80	0.70	-1.13	-13.85 (38年)

[※]H23.3.11東日本大震災による被害を受け、観測井が破損したため、測定を行っていない

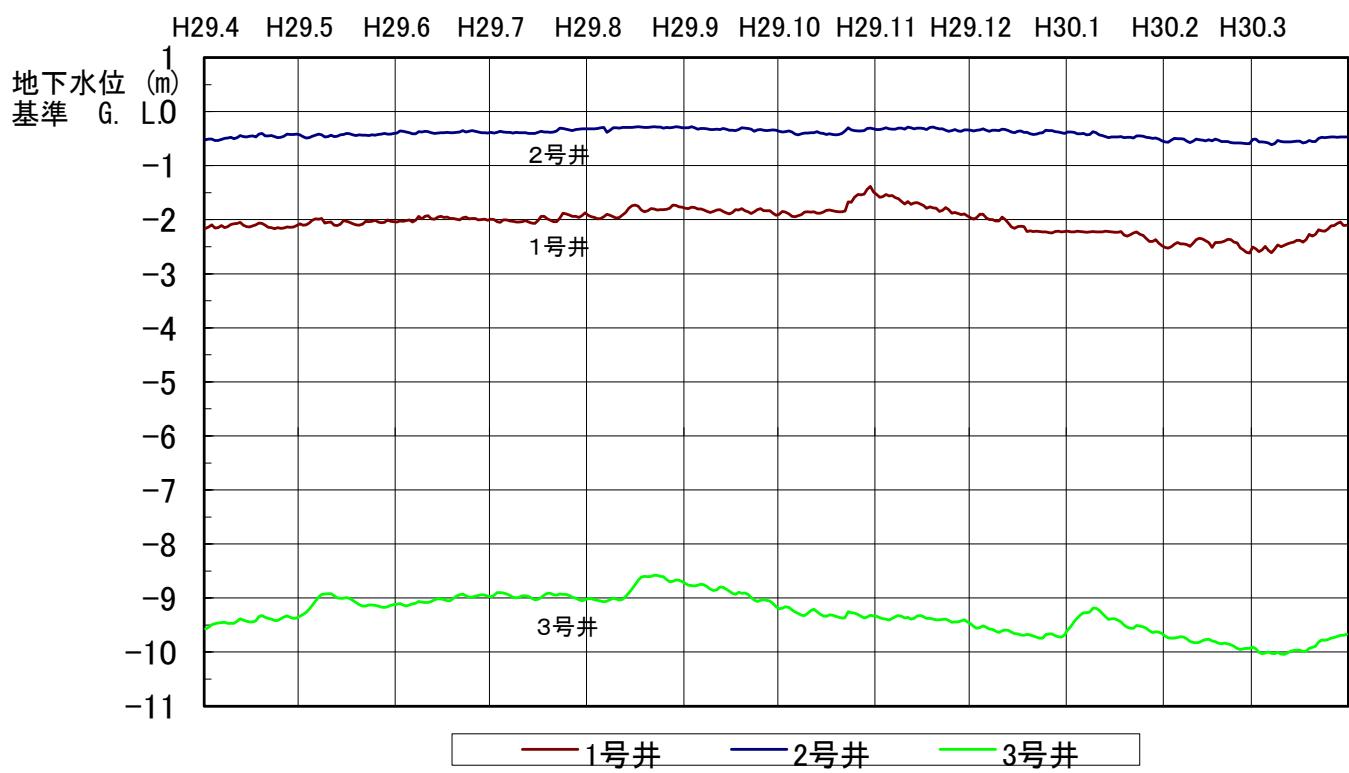


図3 平成29年度 地下水位（1号井、2号井、3号井）

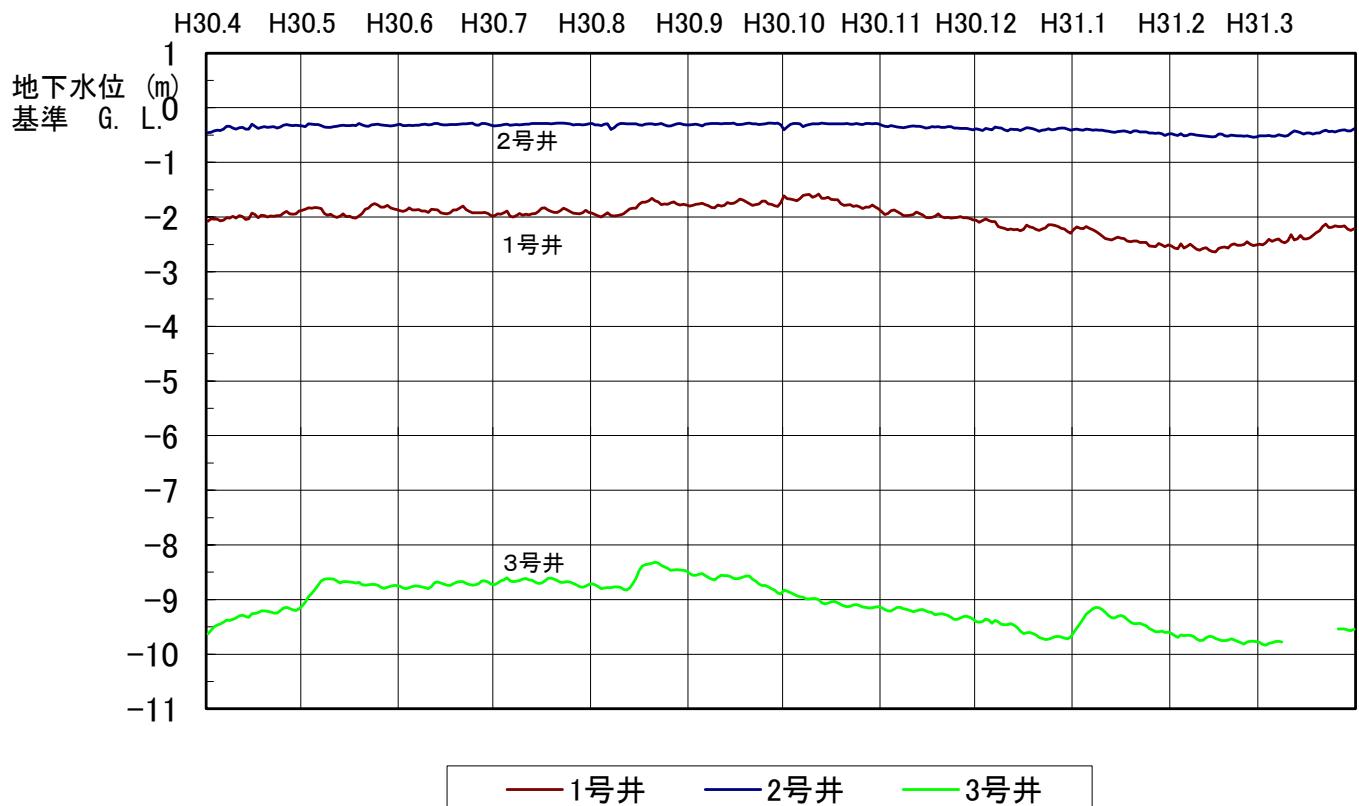


図4 平成30年度 地下水位（1号井、2号井、3号井）

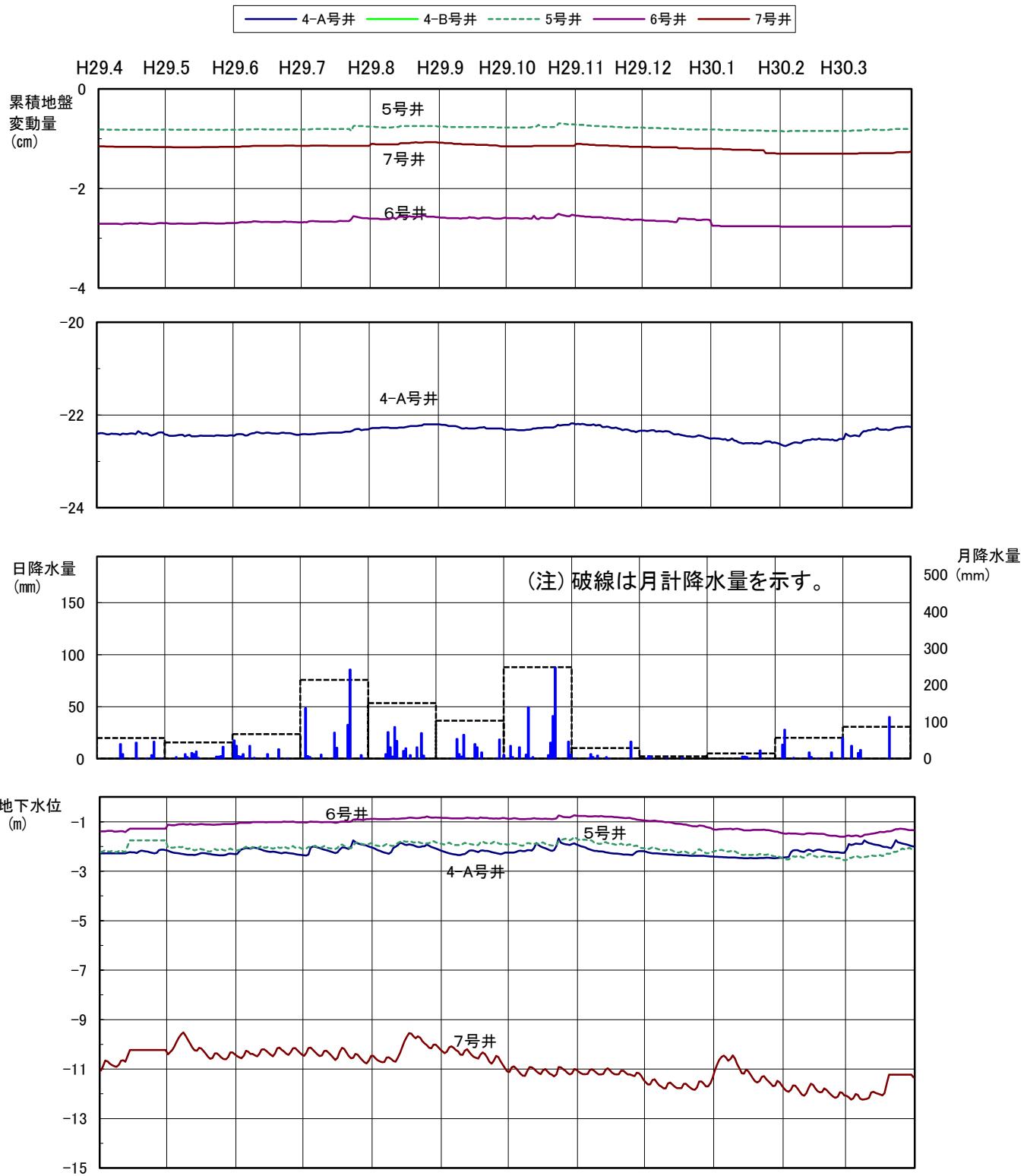


図5 平成29年度 累積地盤変動量と地下水位、降水量の関係

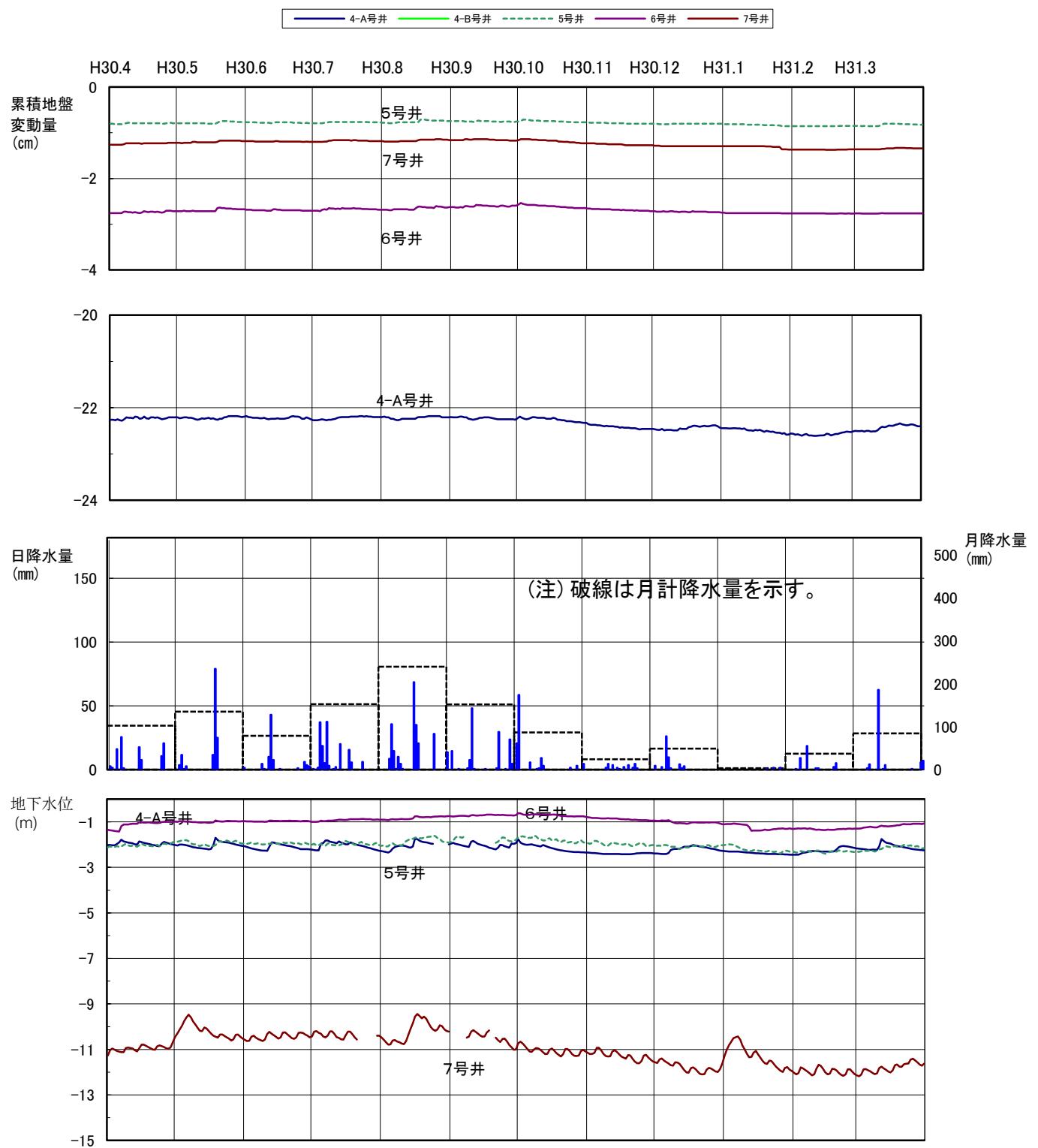


図6 平成30年度 累積地盤変動量と地下水位、降水量の関係

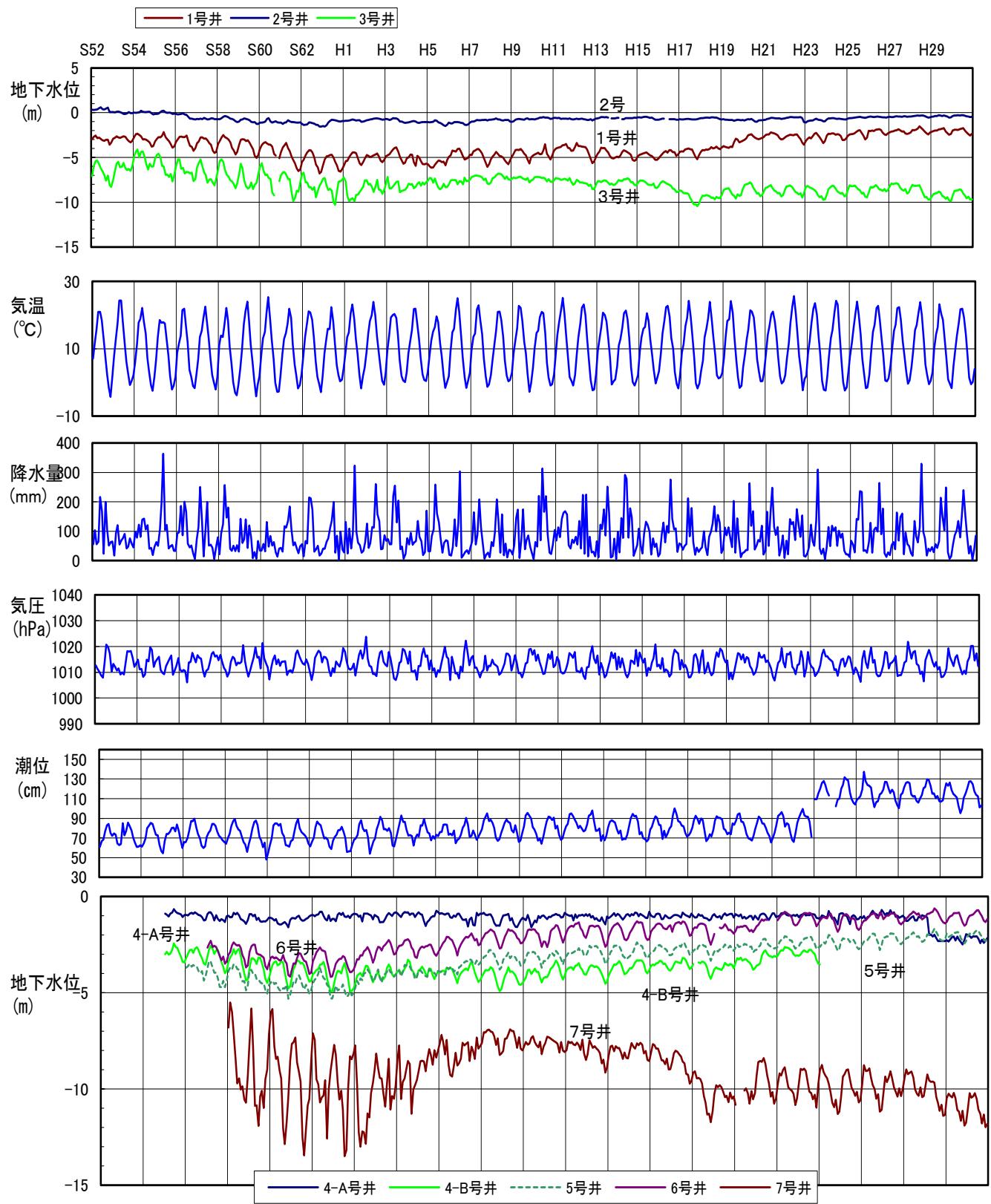


図7 地下水と気象観測記録等の推移

4 大気関係資料

(1) 大気汚染に係る環境基準

(1)-1 大気の汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）、二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）及び微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準（平成21年9月9日環境省告示第33号）

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連續した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg / m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg / m ³ 以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。 なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。 なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg / m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg / m ³ 以下であること。	<p>長期基準（1年平均値に関する基準）及び短期基準（1日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価として測定結果の1年平均値について評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価する。 <p>(注) 自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測が4時間以内の測定日数とする。また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。</p>
備 考		<p>1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。</p> <p>3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

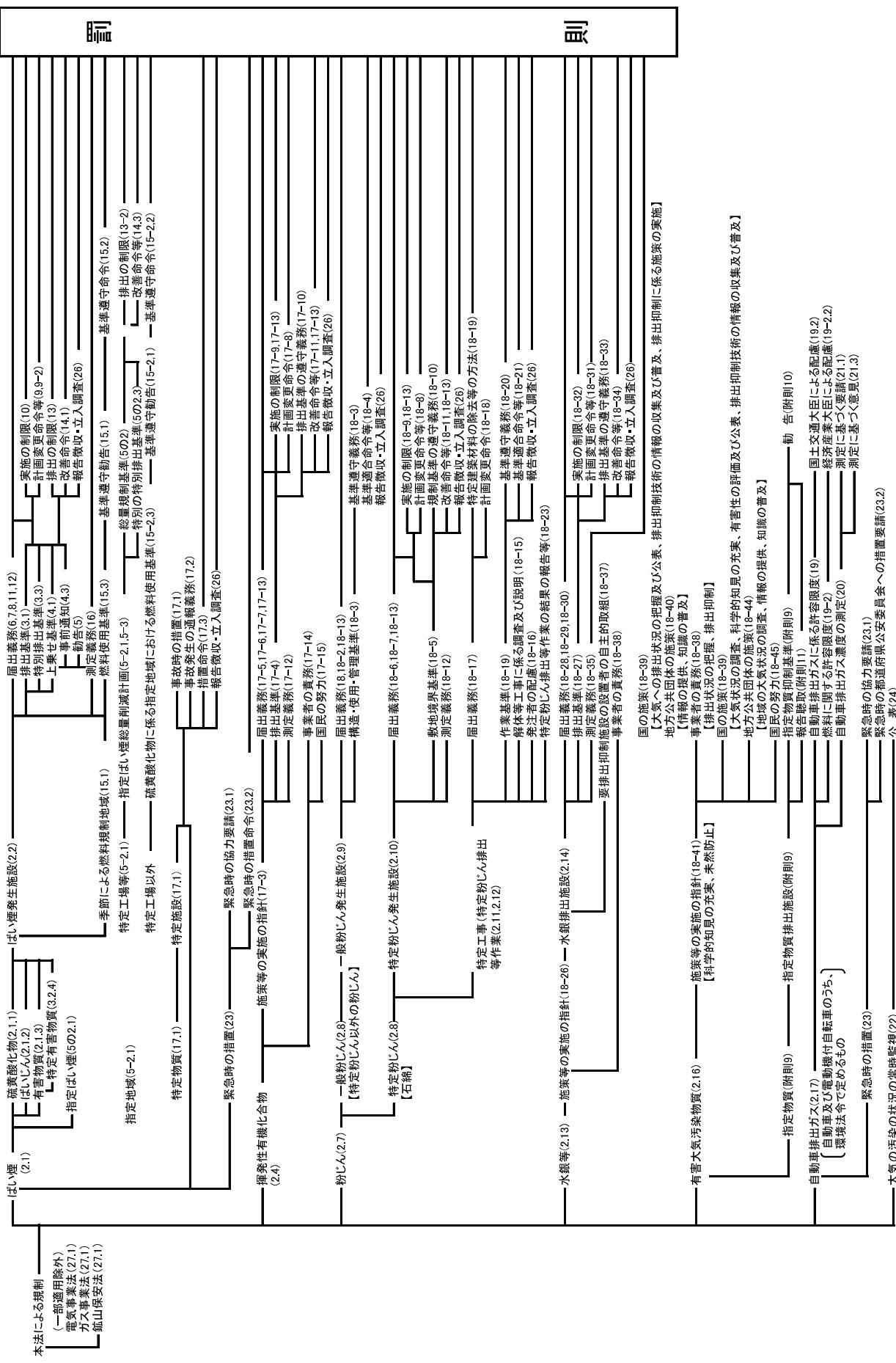
(1)-2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物 質	環 境 上 の 条 件 (告示年月日)
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg / m ³ 以下であること。(H9. 2. 4)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg / m ³ 以下であること。(H30. 11. 19)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg / m ³ 以下であること。(H9. 2. 4)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg / m ³ 以下であること。(H13. 4. 20)
備 考	<p>1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p>

(2) 大気汚染防止法規制対象物質一覧

規制物質	物質の例示	規制基準	規制措置等
ばい煙 有害物質	硫酸化物 二酸化硫黄 三酸化硫黄	・排出基準 量規制、地域ごとK値方式 (旧八戸市はK値6、旧南郷村はK値17.5)	改善命令、直罰など
	ばいじん すすなど	・排出基準 濃度規制、施設の種類規模ごと	同上
	窒素酸化物 カドミウム ふつ化水素 塩素 塩化水素など	・排出基準 濃度規制、施設の種類規模ごと	同上
		・排出基準 濃度規制、物質の種類、施設の種類ごと	同上
	(特定有害物質) 未指定	・排出基準 量規制、K値方式	同上
揮発性 有機化合物	トルエン キシレンなど	・排出基準 濃度規制、施設の種類規模ごと	同上
粉じん 一般 粉じん	セメント粉 石灰粉 鉄粉など	構造・使用・管理基準	基準適合命令
	特 定 粉じん 石綿	・規制基準 敷地境界での濃度基準	改善命令
水銀等	水銀	・排出基準 濃度規制、施設の種類規模ごと	同上
自動車 排出ガス	一酸化炭素 炭化水素 鉛 窒素酸化物など	・許容限度 保安規準で確保	車両検査、整備命令など(他法による)
特 定 物 質	フェノール ピリジンなど	・なし	事故時の措置命令
指 定 物 質	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ベンゼン	・指定物質抑制基準	勧告

(3) 大気汚染防止法の体系



(4) ばい煙発生施設等の届出状況

表14 大気汚染防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出状況

令和7年3月31日現在

区分	大気汚染防止法						青森県公害防止条例			
	ばい煙発生施設		一般粉じん発生施設		水銀排出施設		ばい煙関係施設		粉じん関係施設	
	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数	施設数	工場・事業場数
八戸市	493	233	418	36	20	11	4	4 (4)	281	33 (9)
青森市	621	293	133	29	6	4	9	9 (9)	151	31 (11)
青森県	1,470	734	620	149	39	24	34	29 (24)	542	127 (50)

(注) 1. 粉じん発生施設は、一般粉じん発生施設のみで、県内に特定粉じん発生施設はない。

2. 県条例対象施設のみを設置する工場事業場数は()書とした。

3. 青森県の区分は、各地域県民局環境管理部の届出状況である。(当市及び青森市は含まない)

表15 ばい煙発生施設等設置状況

区分	名 称	施設数
大気汚染防止法	ボイラー	373
	煅焼炉	3
	転炉	0
	溶解炉	29
	金属加熱炉	5
	焼成炉・溶解炉	12
	直火炉	2
	乾燥炉	17
	電気炉	1
	廃棄物焼却炉	13
	熔鉱炉・焼結炉	23
	溶解炉・乾燥炉	
	ディーゼル機関	15
	施設数合計	493
青森県公害防止条例	廃棄物焼却炉	4
	施設数合計	4
届出工場・事業場数		
電気・ガス事業法	ボイラー	10
	廃棄物焼却炉	0
	ディーゼル発電機	91
	ガスタービン	24
	ガス機関	2
	施設数合計	127
	ガス工作物	
ガス工作物	ボイラー	4
	ディーゼル機関	4
	施設数合計	8
届出工場・事業場数		
鉱山保安法	乾燥炉	1
	施設数合計	1
	届出工場数・事業場数	1

表16 粉じん発生施設等設置状況

区分	名 称	施設数
大気汚染防止法	堆積場	62
	コンベア	314
	破碎機、摩碎機	32
	ふるい	30
	施設数合計	438
届出工場・事業場数		34
青森県公害防止条例	堆積場	20
	コンベア	185
	破碎機、摩碎機	42
	粉碎機、研磨機	4
	ふるい	24
	混打綿機	
	動力打綿機	6
	施設数合計	281
届出工場・事業場数		33
電気事業法	堆積場	1
	ベルトコンベア	4
	施設数合計	5
届出工場・事業場数		1
鉱山保安法	堆積場	3
	ふるい	5
	ベルトコンベア	2
	破碎機	1
	施設数合計	11
届出工場・事業場数		1

(5) 大気測定結果

表 17 テレメータシステムによる大気汚染常時監視体制（図8参照）

区分	大気汚染常時監視測定局			測定項目						
	図上番号	測定局	設置場所	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素	微小粒子状物質
一般環境大気測定局	①	八戸小学校	八戸小学校敷地内地上	○	○		○	○	○	
	②	八戸特別地域気象観測所	館鼻公園敷地内地上	○	○			○		
	③	根岸小学校	根岸小学校敷地内地上	○	○			○		○
	④	桔梗野小学校	桔梗野小学校敷地内地上	○	○			○		
自排局	⑤	六日町	岩徳ビル4階屋上		○	○		○	○	○

(注) 1. 「自排局」：自動車排出ガス測定局

2. 八戸特別地域気象観測所局は平成22年4月から測定を開始

表 18 テレメータシステムによる主要発生源監視測定局

令和5年3月31日現在

発生源監視測定局		測定項目					
測定局	対象施設名 及び施設数	二酸化 硫黄	窒素 酸化物	酸素 濃度	発電量	排出 ガス量	燃料 使用量
東北電力株式会社 八戸火力発電所	ガスタービン(1)		1	1	1	1	1
太平洋金属株式会社 八戸製造所	煅焼炉(3) ディーゼル機関(1)	3 1	1	1		3 1	1
三菱製紙株式会社 八戸工場	ボイラー(7)	7	7	7		7	6
八戸セメント株式会社	セメント焼成炉(1)	1	1	1		1	
八戸製錬株式会社 八戸製錬所	焼結炉(1)	1				1	
八戸バイオマス発電 株式会社	ボイラー(1)	1	1	1		1	
エム・ピー・エム・王子エコ エネルギー株式会社	ボイラー(1)	1	1	1		1	

図 8 大気環境測定地点

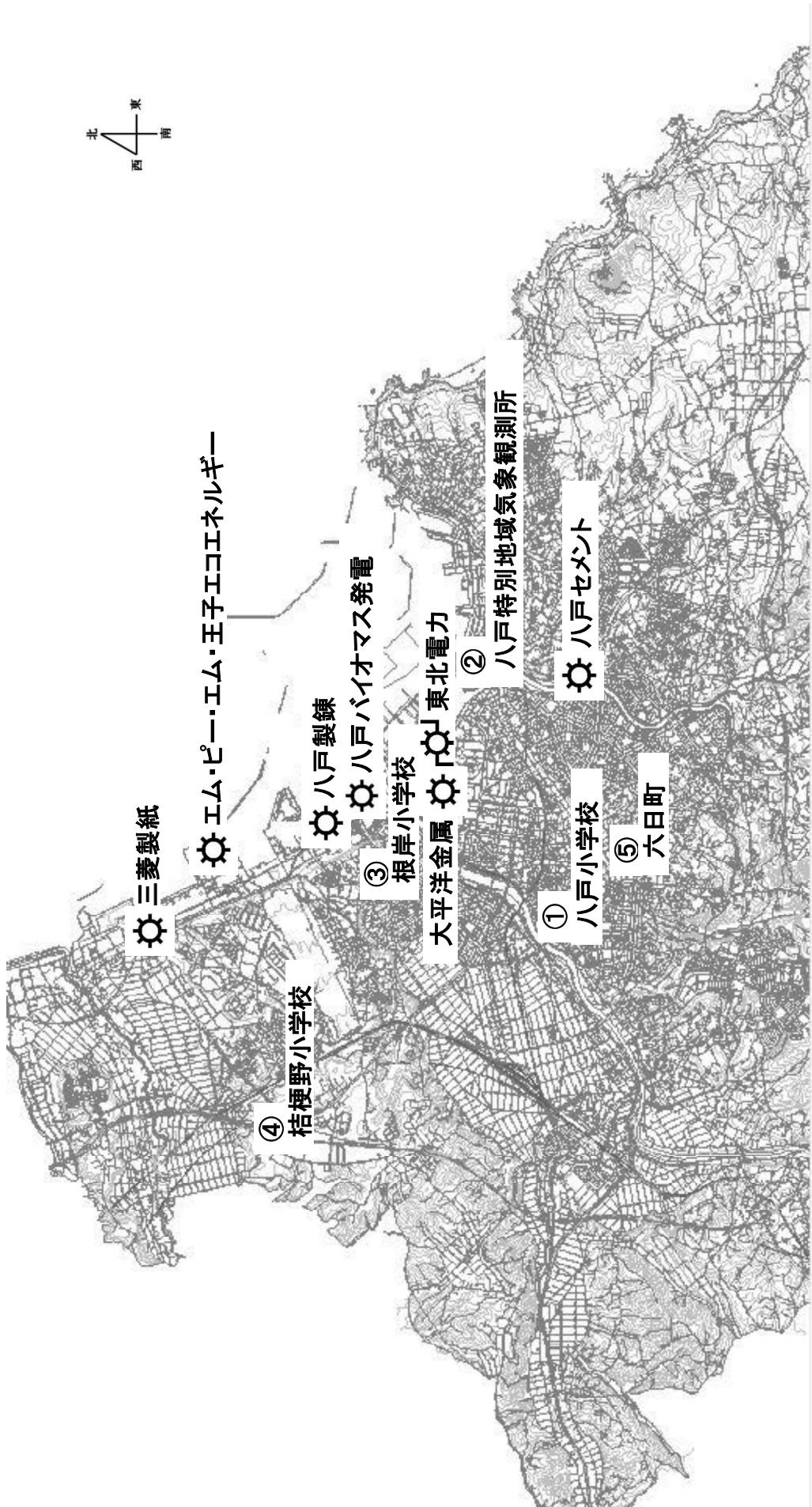


表19 自動測定記録計による測定結果

表19-1 二酸化硫黄

測定局	用途地域	測定年度	年平均値	日平均値の2%除外値	短期的評価	長期的評価
			ppm	ppm	適○否×	適○否×
八戸小学校	二種中高層	R2	0.001	0.004	○	○
		R3	0.001	0.004	○	○
		R4	0.001	0.004	○	○
		R5	0.001	0.002	○	○
		R6	0.000	0.002	○	○
八戸特別地域気象観測所	一種住居	R2	0.001	0.003	○	○
		R3	0.001	0.003	○	○
		R4	0.001	0.003	○	○
		R5	0.001	0.002	○	○
		R6	0.001	0.002	○	○
根岸小学校	一種中高層	R2	0.002	0.005	○	○
		R3	0.001	0.007	○	○
		R4	0.001	0.005	○	○
		R5	0.001	0.004	○	○
		R6	0.001	0.006	○	○
桔梗野小学校	一種低層	R2	0.001	0.002	○	○
		R3	0.001	0.003	○	○
		R4	0.001	0.002	○	○
		R5	0.001	0.002	○	○
		R6	0.001	0.002	○	○

(注) 1 短期的評価による適 (○) は、すべての有効測定日（欠測が4時間以内であること。）において、日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、すべての測定時間において1時間値が0.1ppm以下である場合。
 2 長期的評価による適 (○) は、日平均値の上位2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合。

表19-2 二酸化窒素

測定局	用途地域	測定年度	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準適合状況
			ppm	ppm	適○否×
八戸小学校	二種中高層	R2	0.006	0.016	○
		R3	0.006	0.015	○
		R4	0.006	0.015	○
		R5	0.005	0.015	○
		R6	(0.006)	(0.010)	※
八戸特別地域気象観測所	一種住居	R2	0.007	0.017	○
		R3	0.007	0.013	○
		R4	0.007	0.014	○
		R5	0.007	0.015	○
		R6	0.007	0.014	○
根岸小学校	一種中高層	R2	0.007	0.019	○
		R3	0.007	0.015	○
		R4	0.007	0.014	○
		R5	0.006	0.013	○
		R6	0.006	0.012	○
桔梗野小学校	一種低層	R2	0.005	0.013	○
		R3	0.005	0.011	○
		R4	0.004	0.010	○
		R5	0.004	0.010	○
		R6	0.002	0.006	○
六日町	商業	R2	0.011	0.023	○
		R3	0.010	0.021	○
		R4	0.011	0.021	○
		R5	0.010	0.021	○
		R6	0.010	0.019	○

(注) 1 環境基準の適 (○) は、1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下である場合。

2 「※」は測定機器の不具合により有効測定日数未満のため、評価対象外。()内の数値は参考値。

表 19-3 浮遊粒子状物質 (SPM)

測定局	用途地域	測定年度	年平均値		日平均値の 2%除外値	短期的評価	長期的評価
			mg/m³	mg/m³			
八戸小学校	二種 中高層	R2	0.008	0.030	○	○	
		R3	0.006	0.023	○	○	
		R4	0.006	0.019	○	○	
		R5	0.007	0.029	○	○	
		R6	0.007	0.022	○	○	
八戸特別地域 気象観測所	一 種 住 居	R2	0.009	0.027	○	○	
		R3	0.009	0.027	○	○	
		R4	0.010	0.023	○	○	
		R5	0.011	0.031	○	○	
		R6	0.011	0.029	○	○	
根岸小学校	一 種 中高層	R2	0.011	0.029	○	○	
		R3	0.011	0.026	○	○	
		R4	0.012	0.029	○	○	
		R5	0.011	0.030	○	○	
		R6	0.011	0.028	○	○	
桔梗野小学校	一 種 低 層	R2	0.011	0.033	○	○	
		R3	0.008	0.026	○	○	
		R4	0.009	0.026	○	○	
		R5	0.010	0.032	○	○	
		R6	0.009	0.028	○	○	
六日町	商 業	R2	0.011	0.033	○	○	
		R3	0.008	0.023	○	○	
		R4	0.009	0.026	○	○	
		R5	0.010	0.030	○	○	
		R6	0.009	0.027	○	○	

(注) 1 短期的評価による適 (○) は、すべての有効測定日（欠測が4時間以内であること。）において、日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、すべての測定時間において1時間値が 0.20 mg/m^3 以下である場合。
 2 長期的評価による適 (○) は、日平均値の上位2%除外値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10 mg/m^3 を超える日が2日以上連続しない場合。

表 19-4 一酸化炭素

測定局	用途地域	測定年度	年平均値	日平均値の 2%除外値	1時間値の 最高値	短期的評価	長期的評価
						適○否×	適○否×
六日町	商業	R2	0.3	0.6	5.3	○	○
		R3	0.3	0.5	3.6	○	○
		R4	0.3	0.4	3.1	○	○
		R5	0.4	0.4	2.0	○	○
		R6	0.3	0.4	2.0	○	○

(注) 1 短期的評価による適 (○) は、すべての有効測定日（欠測が4時間以内であること。）において、日平均値が 10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20 ppm 以下である場合。
 2 長期的評価による適 (○) は、日平均値の上位2%除外値が 10 ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 10 ppm を超える日が2日以上連続しない場合。

表 19-5 光化学オキシダント

測定局	用途地域	測定年度	年平均値	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数(緊急時発令基準)		環境基準適合状況
			ppm	ppm	ppm	日	時間	
八戸小学校	二種中高層	R2	0.028	0.072	0.037	0	0	×
		R3	0.030	0.068	0.039	0	0	×
		R4	0.029	0.074	0.038	0	0	×
		R5	0.030	0.072	0.038	0	0	×
		R6	0.032	0.087	0.041	0	0	×

(注) 1 環境基準の適(○)は、1時間値の最高値が0.06ppm以下である場合。

2 「昼間」とは、5時から20時までの時間。

表 19-6 微小粒子状物質(PM2.5)

測定局	用途地域	測定年度	有効測定日数	年平均値	環境基準の長期基準に関する評価	日平均値の年間98%値	環境基準の短期基準に関する評価	日平均値が35μg/m ³ を越えた日数	日平均値が35μg/m ³ を越えた日数の割合
			日	μg/m ³	—	μg/m ³	—	日	%
根岸小学校	一種中高層	R2	265	8.2	○	28.3	○	2	0.8
		R3	108	(7.1)	※	(17.0)	※	0	0
		R4	190	(9.2)	※	(23.7)	※	0	0
		R5	363	7.3	○	19.3	○	0	0
		R6	359	7.3	○	19.7	○	0	0
		R2	354	8.2	○	20.7	○	2	0.6
六日町	商業	R3	351	7.3	○	16.7	○	0	0
		R4	355	8.2	○	19.6	○	0	0
		R5	355	7.9	○	20.9	○	0	0
		R6	361	7.3	○	20.8	○	0	0

(注) 1 短期基準に関する評価による適(○)は、測定結果の年間98パーセンタイル値が35μg/m³以下である場合。2 長期基準に関する評価による適(○)は、測定結果の年平均値が15μg/m³以下である場合。

3 「※」は測定機器の不具合により有効測定日数未満のため、評価対象外。()内の数値は参考値。

表20 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

測定物質	年平均値		環境基準	単位
	八戸小学校 (一般環境)	根岸小学校 (発生源周辺)		
ベンゼン	0.66	—	3以下	
トリクロロエチレン	0.009	—	130以下	
テトラクロロエチレン	0.023	—	200以下	
ジクロロメタン	0.56	—	150以下	
1,2-ジクロロエタン	0.13	—	(1.6以下)	
1,3-ブタジエン	0.037	—	(2.5以下)	
アクリロニトリル	0.031	0.028	(2以下)	
塩化ビニルモノマー	0.0057	—	(10以下)	
クロロホルム	0.15	0.15	(18以下)	
塩化メチル	1.3	—	(94以下)	
アセトアルデヒド	0.86	—	(120以下)	
酸化エチレン	0.039	0.041	—	
ホルムアルデヒド	1.6	—	—	
ヒ素及びその化合物	0.74	1.2	(6以下)	
水銀及びその化合物	1.9	2.1	(40以下)	
ニッケル化合物	3.0	5.3	(25以下)	
マンガン及びその化合物	21	18	(140以下)	
クロム及びその化合物	9	4.8	—	
トルエン	1.3	—	—	
ベリリウム及びその化合物	0.010	—	—	
ベンゾ[a]ピレン	0.09	—	—	

(注) 1. 環境基準のうち、() は指針値

2. 根岸小学校局における調査は、環境省が実施。「—」は調査未実施。

表21 一般環境大気中のアスベスト濃度調査結果

区分	調査 地点数	調査結果 (本/L)			参考値: 特定粉じん発生施設に係る 敷地境界基準 (本/L)
		最小	最大	幾何平均	
住宅地域	1	0.056	0.11	0.070	10
幹線道路沿線地域	1	0.11	0.16	0.14	10

表22 特定粉じん排出等作業場所周辺アスベスト濃度調査結果

調査 地点数	調査結果 (本/L)			参考値: 特定粉じん発生施設 に係る敷地境界基準 (本/L)
	最小	最大	幾何平均	
1	<0.056	0.11	0.083	
2	<0.11	0.23	0.17	
3	<0.056	<0.056	<0.056	

5 悪臭関係資料

(1) 敷地境界線の規制基準

特定悪臭物質の種類	においの性質	規制基準値	臭気強度
アンモニア	刺激臭	1 ppm	2.5
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎ臭	0.002 ppm	2.5
硫化水素	腐卵臭	0.02 ppm	2.5
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	0.01 ppm	2.5
二硫化メチル	にんにく臭	0.009 ppm	2.5
トリメチルアミン	腐魚臭	0.005 ppm	2.5
アセトアルデヒド	甘い刺激臭	0.05 ppm	2.5
スチレン	樹脂臭	0.4 ppm	2.5
プロピオン酸	すっぱい刺激臭	0.03 ppm	2.5
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	0.001 ppm	2.5
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のにおい	0.0009 ppm	2.5
イソ吉草酸	むれたくつ下のにおい	0.001 ppm	2.5
プロピオニカルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	0.05 ppm	2.5
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	0.009 ppm	2.5
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	0.02 ppm	2.5
ノルマルバレルアルデヒド	むせる甘酸っぱい焦げ臭	0.009 ppm	2.5
イソバレルアルデヒド	むせる甘酸っぱい焦げ臭	0.003 ppm	2.5
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	0.9 ppm	2.5
酢酸エチル	刺激的なシンナー臭	3 ppm	2.5
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナー臭	1 ppm	2.5
トルエン	ガソリンのようなにおい	10 ppm	2.5
キシレン	ガソリンのようなにおい	1 ppm	2.5

臭気強度

0：無臭

1：やっと感知できるにおい

2：何のにおいであるかわかる弱いにおい

3：らくに感知できるにおい

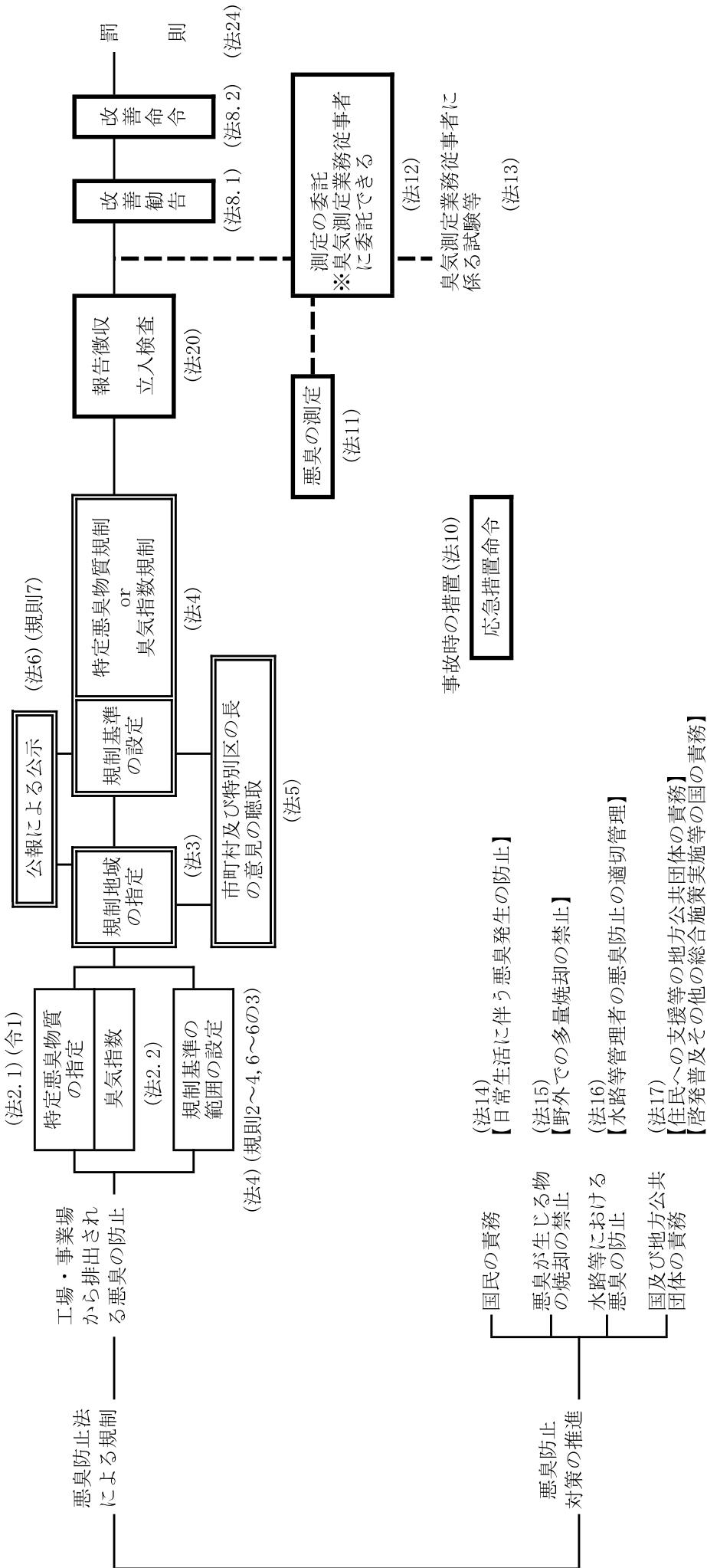
4：強いにおい

5：強烈なにおい

(2) 排出水中における特定悪臭物質の規制基準（許容限度）

特定悪臭物質の種類	排出水量	濃度
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	0.03mg/L
	0.001m ³ /秒を超える場合	0.007mg/L
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.002mg/L
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	0.1mg/L
	0.001m ³ /秒を超える場合	0.02mg/L
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.005mg/L
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.3mg/L
	0.001m ³ /秒を超える場合	0.07mg/L
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.01mg/L
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.6mg/L
	0.001m ³ /秒を超える場合	0.1mg/L
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.03mg/L

(3) 悪臭防止法の体系



□ : 国が行う事務

□ : 都道府県、市又は特別区の長が行う事務

□ : 市町村又は特別区の長が行う事務

(4) 悪臭測定結果

表 23 嗅覚測定結果

測定事業場	調査年月日	試料採取地点	臭気指数	指導基準値 ^(注1)
畜産業（豚）A	R6. 6. 19	敷地境界線	17 ^(注2)	15
	R6. 10. 23	敷地境界線	11	15
医薬品製造業	R6. 6. 19	排出口	24	30
汚水処理施設	R6. 6. 25	敷地境界線	<10	18
油脂製造業	R6. 6. 25	敷地境界線	18	18
	R6. 10. 25	排出口	25	35
パルプ製造業	R6. 7. 10	排出口①	32	35
		排出口②	34	35
		敷地境界線	<10	18
堆肥製造業A	R6. 7. 23	敷地境界線	20 ^(注2)	15
堆肥製造業B	R6. 7. 23	敷地境界線	<10	15
鉄鋼業	R6. 7. 26	敷地境界線①	<10	18
		敷地境界線②	<10	18
飼料製造業	R6. 7. 26	敷地境界線	<10	18
畜産業（鶏）A	R6. 8. 23	敷地境界線	<10	15
畜産業（豚）B	R6. 8. 27	敷地境界線	11	15
畜産業（豚）C	R6. 8. 27	排出口①	29	30
		排出口②	26	30
水産食料品製造業	R7. 1. 17	排出口	40 ^(注2)	25
肥料製造業	R7. 1. 21	排出口	21	35
		敷地境界線	<10	18

(注1) 八戸市悪臭発生防止指導要綱で定める指導基準値

(注2) 指導基準値を超過した事業場には、悪臭改善対策の実施を通知した。

6 ダイオキシン類対策特別措置法関係資料

(1) 基準値

ア 耐容一日摂取量

T D I (耐容一日摂取量)	4 pg-TEQ/kg/日
-----------------	---------------

イ 環境基準値

	環境基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/L以下
底質	150pg-TEQ/g以下
土壤	1,000pg-TEQ/g以下

備考

1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキサンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成している場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

ウ 排出基準等

①大気基準適用施設の排出基準

(単位: ng-TEQ/m³N)

番号	種類	施設規模	排出基準	
			新設施設	既設施設
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	原料処理能力 1t/h以上	0.1	1
2	製鋼の用に供する電気炉(铸鋼又は鍛鋼の製造に供するものは除く。)	変圧器の定格容量 1,000kVA以上	0.5	5
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力 0.5t/h以上	1	10
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、乾燥炉	原料処理能力 0.5t/h以上	1	5
〃 (溶解炉)		容量 1t以上		
5	廃棄物焼却炉(火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計又は、焼却能力の合計で判断))	焼却能力 4t/h以上	0.1	1
		焼却能力 2t/h以上~ 4t/h未満	1	5
		焼却能力 2 t /h未満	5	10

備考

1. 既存施設とは、平成12年1月15日において現に設置されている施設(設置の工事がされているものを含む。)をいう。ただし、廃棄物焼却炉のうち火格子面積が2m²以上又は焼却能力が200kg/h以上のもの及び製鋼用電気炉にあっては、平成9年12月2日以降に設置の工事が着手されたものについて新設施設の排出基準が適用になる。

②水質基準対象施設の排出基準

(単位 : pg-TEQ/L)

番号	種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸塩パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）から金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉の灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

③廃棄物焼却炉関係基準

ばいじん・焼却灰・その他の燃え殻中の処理基準

(単位 : ng-TEQ/g)

種類	処理基準
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）	3 ※

※セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行っているものについては、基準を適用しない。

④廃棄物最終処分場関係基準

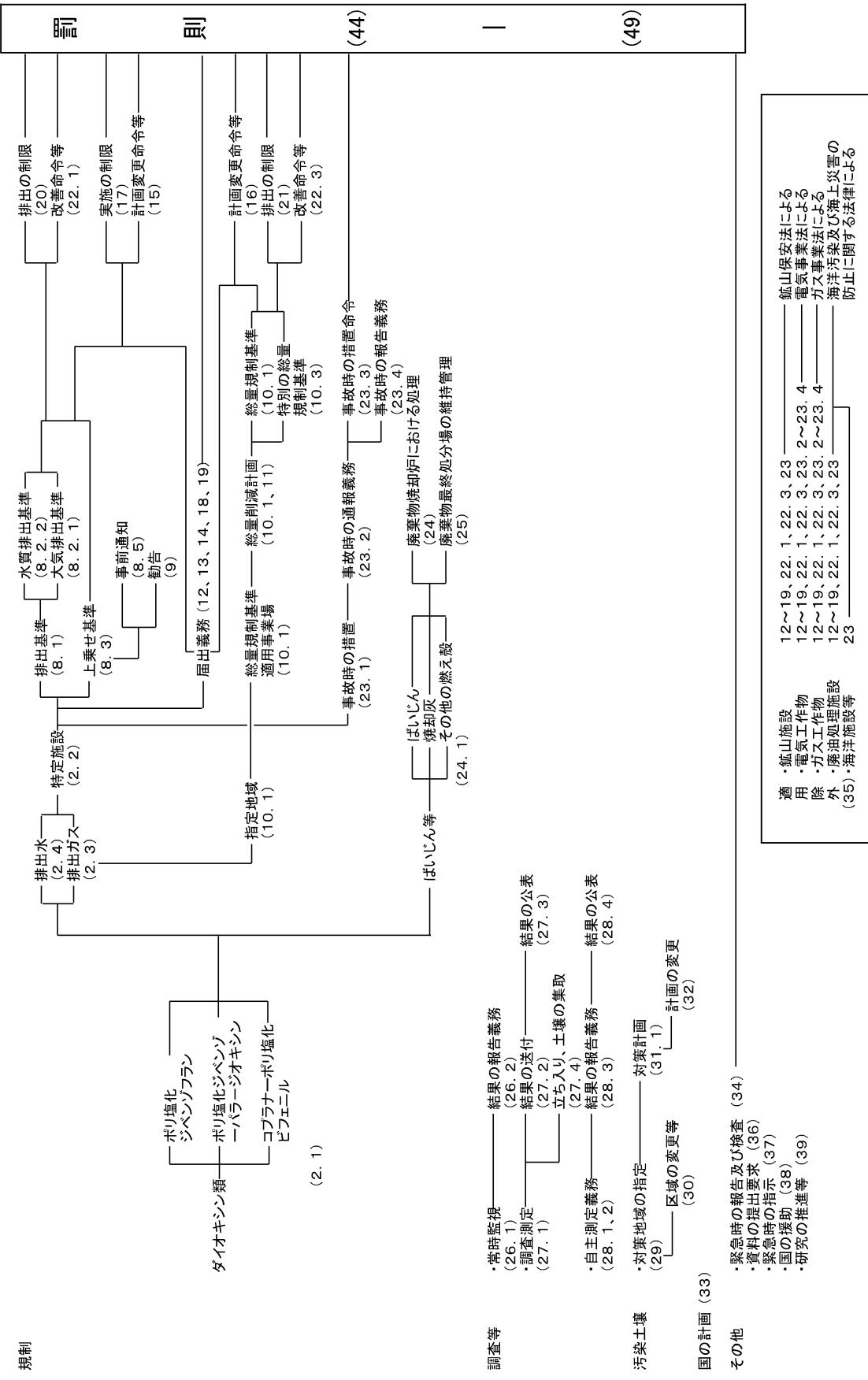
放流水中の排出基準値	10pg-TEQ/L以下
------------	--------------

(2) ダイオキシン対策特別措置法の体系

目的
・ダイオキシン類による環境の汚染の防止や除去等を図り、国民の健康を保護すること
・施策の基本となるべき基準、必要な規則、汚染土壌に係る措置等を定めること

基準
・耐容一日摂取量 (6)
・環境基準(大気、水質、底質、土壤) (7)

責務
・国及び地方公共団体の責務 (3)
・事業者の責務 (4)
・国民の責務 (5)



(3) ダイオキシン類測定結果

表 24 環境中のダイオキシン類調査結果

○公共用水域

区域	調査地点名	ダイオキシン類	
		公共用水域水質 (pg-TEQ/L)	公共用水域底質 (pg-TEQ/g)
河 川	尻引橋（五戸川）	0.079	—
	なかの橋（浅水川）	0.13	—
	湊橋（新井田川）	0.066	3.3
海 域	St. 4（鮫・白銀前面）	0.069	—
	St. 9（北沼前面）	0.066	—
	St. 10（北沼全面）	0.064	—
湖 沼	ダムサイト（世増ダム貯水池）	0.068	—
環境基準		1	150

○地下水

調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	環境基準
	地下水	
田向地区	0.000021	1

○土壤

調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	環境基準
	土壤	
河原本地区	4.4	1,000

○環境大気

調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)					環境基準
	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	年平均値	
八戸小学校	0.012	0.013	0.010	0.011	0.012	年平均0.6以下
根岸小学校	0.014	0.011	0.017	0.012	0.013	

(4) 事業所によるダイオキシン類自主測定

表 25 大気基準適用施設の自主測定報告状況

大気基準適用施設		事業場数	報告対象施設数	報告施設数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉				
製鋼用電気炉		1	1	1
亜鉛回収施設	焙焼炉	1		
	焼結炉		1	1
	溶鉱炉		1	1
	溶解炉			
	乾燥炉			
小計			2	2
アルミニウム合金製造施設	焙焼炉			
	溶解炉			
	乾燥炉			
	小計		0	0
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	14	5	5
	2t/h 以上～4t/h 未満		2	2
	200kg/h 以上～2t/h 未満		3	3
	100kg/h 以上～200kg/h 未満		3	4
	50kg/h 以上～100kg/h 未満		1	1
	50kg/h 未満 (0.5 m ² 以上)		1	1
	小計		15	16
合 計		16	18	19

表 26 水質基準適用施設の自主測定報告状況

水質基準適用施設	事業場数	報告対象 事業場数	報告 事業場数
硫酸塩ハルフ [°] (クラフトハルフ [°])又は亜硫酸ハルフ [°] (サルファイトハルフ [°])の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1	1
カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチル洗浄施設	1		
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設			
アルミケ継維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設			
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設			
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設			
カブロタクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			
4-クロロフル酸水素カリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設			
2,3-ジクロロ-1,4-ナフтиノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設			
ジオキサンハイドロの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンハイドロ洗浄施設及び熱風乾燥施設			
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	1	1
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設			
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設	6		
であって汚水又は廃液を排出するもの	小計	6	
廃 PCB 等又は PCB 处理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 处理物の洗浄施設及び分離施設			
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			
下水道終末処理施設			
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			
合 計	9	2	2

7 騒音・振動関係資料

(1) 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示）

(イ) 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼〔午前6時から 午後10時まで〕	夜〔午後10時から 午前6時まで〕
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼（午前6時～午後10時）	夜（午後10時～午前6時）
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(ロ) 道路に面する地域以外の地域

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼〔午前6時から 午後10時まで〕	夜〔午後10時から 午前6時まで〕
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(2) 航空機騒音に係る環境基準

（昭和48年環境庁告示第154号）

（単位：デシベル）

地 域 の 類 型	基 準 値 (Lden)
I	57以下
II	62以下

（注）類型I：指定地域のうち、住居専用地域である。

類型II：指定地域のうち、Iの地域、工業専用地域、河川区域、飛行場の敷地、防衛施設の敷地等を除いた地域である。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示）

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(4) 騒音に係る各種基準

(イ) 騒音規制法に係る基準

(イ) 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準

(ア) 特定施設の種類

- 1. 金属加工機械
 - (イ) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
 - (ロ) 製管機械
 - (ハ) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - (ニ) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - (ホ) 機械プレス（呼び加圧能力が294キニュートン以上のものに限る。）
 - (ヘ) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - (リ) 鋳造機
 - (チ) ワイヤーフォーミングマシン
 - (リ) プラスト（タンブラー以外のものであって、密閉式のものを除く。）
 - (ヌ) タンブラー
 - (ル) 切断機（といしを用いるものに限る。）
- 2. 空気圧縮機および送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 3. 土石用または鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるいおよび分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 4. 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5. 建設用資材製造機械
 - (イ) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
 - (ロ) アスファルトプラント（混練機の混練量が200キログラム以上のものに限る。）
- 6. 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- 7. 木材加工機械
 - (イ) ドラムバーカー
 - (ロ) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - (ハ) 砧木機
 - (ニ) 帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - (ホ) 丸のこ盤（製材用にあっては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定

- 格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
 (ハ) かんな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)
 8. 抄紙機
 9. 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
 10. 合成樹脂用射出成形機
 11. 鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)

(b) 規制基準

区域の区分	時間の区分 昼〔午前8時から 午後7時まで〕	朝〔午前6時から 午前8時まで ・ 午後7時から 午後9時まで〕	夜〔午後9時から 午前6時まで〕
		4.5デシベル以下	4.5デシベル以下
第1種区域	5.0デシベル以下	4.5デシベル以下	4.5デシベル以下
第2種区域	5.5デシベル以下	5.0デシベル以下	4.5デシベル以下
第3種区域	6.5デシベル以下	6.0デシベル以下	5.0デシベル以下
第4種区域	7.0デシベル以下	6.5デシベル以下	5.5デシベル以下

※測定場所は特定工場等の敷地の境界線上とする。

※第2種～第4種区域内の学校、病院等の敷地の周囲おおむね50メートル以内の規制基準は5デシベル減じた値とする。

(d) 特定建設作業の規則に関する基準

(a) 特定建設作業の種類

- くい打機(もんけんを除く。)くい抜機またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する場合を除く。)
- びょう打機を使用する作業
- 削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
- 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く。)
- コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)またはアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- バックホウ(環境大臣が指定したものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)
- トラクターショベル(70kW ")
- ブルドーザー(40kW ")

(b) 規制基準

騒音レベル	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業期間	日曜休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85デシベルを超える大きさのものでないこと	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10時間	14時間	連続6日を越えないこと	禁止

※測定場所は特定建設作業の場所の敷地の境界線上とする。

(e) 自動車交通騒音の限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める總理府令
(平成12年3月2日改正 總理府令第15号)

区域の区分	時間の区分 昼〔午前6時から 午後10時まで〕	夜〔午後10時から 午前6時まで〕	
		6.5デシベル	5.5デシベル
1. a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域		6.5デシベル	5.5デシベル
2. a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		7.0デシベル	6.5デシベル
3. b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線有する道路に面する区域		7.5デシベル	7.0デシベル

騒音に係る環境基準にいう「※幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず、特例として次の表の通りとする。

昼	夜
7.5デシベル	7.0デシベル

※高速自動車道、国道、県道及び4車線以上の市町村道

(ii) 青森県公害防止条例に係る基準

- (1) 工場等の騒音に関する基準
 (a) 騒音関係施設の種類

1. 工場等の用に供するもの
(1) ディーゼルエンジン (出力が7.5キロワット以上であること。)
(2) ガソリンエンジン (出力が7.5キロワット以上であること。)
(3) クーリングタワー (原動機の定格出力が0.75キロワット以上であること。) 注
(4) オイルバーナー (燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上であること。)
2. 土石又は鉱物の加工の用に供するもの
(1) 切断機 (原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。)
(2) せん孔機 (原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。)
(3) 研磨機 (原動機の定格出力が2.25キロワット以上であること。)
3. マッチ軸木の製造の用に供するもの
(1) 軸むき機
(2) 軸きさみ機
(3) 選別機
(4) 乾燥機
(5) 軸そろえ機
4. 繊維工業の用に供するもの
(1) 動力打綿機
(2) 動力混打綿機
5. 製鋼の用に供するもの
製鋼機 (電動機を用いるものに限る。)

注: 7.5キロワット以上のクーリングタワーは騒音規制法に係る特定施設(送風機)として取り扱う。

(b) 特定作業の種類

1. 自動車板金作業
2. ドラムかん洗浄作業

(c) 規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 [午前8時から 午後7時まで]	朝 [午前6時から 午前8時まで ・ 夕 [午後7時から 午後9時まで]	夜 [午後9時から 午前6時まで]
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下

※測定場所は騒音関係工場等の敷地の境界線上とする。

※第2種～第4種区域内の学校、病院等の敷地の周囲50メートルの区域内の規制基準は5デシベル減じた値とする。

(d) 拡声器使用に関する基準

区域の区分	時間の区分	音量
第1種区域	午前8時から午後6時まで	55(50)デシベル
	午後6時から翌日午前8時まで	45(40)デシベル
第2種区域	午前8時から午後6時まで	60(55)デシベル
	午後6時から翌日午前8時まで	45(40)デシベル
第3種区域	午前6時から午後9時まで	70(65)デシベル
	午後9時から翌日午前6時まで	50(45)デシベル
第4種区域	午前6時から午後9時まで	75(70)デシベル
	午後9時から翌日午前6時まで	55(50)デシベル
上記各項に掲げる区域以外の区域	午前8時から午後6時まで	(55)デシベル
	午後6時から翌日午前8時まで	(40)デシベル

※この表の()内の数字は学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、老人保健施設の周囲おおむね50メートルの区域内における音量とする。

(八) 飲食店、ボーリング場等の深夜における営業騒音に関する基準

区 域 の 区 分	音 量
第 1 種 区 域	45デシベル
第 2 種 区 域	45デシベル
第 3 種 区 域	50デシベル
第 4 種 区 域	55デシベル
上記各項に掲げる区域以外の区域	50デシベル

※深夜とは午後11時から翌日の午前6時までの間

(5) 振動に関する各種基準

- (i) 振動規制法に係る基準
- (ii) 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準
- (a) 特定施設の種類

- | | | | |
|-----|---|--|--|
| 1. | 金属加工機械 | | |
| | (i) 液圧プレス (矯正プレスを除く。) | | |
| | (ii) 機械プレス | | |
| | (iii) せん断機 (原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) | | |
| | (iv) 鋳造機 | | |
| | (v) ワイヤーフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。) | | |
| 2. | 圧縮機 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) | | |
| 3. | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) | | |
| 4. | 織機 (原動機を用いるものに限る。) | | |
| 5. | コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。) 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。) | | |
| 6. | 木材加工機械 | | |
| | (i) ドラムバーカー | | |
| | (ii) チッパー (原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。) | | |
| 7. | 印刷機械 (原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。) | | |
| 8. | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。) | | |
| 9. | 合成樹脂用射出成形機 | | |
| 10. | 鋳型造型機 (ジョルト式のものに限る。) | | |

(b) 規制基準

区域の区分	時間の区分		昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 午前8時まで
	第1種区域	60デシベル		
第2種区域	65デシベル	60デシベル		

※測定場所は特定工場等の敷地の境界線上とする。

- (a) 特定建設作業の規制に関する基準
- (a) 特定建設作業の種類

- | | | | | | |
|----|--|--|--|--|--|
| 1. | くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機 (油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 | | | | |
| 2. | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | | | | |
| 3. | 舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) | | | | |
| 4. | ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。) | | | | |

(b) 規制基準

振動レベル	作業ができない時間		1日当りの作業時間		同一場所における作業期間	日曜休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75デシベルを超える大きさのものでないこと	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時	10時間	14時間	連続6日を越えないこと	禁止

※測定場所は特定建設作業の場所の敷地の境界線上とする。

(a) 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分		昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 午前8時まで
	第1種区域	65デシベル		
第2種区域	70デシベル	65デシベル		

※測定場所は道路の境界線上とする。

(ii) 青森県公害防止条例に係る基準

(イ) 工場等の振動に関する基準

(ア) 振動関係施設の種類

1. 工場等の用に供するもの
送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。）
2. 金属の加工の用に供するもの
ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット未満であること。）
3. 土石又は鉱物の加工の用に供するもの
切断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。）
4. マッチ軸木の製造の用に供するもの
 - (1) 軸むき機
 - (2) 軸きざみ機
 - (3) 選別機
 - (4) 乾燥機
 - (5) 軸そろえ機
5. 建設用資材の製造の用に供するもの
 - (1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。）
 - (2) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上であること。）
6. 繊維工業の用に供するもの
 - (1) 動力打綿機
 - (2) 動力混打綿機
7. 製鋼の用に供するもの
製鋼機（電動機を用いるものに限る。）

(b) 規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後7時から 午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

※測定場所は振動関係工場等の敷地の境界線上とする。

(6) 各類型・区域の解説

(イ) 騒音に係る環境基準の類型

類型	該当する区域	該当する用途地域
A	専ら住居の用に供される地域である。	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	主として住居の用に供される地域である。	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
C	相当数の住居とあわせて商業・工業等の用に供される地域である。	隣接商業地 近傍工業地 準工業地

(ロ) 航空機に係る環境基準の類型

類型	該当する区域	該当する用途地域
I	専ら住居の用に供される地域である。	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
II	I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域である。	上記以外の地域 (工業専用地域等を除く)

(ハ) 新幹線に係る環境基準の類型 (軌道中心線から300m以内の区域に限る)

類型	該当する区域	該当する用途地域
I	II以外の地域であって、主として住居の用に供される地域である。	下記以外の地域
II	商工業の用に供される地域等であって通常の生活を保全する必要がある地域である。	商業地 工業地

(ニ) 騒音規制法及び青森県公害防止条例(騒音)に係る区域の区分

区域	該当する区域	該当する用途地域
第1種	良好な住民の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域である。	第1種低層住居専用地域
第2種	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域である。	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域
第3種	住居用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域である。	隣接商業地 工商業地
第4種	主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域である。	工業地

(ホ) 特定建設作業に係る区域の区分

区域	該当する区域	該当する用途地域
第1号	相当数の住居が集合している区域及び学校・病院等の敷地の周囲のおおむね80メートルの区域であり、騒音規制法の第1種区域・第2種区域・第3種区域が該当する。	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 隣接商業地 工商業地
第2号	上記以外の地域であり、騒音規制法の第4種区域が該当する。	工業地

(ヘ) 自動車騒音の限度を定める区域の区分

区分	該当する区域	該当する用途地域
a	専ら住居の用に供される地域である。	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
b	主として住居の用に供される地域である。	第1種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
c	相当数の住居とあわせて商業・工業等の用に供される地域である。	隣接商業地 工商業地

(卜) 振動規制法及び青森県公害防止条例（振動）に係る区域の区分

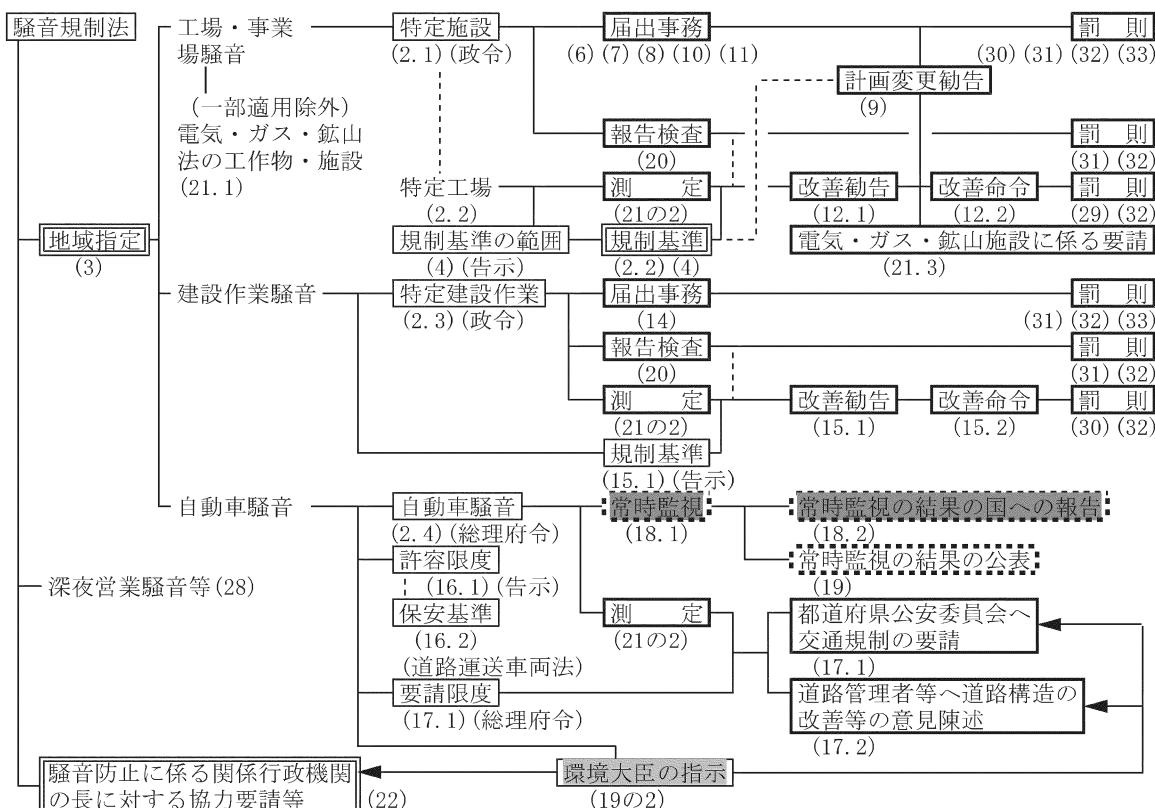
(7) 騒音の大きさの例

120	デシベル	飛行機のエンジンの近く
110	デシベル	自動車の警笛
100	デシベル	電車が通るときのガードの下
90	デシベル	騒々しい工場の中
80	デシベル	地下鉄の車内
70	デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭、電話のベル
60	デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50	デシベル	静かな事務所
40	デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30	デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20	デシベル	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音

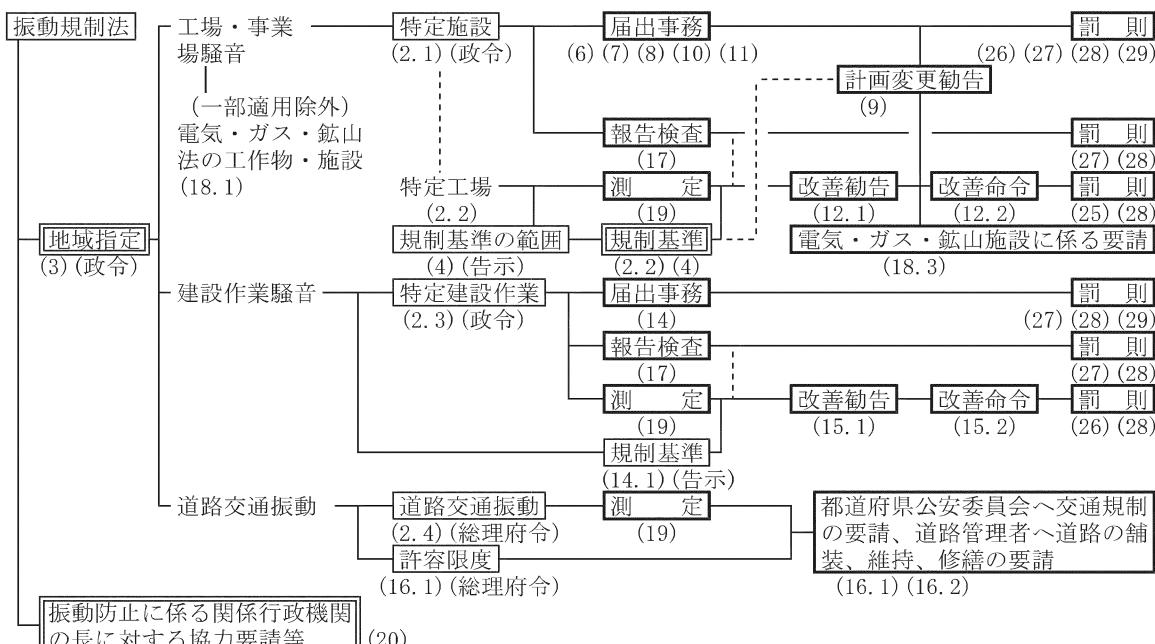
(8) 振動による影響

震度階	説明		振動による影響
IV (中震)	家屋の振動が激しく、すわり悪い花びらなどは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の地震。	90dB	〔人体に生理的影響〕 〔が生じ始める。〕
III (弱震)	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと鳴動し電灯のようなつり下げ物は相当揺れ、器内の水面の動くのがわかる程度の地震。	80dB	〔産業職場で振動が気になる。〕 〔(8時間振動にさらされた場合)〕 〔深い睡眠にも影響〕 〔がある。〕
II (軽震)	大ぜいの感ずる程度のもので戸・障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震。	70dB	
I (微震)	静止している人や、とくに地震に注意深い人だけに感ずる程度の地震。	60dB	〔浅い睡眠に影響が〕 〔出始める。〕 〔振動を感じ始める〕
0 (無感)	人体に感じないで地震計に記録される程度。	50dB	〔ほとんど睡眠に影響はない。〕 〔常時微動〕
		40dB	

(9) 騒音規制法の体系



(10) 振動規制法の体系



注) ■ は法定受託事務、■ は国が関与する事務。

■ は国が行う事務

■ は都道府県、指定都市、中核市及び特例市の長が行う事務。

■ は都道府県、政令で定める市町村の長が行う事務。

■ は市町村長が行う事務。

(11) 騒音・振動測定結果

表 27 自動車騒音常時監視調査結果

1. 主要幹線道路 12 路線

○令和 6 年度自動車騒音常時監視結果一覧

・主要幹線道路 12 路線(35 区間)

位置番号	路線名	評価区間				道路端値(dB)		評価対象 住居等戸数 a+b+c (戸)	昼間・夜間とも 基準値以下 b (戸)	昼夜とも又はいずれか 基準値超過 c (戸)
		始点	終点	延長 (km)	類型	昼間	夜間			
1	一般国道340号	大字十三日町29-1	大字十三日町14-1	0.2	C	64	54	20	20	0
2	一般国道340号	大字十三日町14-1	柏崎一丁目10-20	0.7	C	64	54	148	148	0
3	八戸階上線	柏崎四丁目15-58	白銀二丁目1-7	4.4	C	64	55	1086	1085	1
4	八戸階上線	白銀二丁目1-7	大字白銀町字洲賀端50	0.3	B	64	55	60	60	0
5	八戸階上線	大字白銀町字人形沢29	大字鮫町字ニ子石4-1	0.8	B	62	50	43	43	0
6	八戸階上線	大字鮫町字ニ子石4-1	大字鮫町字持越沢27-8	0.3	C	62	50	50	50	0
7	八戸階上線	大字鮫町字持越沢27-8	大字鮫町字下盲久保12-5	1.3	B	62	50	167	167	0
8	八戸階上線	大字白銀町字洲賀端59-2	築港街二丁目18-2	0.2	C	62	50	2	2	0
9	八戸階上線	築港街二丁目18-2	大字鮫町字鮫86	1.6	C	62	50	32	32	0
10	八戸大野線	大字十三日町29-1	吹上三丁目5-11	1	C	64	55	177	177	0
11	八戸大野線	吹上三丁目5-11	吹上三丁目5-16	0.1	C	64	55	10	10	0
12	八戸大野線	吹上三丁目5-16	大字中居林字平5	1.7	A,B,C	64	55	398	398	0
13	橋向五戸線	大字市川町字下大谷地70-2	大字市川町字古館20-1	0.6	B	62	50	65	54	11
14	橋向五戸線	大字市川町字古館20-1	大字市川町字古館9-2	0.3	B	62	50	25	25	0
15	橋向五戸線	大字市川町古館9-2	大字市川町字市川101	0.4	A	62	50	29	29	0
16	橋向五戸線	大字市川町字市川101	大字市川町字市川39-8	0.3	A,B	62	50	31	31	0
17	橋向五戸線	大字市川町字市川39-8	大字市川町字姥懐1-2	0.1	A,B	62	50	14	14	0
18	橋向五戸線	大字市川町字姥懐1-2	大字市川町字姥懐13-6	0.3	A	62	50	21	21	0
19	八戸三沢線	大字田面木字上田面木41-3	一番町二丁目5-20	1.6	A,B,C	64	55	333	330	3
20	島守八戸線	大字石手洗字一本木22-1	大字中居林平5	0.9	A	62	50	132	132	0
21	差波新井田線	是川一丁目1-2	是川五丁目13-5	0.2	A	62	50	23	23	0
22	差波新井田線	大字新井田字古戸沢4-9	大字新井田字市子林1-1	0.5	A	62	50	37	37	0
23	差波新井田線	大字新井田字市子林1-1	大字新井田字横町23-1	0.3	A	62	50	11	11	0
24	差波新井田線	大字新井田字横町23-1	大字新井田字重地24	0.8	A	62	50	115	115	0
25	差波新井田線	大字新井田字重地24	大字新井田字寺沢34-8	0.8	B	62	50	162	162	0
26	陸奥市川停車場線	大字市川町字尻引堤沢33-36	大字市川町字尻引前山31-146	0.3	B	56	44	42	42	0
27	妙壳市線	大字妙字桶屋平9-17	大字新井田字市子林1-1	1.4	A	64	55	213	213	0
28	妙壳市線	大字田向字毘沙門平32	吹上二丁目1-24	1.6	A,B,C	64	55	240	240	0
29	妙壳市線	吹上三丁目5-11	大字十三日町14-1	0.9	A,C	64	55	227	226	1
30	妙壳市線	大字新荒町41-3	壳市二丁目1-2	0.3	C	64	54	73	73	0
31	白銀沼館環状線	高州二丁目24-13	高州二丁目22-32	0.3	B	60	50	68	62	6
32	沼館百石線	沼館二丁目31-5	下長三丁目21-14	2.2	B,C	60	50	337	337	0
33	壳市鳥沢線	吹上五丁目4-71	南類家三丁目1-1	1.2	B,C	60	50	210	210	0
34	壳市鳥沢線	南類家三丁目1-1	諏訪一丁目1-1	1.5	B	60	50	344	344	0
35	壳市鳥沢線	小中野四丁目6-8	江陽五丁目16-18	0.5	B,C	60	50	201	201	0
		合計	29.9			合計	5,146	5,124	22	
						割合	100.0%	99.6%	0.4%	

2. 市内全域

	評価区間延長 (km)	評価対象 住居等戸数 a+b+c (戸)	昼間・夜間とも 基準値以下 b (戸)	昼夜とも又はいずれか 基準値超過 c (戸)
30 路線、125 区間	105.4	14,740 (100.0%)	14,396 (97.7%)	344 (2.3%)

注) ・幹線道路（幹線交通を伴う道路）とは、高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道のことをいう。

・面的評価の対象範囲は原則として、道路端から 50m の範囲としている。

・近接空間とは、道路の構造が 2 車線の場合は道路端から 15m まで、2 車線を超える場合は道路端から 20m までの空間のことをいう。

・非近接空間とは、面的評価の対象範囲（道路端から 50m）から近接空間を除いた空間のことをいう。

・類型のうち、A は住居専用地域、B は住居地域、C は商業・工業地域である。

参考：幹線道路における環境基準

(単位：dB)

時間帯 類型	昼		夜	
	A	B, C	A	B, C
近接空間 (2車線の場合は道路端から15m、2車線以上は20m)	70		65	
非近接空間 (面的評価の対象範囲(道路端から50m)から近接空間を除いた空間)	60	65	55	60

表 28 道路交通振動測定結果

(単位：dB)

番号	測定路線 (測定地点)	車線数	用途地域	規制区域の区分	測定値 [L ₁₀]		要請限度 [L ₁₀]	
					昼	夜	昼	夜
1	一般国道340号(十八日町)	3	商業	第2種	43	36	70	65
2	八戸階上線(小中野)	2	商業	第2種	44	43	70	65
3	差波新井田線(新井田)	2	第二種低層住居専用	第1種	44	44	65	60
4	陸奥市川停車場線(市川町)	2	第一種住居	第1種	37	37	65	60
5	沼館百石線(下長)	4	第一種住居	第1種	42	33	65	60

L₁₀とは振動レベル測定値を数値の大きさの順に並べ、両端の10%をそれぞれ除いた80%レンジの上端値を示す。

表 29 環境騒音(一般地域)測定結果

番号	測定地点	用途地域	類型	測定値 (dB) [L _{Aeq}]		環境基準 [L _{Aeq}]	
				昼	夜	昼	夜
1	沼館二丁目	準工業	C	45	37	60	50
2	諏訪二丁目	第一種低層住専	A	50	41	55	45
3	南類家二丁目	第一種低層住専	A	48	37	55	45
4	糠塚字五郎兵衛前	第二種中高層住専	A	54	33	55	45
5	小中野二丁目	第二種中高層住専	A	48	39	55	45
6	江陽五丁目	工業	C	50	43	60	50
7	湊高台一丁目	第一種低層住専	A	47	40	55	45
8	岬台二丁目	第一種低層住専	A	52	40	55	45
9	鮫町字下松苗場	第一種住居	B	45	45	55	45
10	根城一丁目	第二種中高層住専	A	50	41	55	45
11	南白山台三丁目	第一種低層住専	A	48	32	55	45
12	是川四丁目	第一種低層住専	A	48	45	55	45
13	一番町二丁目	第一種住居	B	47	38	55	45
14	市川町字桔梗野	第一種低層住専	A	49	45	55	45
15	旭ヶ丘五丁目	第一種低層住専	A	53	37	55	45
16	石堂二丁目	第一種低層住専	A	51	44	55	45

表 30 航空機騒音測定結果

No.	測定地点	用途地域	類型	測定値 [L _{den}]	環境基準 [L _{den}]
1	松ヶ丘	一種住居	II	44	62
2	市川町字古館	一種低層住専	I	45	57
3	市川町字赤畠	調整区域	II	42	62
4	高州二丁目	二種中高層住専	I	41	57
5	河原木字谷地田	調整区域	II	46	62
6	尻内町字下根市	調整区域	II	39	62

表 31 新幹線鉄道騒音測定結果

No.	測定地点	用途地域	類型	測定値(dB)		環境基準
				25m地点	50m地点	
1	尻内町字鼠田	準工業	I	60	58	70
2	市川町字高丁場	市街化調整	I	75	71	70

(12) 騒音・振動届出状況

表 32 騒音・振動規制法に基づく特定施設設置届出施設数（令和7年3月31日現在）

【騒音】

施設の種類		施設数
1	金属加工の用に供する施設	25
2	空気圧縮機及び送風機	916
3	土石用又は鉱物用の破碎機 摩碎機・ふるい及び分級機	20
4	織機	0
5	コンクリートプラント及び アスファルトプラント	5
6	穀物用製粉機	2
7	木材加工の用に供する施設	26
8	抄紙機	0
9	印刷機械	54
10	合成樹脂用射出成形機	2
11	鋳型造形機	0
計		1,050 (196)

【振動】

施設の種類		施設数
1	金属加工の用に供する施設	23
2	圧縮機	393
3	土石用又は鉱物用の破碎機 摩碎機・ふるい及び分級機	22
4	織機	0
5	コンクリートブロックマシン等	2
6	木材加工の用に供する施設	2
7	印刷機械	23
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0
9	合成樹脂用射出成形機	1
10	鋳型造形機	0
計		466 (117)

※()内は工場数

表 33 青森県公害防止条例に基づく騒音・振動関係施設設置届出施設数（令和7年3月31日現在）

【騒音】

施設の種類		施設数
1	ディーゼルエンジン(1)	29
	ガソリンエンジン(2)	0
	クーリングタワー(3)	170
	オイルバナー(4)	223
2	切断機(1)	7
	せん孔機(2)	0
	研磨機(3)	3
3	マッチの軸木の加工の 用に供するもの	0
4	動力打綿機(1)	11
	動力混打綿機(2)	0
5	製鋼機	0
計		443 (184)

【振動】

施設の種類		施設数
1	送風機	569
2	ワイヤーフォーミングマシン	0
3	切断機	8
4	マッチ軸木の製造の用に供するもの	0
5	コンクリートプラント(1)	6
	アスファルトプラント(2)	0
6	動力打綿機(1)	10
	動力混打綿機(2)	0
7	製鋼機	0
計		593 (111)

※()内は工場数

表 34 特定建設作業実施届出状況（令和6年度）

(1) 騒音規制法

くい打機等	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリート プラント等	バックホウ	計
0	0	8	0	0	0	8

(2) 振動規制法

くい打機等	鋼球	舗装板破碎機	ブレーカー	計
0	0	0	7	7

8 公害苦情集計結果

表35 公害苦情受理件数の推移

年度	R2	R3	R4	R5	R6
大気汚染	45 (48)	50 (60)	45 (67)	33 (59)	27 (51)
水質汚濁	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
騒 音	18 (19)	17 (20)	8 (12)	4 (7)	7 (13)
振 動	4 (4)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	2 (4)
悪 臭	8 (9)	3 (4)	4 (6)	2 (3)	9 (17)
そ の 他	17 (18)	13 (16)	10 (15)	16 (29)	8 (15)
合 計	94 (100)	83 (100)	67 (100)	56 (100)	53 (100)

注：() は%、前年度からの繰越分は含まず

表36 令和6年度苦情の受理・処理件数

区分	合計	受 理 件 数		処 理 及 び 繰 越 件 数	
		新規受理	前年度からの繰越	処理件数	翌年度へ繰越
件数	54	53	1	51	3

表37 訴えの種類別受理件数

区分	合計	健康	財産	動・植物	感覚的・心理的	その他
件 数	53	0	0	0	53	0

注：前年度からの繰越分は含まず

表38 公害苦情の用途地域別受理件数

用途地域 \ 公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	そ の 他	計
第一種低層住専	7				2	2	11
第二種低層住専	1			1			2
第二種中高層住専	1		1				2
第二種中高層住専	3		1		1	1	6
第一種住居地域	2		3		1		6
第二種住居地域			1				1
準住居地域							0
近隣商業地域							0
商業地域	1				1		2
準工業地域	3		1				4
工業地域	2			1			3
工業専用地域	1				1		2
市街化調整区域等	6				3	5	14
合 計	27	0	7	2	9	8	53

(市街化調整区域等は、市街化調整区域及び行政区域外を示す)

表39 公害苦情の月別受理件数

月 \ 公害の種類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染	4	2	4	2	1	4	5	1	1		1	2	27
水質汚濁													0
騒音			1	1		3		1			1		7
振動	1											1	2
悪臭	2	1	2	2	1			1	1				9
地盤沈下													0
土壤汚染													0
その他	1	2	1	1		2	1				1		8
合 計	8	5	8	6	2	9	6	2	2	0	2	3	53

9 公害測定機器の整備状況

表40 整備状況

令和7年3月31日現在

区分	機 器 名	数 量	型 式
騒音・振動	普通騒音計	3	リオン NL-06 (1台)、NL-22 (2台)
	精密騒音計	1	リオン NL-62
	航空機騒音計	1	小野測器 LA-4440 一式
	レベルレコーダー	3	リオン LR-04 (2台)、LR-06 (1台)
	振動計	3	リオン VM-51 (2台)、VM-52A (1台)
水質汚濁	ポータブル流速計	1	NKS ID型
	採泥器	1	スミス・マッキンタイヤ製
	電気導電率計	1	東亜電波工業株式会社 CM-14P
	デジタル pH メータ	1	日立堀場 M-8AD S8210型
大気	大気汚染自動測定機 (SO_2)	4	東亜 DKK GFS-352 (1台)、東亜 DKK GFS-352B (2台)、堀場 APSA-3700 (1台)
	大気汚染自動測定機 (SPM)	2	東亜 DKK DUB-357 (2台)
	大気汚染自動測定機 (SPM- NO_x)	3	東亜 DKK GLN-347C (1台)、 東亜 DKK GLN-347D (2台)
	大気汚染自動測定機 (NO_x)	2	堀場 APNA-3700 (1台)、 東亜 DKK GLN-354D (1台)
	大気汚染自動測定機 (O_x)	1	堀場 APOA-3700R (1台)
	大気汚染自動測定機 (CO)	1	東亜 DKK GFC-351B (1台)
	大気汚染自動測定機 (HC)	2	東亜 DKK GHC-255 (1台)、 東亜 DKK GHC-355B (1台)
	大気汚染自動測定機 ($\text{PM}_{2.5}$)	2	東京ダイレック SHARPmonitor5030 (1台)、 東亜 DKK FPM-377C-2 (1台)
	気象計	1	光進 KANTAM1000 (1台)
その他	地下水用長期自記水位計	8	W-761
	水圧式水位検出器	1	KDC-S10-S-TM/N-10-30、KADEC-R-MIZU
	長期自記地盤沈下計	5	K-031
	電子式分析天秤	1	メトラー AT-200
	実体顕微鏡	2	オリンパス SZ-1、SZ6045-TRPT
	簡易型空間放射線量測定器	9	HORIBA PA-1000 Radi

10 公害防止管理者等に関する届出状況

(R7年3月31日現在)

業種	特定工場	公害防止統括者	公害防止主任管理者	公 告 防 止 管 理 者											
				大 気 関 係				水 質 関 係				騒音関係	粉じん関係	振動関係	ダイオキシン類関係
				第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種				
食 料 品	3	3 (3)					1				1 (1)				
飲料・たばこ・銅料	4	4 (3)					3								
織 織 工 業															
木材・木製品(家具を除く)															
家具・装備品															
パルプ・紙・紙加工品	2	2 (2)	1 (1)			1 (1)				1 (1)					1 (1)
印刷・同関連業															
化 学 工 業	3	3 (3)				1 (1)		1 (1)			2 (2)				
石油製品・石炭製品	1							1					1		
プラスチック製品															
ゴム製品															
なめし革・同製品・毛皮															
窯業・土石製品	23	9 (9)			1 (1)	5 (4)	5 (5)		1 (1)				16 (15)		
鉄 鋼 業	4	4 (4)	1 (1)			3 (3)	1			1 (1)	1 (1)		3 (3)		1 (1)
非 鉄 金 属	1	1 (1)	1 (1)	1 (1)				1 (1)					1 (1)		1 (1)
金 属 製 品	1	1 (1)							1 (1)						
はん用機械器具															
生産用機械器具	1	1 (1)							1 (1)						
業務用機械器具															
電子部品・デバイス・電子回路	2	1 (1)				1 (1)			1 (1)						
電気機械器具															
情報通信機械器具															
輸送用機械器具															
電 気 業	3						3 (3)								
ガ ス 業	1	1 (1)					1 (1)								
熱 供 給 業															
そ の 他															
合 計	49	30 (29)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	15 (14)	10 (5)	3 (2)	4 (4)	2 (2)	4 (4)	0 (0)	21 (19)	0 (0)	3 (3)

(注) ()内は、公害防止管理者等の代理者数である。

11 条例・要綱等

八戸市環境基本条例（平成16年12月27日条例第40号）

八戸市は、身近に海、山、川などの豊かな自然を擁し、そこからさまざまな恵みを受けながら、縄文のいにしえより人々の生活が営まれてきたまちである。今もなお、天然の芝生と貴重な海浜植物が自生する種差海岸やウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている蕪島など多くの自然環境が保たれ、それらは、私たち八戸市民に心の安らぎと故郷への誇りを与えてくれるかけがえのない財産である。

しかしながら、近年の効率性と利便性を優先する社会経済活動や生活様式は、人と自然との調和を損ない、資源及びエネルギーの大量消費や廃棄物の大量発生といった問題を生じさせたほか、さらには、地球の温暖化やオゾン層の破壊など地球環境にまで影響を与え、その問題は人類の存続基盤そのものを脅かすほど深刻になってきた。

このような状況においては、これまでの公害の防止をはじめとする地域の環境保全に関する取組のほかに、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人々が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる良好な環境をつくり出し、これを将来の世代に引き継いでいくという環境の保全及び創造に向けた取組が不可欠である。

このような認識の下に、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を分担しながら、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる環境先進都市八戸を共につくりあげていくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり市民が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で潤いと安らぎ

に満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保し、及びこれを将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本市の地域特性を生かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うとともに、それが公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として行われなければならない。

4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての basic concept (以下「基本理念」という。) にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に向けて率先して取り組まなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境への影響を認識し、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項が実現されるよう総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壤等が良好な状態に保持されること。

(2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が市民との触れ合いを確保しながら適正に保全されること。

(3) 市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことのできる環境が確保されるよう、緑化の推進、良好な景観の形

成等快適できれいなまちづくりが推進されること。

- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が図られること。

- (5) 地域における環境への負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、八戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、事業者又は市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備)

第13条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全及び創造に関する施設の整備を推進するよう努めるものとする。

(自然環境の保全等)

第14条 市は、生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び市民と自然との触れ合いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(快適な環境の確保)

第15条 市は、市民が潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を確保するため、緑化の推進、良好な景観の形成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興）

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に学校教育における環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、前条に定めるもののほか、事業者又は市民が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第18条 市は、第16条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の事業者又は市民が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報の適切な収集及び提供に努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡回、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(資源の有効利用等の促進)

第20条 市は、環境への負荷の低減が図られるよう、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理が促進されるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 地球環境の保全の推進

第21条 市は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(推進体制の整備)

第22条 市は、事業者及び市民と協力して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、八戸市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する施策並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公益代表者

- (3) 関係企業体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- 5 前項の委員の定数は、20人以内とする。
- 6 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 八戸市環境審議会条例（昭和43年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「環境の保全」を「八戸市環境基本条例（平成16年八戸市条例第40号）第8条第1項に規定する環境基本計画その他環境の保全及び創造」に改め、同条第2項中「保全」の次に「及び創造」を加える。

附 則（平成26年6月17日条例第27号）

- (施行期日)
 - 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
 - (八戸市環境審議会条例の廃止)
 - 2 八戸市環境審議会条例（昭和43年八戸市条例第10号）は、廃止する。
 - (八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 - 3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。
 - (次のように略)
 - (八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)
 - 4 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年八戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。
 - (次のように略)

八戸市生活環境保全条例（昭和56年9月25日条例第38号）

良好な生活環境のもとで健康で快適な生活を営むことは、市民の基本的な権利であり、また、日常良好な生活環境の保全に努めることは、市民の義務でもある。

近年、都市化の急速な進行と産業経済活動の拡大多様化は、良好な生活環境に少なからず影響を与えており、その保全を図ることが緊要な課題である。

この現状に対応するため、市民一体となり、都市生活基盤の整備を始めとする諸対策の推進に努める必要がある。

よって、市長、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにして良好な生活環境を確保することにより、八戸市が目指している「住みよい、生きがいのある総合的産業都市」を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、他の法令に定めるもののほか、良好な生活環境の確保に関する市長、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な生活環境の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「生活環境」とは、人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、良好な生活環境を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自ら良好な生活環境の確保に努めるとともに、市長が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、自ら良好な生活環境の確保に努めるとともに、市長が実施する良好な生活環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全

（土ぼこりの発生防止）

第6条 土ぼこりによる生活環境の汚染を防止するため、土地の所有者、占有者又は管理者は、当該土地から土ぼこりを発生させないよう努めなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、土砂、鉱さいその他土ぼこりの発生原因となる物（以下「土砂等」という。）を舗装道路に落とさないよう、車両に付着した土砂等の除去、車庫又は駐車場の舗装、積載物の飛散又は流出の防止措置その他の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 舗装道路に接する場所で工事を行う者
- (2) 舗装道路に接する場所に資材置場を設置する者
- (3) 舗装道路に接する場所に車庫又は駐車場を設置する者
- (4) 土砂等を運搬する者
(血水流出等の防止)

第7条 水産物又はその残さを運搬する者は、道路に水産物若しくは残さが落下し、又は血水が流出して発生する悪臭により生活環境を損なわないよう、その落下又は流出の防止について必要な措置を講じなければならない。

（空地の適正管理）

第8条 空地の所有者、占有者又は管理者は、繁茂した雑草又は投棄された廃棄物により当該空地が次の各号の一に該当するときは、雑草又は廃棄物の除去、廃棄物の投棄防止措置その他の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 犯罪を誘発するおそれがあるとき。
- (2) 野犬が生息するおそれがあるとき。
- (3) 害虫が発生するおそれがあるとき。
- (4) その他良好な生活環境を著しく損なうとき。

2 前項の空地とは、現に使用されていない土地（資材置場として使用されているものを含む。）とする。

（電波障害の防止）

第9条 中高層建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、当該建築物の高さが10メートルを超えるものをいう。以下同じ。）を建築しようとする者は、当該中高層建築物によりテレビ又はラジオの受信に障害を与えるおそれがある場合には、あらかじめ、その影響が予想される地域の受信状況の調査その他の必要な措置を講じなければならない。

2 中高層建築物の建築によりテレビ又はラジオの受信に障害が生じたときは、当該建築主は、速やかに障害を受けた者と協議して、共同受信設備の設置その他の障害排除に必要な措置を講じなければならない。

（河川等の富栄養化の防止）

第10条 何人も、河川及び沿岸海域の富栄養化（水中の窒素、

リン等栄養塩類の増加により水質が悪化する現象をいう。)を防止するため、リンを含む洗剤を使用しないよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第11条 自然と市民生活の調和を図り、良好な生活環境の形成に資するため、土地の所有者、占有者又は管理者は、当該土地の緑化に努めなければならない。

2 市長は、緑化の推進を図るため、緑化の相談、技術指導等を行うものとする。

(空き缶等の散乱防止)

第11条の2 何人も、飲食物を収納していた缶、瓶その他の容器(以下「空き缶等」という。)、たばこの吸い殻、チュインガムのかみかす、包装紙その他の散乱性の高いごみをみだりに捨ててはならない。

2 容器に収納した飲食物を製造し、又は販売する者は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者に対する啓発並びに空き缶等を回収する容器の設置及び管理に努めなければならない。

(屋外焼却行為の制限)

第11条の3 何人も、塩化ビニール樹脂、発泡スチロール、ゴム、廃油その他の燃焼に伴って著しいばい煙、有害ガス又は悪臭の発生するおそれのある物を屋外においてみだりに焼却してはならない。ただし、人の健康又は生活環境を損なうことのないよう適切な措置を講じた場合は、この限りでない。

第3章 雜則

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工事現場その他の場所に立ち入り、関係書類、建築物その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指導、勧告及び措置命令等)

第13条 市長は、良好な生活環境を確保するため必要があると認めるときは、市民、事業者等に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、第11条の2第1項の規定に違反する行為をしている者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為の中止又は原状回復を命ずることができる。

3 市長は、第11条の3の規定に違反する行為をしている者が第1項の規定による指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為の停止又は焼却施設の改善その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(罰則)

第14条 前条第3項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 前条第2項の規定による命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(適用除外)

第15条 前条第2項の規定は、青森県空き缶等散乱防止条例(平成9年青森県条例第59号)第10条第1項の規定により、同項に規定する空き缶等散乱防止重点地区に指定された地区内の行為については、適用しない。

附 則

この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日条例第18号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月30日条例第18号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。ただし、第13条の次に2条を加える改正規定は、平成11年10月1日から施行する。

八戸市公害防止条例(昭和46年3月20日条例第5号)

(この条例の目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、当市における工場及び事業場又はこれらに類するものの等(以下「工場等」という。)の事業活動に伴って発生する公害の防止について必要な事項を定め、もって市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公害 工場等の事業活動その他の人為に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(2) ばい煙 次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質

エ 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する粉じん

(3) ばい煙等 ばい煙、汚水、廃液、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいう。

(4) 特定施設 工場等に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、又は発生する施設であって、青森県公害防止条例(昭和47年青森県条例第2号)別表第1から別表第4までに定めるものをいう。

(5) ばい煙等排出者 ばい煙等を排出し、又は発生する工場等の事業者(ばい煙等を排出し、又は発生する施設を設置しようとする者を含む。)をいう。

(6) 規制基準 特定施設から排出し、又は発生するばい煙等の量又は濃度の許容限度で、市長が定めるものをいう。

(7) 環境基準 大気の汚染、水質の汚濁及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい量又は濃度の基準で、市長が定めるものをいう。

(ばい煙等排出者の責務)

第3条 ばい煙等排出者は、規制基準を遵守し、及び環境基準が維持されるように努めるとともに、市が実施するその他の公害の防止に関する施策に積極的に協力し、この条例の規定に違反しない場合においても、常に公害の防止について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、公害の防止に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らも公害の防止に努めるとともに、公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

(公害防止協定)

第6条 市長は、公害を防止するため必要があると認めるときは、当該ばい煙等排出者とその防止に係る協定等を締結するよう努めなければならない。

(措置命令)

第7条 市長は、特定施設に係るばい煙等の量又は濃度がその特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、当該ばい煙等排出者に対し、期限を定めて、当該ばい煙等の処理方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該特定施設の使用の一時停止等の措置を命ずることができる。

3 市長は、前2項の措置を命じようとするときは、あらかじめその措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその理由を記載した通知書を交付しなければならない。

(意見の聴取及び弁明)

第8条 市長は、前条第2項の規定による特定施設の使用の一時停止等の措置を命じようとするときは、あらかじめ、八戸市環境審議会の意見を聞くとともに、当該ばい煙等排出者又はその代理人に弁明の機会を与えなければならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第9条 市長は、規制基準の定めがない施設から排出し、又は発生するばい煙等により、現に公害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、当該ばい煙等排出者に対し、当該ばい煙等の処理方法の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徵収)

第10条 市長は、この条例を適正に施行するため、ばい煙等

排出者に対し、ばい煙等の処理状況、ばい煙等の減少のための措置に関する計画その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第11条 市長は、当該職員をして、ばい煙等を排出し、又は発生するおそれのある工場等の特定施設その他の物件の立入検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公害に係る苦情の処理)

第12条 市長は、公害に係る苦情が生じたときは、その公正な解決に努めなければならない。

(諮詢)

第13条 市長は、次の各号に掲げる場合には、八戸市環境審議会の意見を聞かなければならない。

(1) 第2条第6号に規定する規制基準及び同条第7号に規定する環境基準を定め、又はその変更若しくは廃止をしようとするとき。

(2) 第7条第1項及び第2項に規定する措置を命じようとするとき。

(3) その他公害に係る問題が発生し、特に市長が必要と認めるとき。

(援助)

第14条 市長は、公害防止の施設の整備を促進するため、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

(委任事項)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月3日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年6月24日条例第27号抄）

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

八戸市悪臭発生防止指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、工場その他の事業場（以下「事業場等」という。）における悪臭の発生を防止し、地域住民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(悪臭)

第2条 この要綱において「悪臭」とは、人に不快感又は嫌悪感を与える臭気をいう。

2 悪臭の指標となる基準（以下「指導基準」という。）は、別表のとおりとする。

(事業者の責務)

第3条 事業場等を設置する者（以下「事業者」という。）は、指導基準を遵守しなければならない。

(指導)

第4条 市長は、事業者が指導基準を遵守するよう指導に努めるものとする。

(測定)

第5条 市長は、悪臭が発生していると認めるときは、速やかに当該事業場において臭気の測定を行うものとする。

2 前項の測定は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年9月環境庁告示第63号）により行うものとする。

(測定の協力)

第6条 市長は、臭気の測定を行うため必要があると認めるときは、事業者に対し、協力を求めることができる。

(勧告)

第7条 市長は、第5条の測定の結果、事業場等から発生する臭気が指導基準に適合せず、かつ、そのために地域住民の生活環境が損なわれていると認められるときは、当該事業者に対し、悪臭の発生防止に関する改善措置を勧告することができる。

(事業者への援助)

第8条 市長は、中小規模の事業場等の事業者に対しては、悪臭発生防止施設の設置及び改善について必要な資金をあつ旋し、又は技術的助言を行うよう努めるものとする。

(公表)

第9条 市長は、第7条の勧告を受けた事業者が理由なくこれに従わないときは、当該事業者の氏名又は名称及び勧告の

内容を公表することができる。

附 則

この要綱は、平成 2 年 12 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

別表（第 2 条関係）

悪臭発生防止指導要綱に基づく指導基準

区 分		臭 气 指 数		
		事業場等の敷地境界線	排 出 口	排 出 水
第一種区分	第一種低層住居専用地域	1 0	2 5	2 6
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
第二種区分	準住居地域	1 5	3 0	3 1
	近隣商業地域			
	商業地域			
	準工業地域			
第三種区分	工業地域	1 8	3 5	3 4
	市街化調整区域			
(備考) 排出口における臭気指数は、高さ 5 m 未満の排出口には適用しない				

八戸市地下水採取の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市における地下水採取の実態を把握することによって、地下水の水源の保全及び地下水の有効利用を図り、もって地盤沈下の防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その合計した断面積とする。）が 6 平方センチメートルをこえるものをいう。

(地下水採取の届出)

第3条 揚水設備により地下水を採取しようとする者は、あらかじめ、「地下水揚水設備設置届（以下「設置届」という。）」（第 1 号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第4条 この要綱の施行の際現に揚水設備を設置している者は、この要綱施行の日から起算して 90 日以内に設置届により、市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第5条 第 3 条及び前条の届出をした者（以下「設置者」という。）で、その届出に係る事項を変更しようとする者は、「地下水揚水設備等変更届」（第 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 設置者は、その揚水設備を廃止したときは、「地下水揚水設備廃止届」（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

(地下水の採取量の測定)

第6条 設置者は、水量測定器等により、定期的に地下水の採取量を把握しておかなければならぬ。

(報告の徴収等)

第7条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、設置者に対し、地下水の採取量その他必要な事項について「地下水採取量等報告書」（第 4 号様式）により報告を求めることができる。

附則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

12 環境行政の推移及び主な出来事

年月	八 戸 市	県・国
昭和 40. 6 (1965)		・青森県公害対策要綱を制定
S41. 4	・環境衛生課公害係を新設	
S42. 3	・八戸市公害対策審議会条例制定	
(1967) 8		・旧青森県公害防止条例公布
S43. 6		・公害対策基本法制定
S44. 4	・八戸市公害対策審議会発足	・大気汚染防止法、騒音規制法制定
(1969)	・騒音規制法に基づく規制地域に指定	
S45. 4	・公害係が公害対策室に改称	
(1970) 11	・小中野地区住民の健康調査開始 (S45～S49)	・水質汚濁に係る環境基準閣議決定
12	・初めて公害防止協定締結 (大手企業 8 社)	
S46. 1		・水質汚濁防止法制定
(1971) 3	・公害対策室が公害対策課に昇格	
4	・八戸市公害防止条例制定	
5	・八戸市に青森県公害センターが設置される	
6	・新井田川河口水域が環境基準の水域類型指定を受ける	
7		・騒音に係る環境基準閣議決定
S47. 3	・合同酒精㈱と公害防止協定締結	・悪臭防止法制定
5	・採石業者と公害防止協定締結	・大気汚染防止法に基づき有害 4 物質について排出基準決定
6	・新井田川をきれいにする会設立	・環境庁設置
7	・公害対策課が公害交通課に改称	・新青森県公害防止条例公布
8	・八戸清港会設立	
9		
10	・市公害防止条例一部改正	・県公害防止条例施行規則の公布
11	・公害防止協定締結 (三菱製紙、八戸製錬)	
S48. 2	・八戸火力発電所と公害防止協定締結 (県、市、事業者)	
3	・悪臭防止法の規制地域に指定される	・水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例公布 (上乗せ排水基準)
6	・公害防止協定締結 9 社 (新規 2 社、改訂 7 社)	
8		・大気汚染防止法に基づき窒素酸化物の排水基準設定
12	・公害防止協定締結 (東京鐵鋼)	・公害健康被害補償法制定
S49. 4	・公害交通課が公害対策課に改称	・航空機騒音に係る環境基準告示
(1974)	・地盤沈下に係る調査として水準測量を開始	・テレメータシステムによる八戸地区の大気汚染常時監視開始
5	・石灰業者 4 社と公害防止協定締結	
S50. 2	・高周波鋳造㈱と公害防止協定締結	
(1975) 3		・県公害防止条例一部改正
4		・八戸市内の発生源測定期 (7 局) をテレメータ化し、常時監視業務開始
8	・公害モニターの設置	
S51. 1	・明治乳業㈱青森工場と公害防止協定締結	・県公害防止条例施行規則の一部改正
(1976) 2		・八戸地域公害防止計画策定 (S50～S54)
6	・南浜海域が環境基準の地域類型指定を受ける	
	・公害防止協定締結 (東京鐵鋼㈱八戸工場)	
S52. 1		・県八戸地区大気汚染緊急時対策実施要領を制定
(1977) 2	・騒音環境基準の地域類型指定を受ける	・振動規制法制定
3		・水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正
4	・八戸市公害健康被害者の救済に関する条例制定	
	・八戸市公害健康被害者認定審査会発足	・八戸地区に環境大気測定期 (4 局) 及び自動車排出ガス測定期 (4 局) を増設し、テレメータ装置を設置
12	・振動規制法に基づく規制地域に指定される	
S53. 7	・三菱製紙㈱等大手 6 社と公害防止協定締結 (県、市、事業者)	・県公害防止条例の一部改正
(1978) 11		・二酸化窒素に係る環境基準告示
S54. 5		
(1979) 10		・水質汚濁防止法施行令の一部改正 (病院、一般廃棄物常時処理施設追加)
S56. 3	・東北グレーンターミナル㈱ほか 5 社と公害防止協定締結 (県、市、事業者)	・エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法) 施行
(1981) 4		・八戸地域公害防止計画延長 (S55～S59)
6	・北沼地区前面海域底生生物実態調査実施	
9	・八戸市生活環境保全条例制定	
S57. 3		・八戸地区大気環境汚染監視テレメータ改造事業完了
(1982) 5		・大気汚染防止施行規則の一部改正 (ばいじんの排出基準改正)
6		・水質汚濁防止法施行令の一部改正 (水産物に係る地方卸売市場追加)
7		・大気汚染防止施行規則の一部改正
12		・水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (窒素及び燐に係る環境基準の水域類型の指定等)

年 月	八 戸 市	県 ・ 国
S58. 4 (1983) 9	・コーブケミカル㈱八戸工場と公害防止協定締結 ・市庁舎内に大気環境テレメータ電光表示装置を設置	・大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正 ・県スパイクタイヤ使用自粛指導要領策定 ・県公害防止条例施行規則の一部改正 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正 (窒素・燐の排水基準の追加) ・大気汚染防止法施行令の一部改正 (ばい煙発生施設に小型ボイラー追加)
S59. 3 (1984)		
S60. 5 (1985) 6		
7	・UMA T㈱東北工場と公害防止協定締結	
10	・八戸飛行場周辺地域の航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定	
S61. 3 (1986) 10	・三菱レイヨン㈱八戸事業所と公害防止協定締結	・八戸地域公害防止計画延長 (S60~H元) ・八戸地区テレメタシステムの中央処理装置更新事業着手
S62. 10 (1987)		・大気汚染防止施行令の一部改正 (ばい煙発生施設にガスターイン等追加) ・県空き缶等散乱防止対策要綱制定 ・自動車騒音の大きさ許容限度の一部改正 ・県アスベスト要綱制定
S63. 1 (1988) 5	10 11	・騒音規制法に基づく特定建設作業の規制の基準改正 ・水質汚濁防止法施行令の一部改正 (有害物質にトリクロロエチレン、トライクロロエチレン追加) ・大気汚染防止法の一部改正 (特定粉じんの規制) ・水質汚濁防止法の一部改正 (有害物質による地下水汚染の未然防止等) ・県公害防止条例施行規則の一部改正 ・悪臭防止法施行令の一部改正 (悪臭物質にノルマル酪酸等4物質追加) ・大気汚染防止法施行令の一部改正 (石綿を特定粉じんとして定める等)
平成 元. 3 (1989) 6		
8		
9		
12		
H2. 2 (1990) 4	・北日本鍍金㈱と公害防止協定締結	・県環境保健センターが開設 ・環境庁 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針作成 ・水質汚濁防止法の一部改正 (生活排水対策の推進等) ・スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律制定 ・県ゴルフ場の設置等に係る環境保全調査等及びゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱制定 ・大気汚染防止法施行令の一部改正 (ばい煙発生施設にガス機関、ガソリン機関を追加) ・スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令公布
5		
6		
7		
11	12	・県公害防止条例施行規則の一部改正 ・八戸地域公害防止計画延長 (H2~H6) ・スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則公布
H3. 3 (1991) 7		・水質汚濁防止法施行令の一部改正 (トリクロロエチレン、トライクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設を特定施設に追加) ・環境庁 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 (9種類を追加) ・土壤汚染に係る環境基準について告示 ・県ゴルフ場の設置等に係る環境保全調査等及びゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部改正 (9種類を追加) ・スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行令の一部改正
8		
10		
11		
H4. 2 (1992) 3	・電気自動車購入 (ダイハツハイゼット軽ワゴン) ・シチズンエルシーテック㈱と公害防止協定締結	
4	・八戸地区衛生組織連合会並びにクリーンはちのへ530運動連絡会の合併一元化により、八戸市環境美化協議会発足	
7	・北沼地区前面海域底生生物実態調査実施	・環境庁 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (健康項目15物質追加)
12		
H5. 3 (1993) 4	・機構改革により、公害対策課と衛生課が統合され、環境保全課となる ・廃棄物減量等推進審議会発足	・悪臭防止法施行令の一部改正
6		・水質汚濁に係る海域の窒素及び燐の環境基準及び排水基準の設定 ・環境基本法制定
7	・北沼地区前面海域底生生物実態補完調査実施	・水質汚濁防止法に基づく有害物質の追加 (ジクロロメタン等13物質)、ジクロロメタン等の排水基準の設定、鉛・砒素の基準強化
8		
11		
12	・新井田川河口海域の集水域及び新井田川流域が水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に指定される	

年 月	八 戸 市	県 ・ 国
H6. 4 (1994)		・悪臭防止法施行規則の一部改正（排出水中における規制物質の設定）
6	・公害対策審議会条例の名称を改正し、八戸市環境審議会条例とする ・八戸市公害防止条例の一部改正 ・東北古河電工㈱八戸工場と公害防止協定締結	
12	・東北エス・イー・アイ㈱と公害防止協定締結 ・新井田川河口水域生活排水対策推進計画策定 ・生活環境保全条例一部改正 （ポイ捨て禁止条例追加等）	
H7. 3 (1995)		・悪臭防止法の一部を改正する法律公布 （臭気指数を用いた規制基準の導入等） ・八戸地域公害防止計画延長（H7～H11） ・大気汚染防止法の一部を改正する法律 （有害大気汚染物質対策の導入等） ・水質汚濁対策防止法の一部を改正する法律公布 (地下水の浄化制度、事故時の措置対象に油流出追加) ・大気汚染に係る環境基準及び二酸化窒素に係る環境基準の改正 ・騒音規制地域、振動規制地域の一部改正 ・騒音に係る環境基準の類型あてはめ地域の一部改正 ・騒音規制法に基づく特定施設の追加 （切断機、バックホウ等） ・県環境の保全及び創造に関する基本条例の公布・施行 ・大気汚染に係る環境基準の設定 （ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン） ・地下水の水質汚濁に係る環境基準（23項目）設定 ・あおもりアジェンダ21を策定 ・環境庁 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正 （30項目から35項目へ） ・航空機騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を指定 ・環境影響評価法公布 ・大気汚染防止法施行令の一部改正 （ダイオキシン類規制関係等） ・有害大気汚染物質モニタリング調査開始 ・環境影響評価法施行令公布 ・県空き缶等散乱防止条例を制定 ・C O P 3において京都議定書採択 ・県、環境保全率先行動計画を策定 ・大気汚染防止法施行令の一部改正 （焼却炉のばいじん排出規制の強化等） ・水質汚濁防止法施行令の一部改正 （P C B の処理施設を特定施設に追加） ・環境影響評価法施行規則公布 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布 ・騒音に係る環境基準の改正 ・自動車排出ガス量の許容限度の改正 ・地球温暖化対策に推進に関する法律公布 ・土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針の改正 ・水質汚濁に係る環境基準の項目追加（ふつ素、ほう素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素） ・悪臭防止法施行規則等の一部改正 （排出口官能試験法導入） ・地球温暖化対策の推進に関する法律の全面施行
4		
H8. 2 (1996)	・八戸市悪臭発生防止指導要綱を一部改正	
5		
6		
10		
12		
H9. 2 (1997)		
3		
4		
5		
6		
8		
10		
12		
H10. 3 (1998)		
4		
5		
6		
8		
9		
10		
H11. 1 (1999)	・㈱極東開発東北と公害防止協定締結 ・市議会で環境共生都市宣言を行う	
2		
3		
4	・八戸市について騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域指定	
6	・市生活環境保全条例を一部改正し、屋外焼却行為の禁止と罰則規定を設ける（ダイオキシン対策）	
7		
10		
11		
12	・八戸市府の環境にやさしい行動計画策定（うみねこプラン）	
H12. 1 (2000)		
5	・八戸市の環境情報を市のホームページに設ける	
6	・㈱大太平洋エネルギーセンターと公害防止協定締結	
7		
9	・多摩川精機㈱と公害防止協定締結	
11		
12		

年 月	八 戸 市	県 ・ 国
H13. 1 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長による I S O14001認証取得宣言 ・㈱アトミックスと公害防止協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省発足
3		<ul style="list-style-type: none"> ・県、 I S O14001の認証を取得
4	<ul style="list-style-type: none"> ・特例市に指定されたことを受け、公共用水域、地下水等の常時監視、及び水質汚濁防止法関係等の事務が市に移管される ・特例市に指定されたことを受け、自動車騒音の常時監視、及び騒音規制法、振動規制法関係等の事務が市に移管される ・騒音規制地域の指定、騒音規制基準の設定等告示 ・大気環境表示盤老朽化により撤去以降、市の大気環境情報は市のホームページ上に掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染環境基準一部改正（ふつ素、ほう素） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）全面施行 ・県地球温暖化防止計画策定 ・ジクロロメタンの大気汚染に係る環境基準を設定 ・県、大気汚染監視自動測定局の見直し配置
6		<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法施行令一部改正（ふつ素、ほう素、アンモニア、硝酸、亜硝酸が有害物質に追加指定） ・ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）公布
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ I S O14001認証取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例制定
12		<ul style="list-style-type: none"> ・環境庁 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針の一部改正（35項目から45項目へ）
H14. 4 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市悪臭発生防止指導要綱を一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県動物の愛護及び管理に関する条例の施行
5		<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法制定
6		<ul style="list-style-type: none"> ・田子町と二戸市にまたがる県境不法投棄問題について、青森・岩手両県の第1回合同検討委員会開催（H15. 6まで計4回開催）
H15. 4 (2003)	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸地域県境不法投棄問題対策連絡会設立 ・組織改編 環境政策課新設 ・はちのへクリーンパートナー制度制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境、エネルギー産業創造特別区域計画が国から認定
5		<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市新エネルギー等地域集中実証研究を N E D O （新エネルギー・産業技術総合開発機構）が事業採択
7		<ul style="list-style-type: none"> ・青森、岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会報告を青森、岩手両県知事に提出し、合同検討委員会及び技術部会終結
9	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県化製事業協同組合、三共理化工業㈱八戸工場と公害防止協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を設置
10	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市グリーン購入調達方針を策定 ・アルバックテクノ㈱八戸事業所と公害防止協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・県境再生対策推進本部を設置
11		<ul style="list-style-type: none"> ・県境不法投棄対策チームを発展的に解消し、県境再生対策室を設置
H16. 3 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件を公布（生活環境項目に全亜鉛を追加）
5		<ul style="list-style-type: none"> ・青森、岩手県境不法投棄事案に係る風評被害認定委員会を設置し、第1回委員会を開催
7		<ul style="list-style-type: none"> ・第4回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市）
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ I S O14001登録更新 ・八戸市環境基本条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森、岩手県境不法投棄事案住民説明会（田子町）
12		<ul style="list-style-type: none"> ・県境不法投棄産業廃棄物の一次撤去を開始
H17. 2 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市環境基本計画（環境立市プラン）策定 ・騒音に関する告示改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書が発効
3	<ul style="list-style-type: none"> ・南郷村との合併により公害防止協定を9事業場について承継 ・悪臭に関する告示改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例を制定公布（施行は平成17年9月1日）
5		<ul style="list-style-type: none"> ・青森県地球温暖化防止活動推進センターの指定
6		<ul style="list-style-type: none"> ・第8回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（田子町）
11		<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行
12		<ul style="list-style-type: none"> ・6月5日国連世界環境の日エコフェスティバルin 愛・地球博（愛知県）
H18. 2 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市環境方針の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第11回締約国会議及び京都議定書第1回締約国会合（カナダ）
3		<ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律完全施行
7		<ul style="list-style-type: none"> ・石綿による健康被害の救済に関する法律公布
11		<ul style="list-style-type: none"> ・青森県循環型社会形成推進計画策定
H19. 4 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他紙（厚紙・紙袋など）の収集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第12回締約国会議及び京都議定書第2回締約国会合（ケニア）
5		<ul style="list-style-type: none"> ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）公布

年 月	八 戸 市	県 ・ 国
H19. 8 (2007) 9	・ I S O14001登録更新	・ 第18回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（田子町） ・ あおもり環境フェスティバルin八戸 ・ 平成19年度不法投棄撲滅青森県民会議（八戸市） ・ 気候変動枠組条約第13回締約国会議及び京都議定書第3回締約国会合（インドネシア） ・ 第21回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市）
10		
12		
H20. 2 (2008) 3	・ 新エネルギー等地域集中実証研究終了 ・ 事業系紙ごみの搬入規制開始 ・ 奥羽クリーンテクノロジー（株）と公害防止協定締結	・ G 8 環境大臣会合（神戸市） ・ 生物多様性基本法公布 ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律公布 ・ G 8 北海道洞爺湖サミット（北海道） ・ 第23回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市） ・ 第25回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市） ・ 気候変動枠組条約第14回締約国会議及び京都議定書第4回締約国会合（ポーランド）
4		
5		
6		
7		
11		
12		
H21. 3 (2009) 4	・ I S O14001認証登録返上 ・ I S O14001自己適合宣言 ・ グリーン電力証書普及促進事業開始	・ 改正省エネ法施行（特定事業者への指定） ・ G 8 環境大臣会合（イタリア） ・ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布
5	・ 八戸市住宅用太陽光発電システム導入支援事業開始	・ エコポイントの活用によるグリーン電力家電普及促進事業開始（住宅版は3月～） ・ 第28回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市） ・ 国連気候変動首脳会合（ニューヨーク） ・ 第29回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（八戸市） ・ 水質汚濁に係る環境基準の項目追加（1, 4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1, 2-ジクロロエチレン） ・ 気候変動枠組条約第15回締約国会議及び京都議定書第5回締約国会合（コペンハーゲン）
7		
9		
11		
12		
H22. 2 (2010) 3	・ 新うみねこプラン（地球温暖化対策地方公共団体実行計画 区域施策編）策定	・ 地球温暖化対策税の平成23年度からの実施に向けて検討する旨を記載した所得税法等の一部を改正する法律 公布 ・ 第三次青森県環境計画 策定
4		
12		
H23. 3 (2011) 4	・ 八戸市グリーンニューディール基金事業開始 ・ 東日本大震災発生による災害廃棄物仮置場を市内4か所に設置 ・ 津波被害地区災害廃棄物巡回戸別収集開始（H23. 3～H23. 8） ・ 八戸市被災建物等解体・運搬支援事業（H23. 4. 1～H23. 10. 30） ・ 民間施設での災害廃棄物委託処分開始	・ C O P 16（カンクン合意採択）
5		
8		
10		
11	・ 空間放射線量測定器導入（公園、教育施設等の測定実施）	・ 放射性物質汚染対処特別措置法公布 ・ 水質汚濁に係る環境基準の一部改正（カドミウムの基準強化） ・ C O P 17（南アフリカ・ダーバン）
H24. 1 (2012) 2	・ 市民参加型空間放射線量測定会の開催 ・ 県外災害廃棄物受入れについて住民説明会 ・ 公園土壤放射性物質濃度分析実施 ・ 空間放射線量測定器の無料貸出開始	・ 放射性物質汚染対処特別措置法 全面施行
3	・ 県外災害廃棄物受入れ開始 ・ 一般廃棄物処理基本計画（H24～H33）策定	・ 魚類へい死事故調査指針の一部改正（対象水域の明記等）
4	・ 一般粉じんに係る事務権限の移譲	・ 水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質に1, 4-ジオキサン、トランスクロロエチレン、塩化ビニルモノマーを追加） ・ 水質汚濁防止法施行令の一部改正（界面活性剤製造業の用に供する施設、エレベーター又は1, 4-ジオキサンの混合施設を追加）
5		
7	・ 野積廃棄物（三協）の早期撤去を最重点要望	・ 野積廃棄物（三協）の下流観測井でのダイオキシンと総水銀の測定結果公表 ・ 水質汚濁防止法施行令の一部改正（事故時の措置対象物質にヘキサメチレントラミンを追加） ・ 水銀に関する水俣条約採択 ・ C O P 18（カタール・ドーハ）
8		
9		
10	・ 1回目八戸市中心街におけるカラス個体数調査（推定4, 930羽）	
11	・ 2回目八戸市中心街におけるカラス個体数調査（推定10, 679羽）	
H25. 1 (2013)		

年 月	八 戸 市	県 ・ 国
H25. 3 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次八戸市環境基本計画策定 ・長者山周辺カラス一斉追い払い実験（3.7～3.8） ・八戸市環境方針改定 ・（社）八戸清港会解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加)
4		
6		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市一般廃棄物最終処分場供用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機騒音に係る環境基準の一部改正 (評価指標の変更及び新基準値の設定)
11		
12	<ul style="list-style-type: none"> ・エプソンアトミックス(株)北インター事業所と 公害防止協定締結 ・八戸市一般廃棄物最終処分場、大雪により屋根倒壊 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による環境の汚染の防止のための 関係法律の整備に関する法律 公布 (上記に伴い、大気汚染防止法及び水質汚濁防止 法が同年12月に一部改正)
H26. 2 (2014) 3		
7		
11		
12		
H27. 3 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） うみねこプランIV策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・COP19（ポーランド・ワルシャワ） ・青森、岩手県境不法投棄事案にかかる 青森県側の産業廃棄物撤去完了
4		
5		
6		
7		
10		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸地域県境不法投棄問題対策協議会 解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森、岩手県境不法投棄事案にかかる 岩手県側の産業廃棄物撤去完了 ・青森県生物多様性戦略 策定 ・青森県公害防止条例施行規則の一部を改正 ・水循環基本法 施行 ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (トリクロロエチレンの基準強化) ・COP20（ペルー・リマ） ・水質汚濁防止法施行令の一部改正 (カドミウム及びその化合物の排水基準及び地下 水の浄化措置命令に関する浄化基準強化) ・水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (生活環境項目に底層溶存酸素量を追加) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 施行 ・排水基準を定める省令の一部改正 (1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正) ・大気汚染防止法の一部改正 (水銀排出施設の届出制度の創設、大気中への 水銀等の排出基準の遵守を義務化) ・水循環基本計画 策定 ・水質汚濁防止法施行規則等の一部改正 (トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の 浄化措置命令に関する浄化基準強化) ・COP21（フランス・パリ） ・水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定 (青森県内の河川が対象) ・大気汚染防止法施行令の一部改正 (水銀排出施設の定義、報告及び立入検査の事項の確定) ・COP21パリ協定採択 ・特定外来生物カナダガンの防除完了（国内初の根絶事例） ・つなげよう、支えよう森里川海シンボジウムin八戸 ・第五次青森県環境計画 策定 ・政府が地球温暖化対策計画を閣議決定 ・排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正 (ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物 並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の改正) ・大気汚染防止法施行令の一部改正 (「要排出抑制施設」として、製鋼製造施設のうち 焼却炉及び電気炉が指定) ・パリ協定発効 ・COP22（モロッコ・马拉ケシュ） ・排水基準を定める省令の一部を改正する省令及び 水質汚濁防止法施行規則等の一部改正する省令の 一部改正 (亜鉛及びカドミウムの暫定排水基準の改正)
12		
H28. 3 (2016) 5		
7		
9		
11		
12		
H29. 1 (2017) 3	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行 ・八戸市一般廃棄物処理基本計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法の一部改正 (特定有害物質としてクロロエチレンの追加) ・COP23（ドイツ・ボン）
4		
11		
H30. 3 (2018) 4	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次八戸市環境基本計画改定 ・国民運動「COOL CHOICE」へ賛同 ・市独自の環境マネジメントシステム（八戸EMS）へ移行 ISO14001自己適合宣言取り下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を 改正 (1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正) ・排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を 改正 (窒素及びリンの暫定排水基準の改正) ・気候変動適応法 施行 ・COP24（ポーランド・カトヴィツェ）
5		
10		
12		

年 月	八 戸 市	県 ・ 国
H31. 1 (2019) 3 4 令和元. 5 (2019) 6 7 9 10 12	・多摩川精機㈱八戸第二工場と公害防止協定締結 ・八戸市災害廃棄物処理計画策定	・土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行 ・プラスチック資源循環戦略策定 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定 ・大阪G20で大阪ブルー・オーシャンビジョンを共有 ・排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正 (ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の改正) ・国連気候変動サミットで16歳環境活動家が演説 ・食品ロスの削減の推進に関する法律 施行 ・COP25 (スペイン マドリード) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更 ・第六次青森県環境計画 策定 ・食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を閣議決定 ・浄化槽法の一部を改正 ・環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正 ・浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正 ・あおもりプラごみゼロ宣言式 ・小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の推進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令の施行 (プラスチック製買物袋有料化制度の実施)
R2. 3 (2020) 4 5 6 7 10 R3. 2 (2021) 3 6 8 10	・八戸バイオマス発電㈱と公害防止協定締結 (県、市、事業者) ・八戸エコエネルギー発電所と公害防止協定締結 (県、市、事業者)	・八戸市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) うみねこプランV策定 ・2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明
R4. 2 (2022) 3 11 R5. 3 (2023) 9 11 R6. 2 (2024) 3 11	・気候非常事態を宣言	・政府が2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明 ・県議会において、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明 ・気候変動に関する政府間パネル (ICPP) 第6次評価報告書第I作業部会報告書公表 ・地球温暖化対策計画を閣議決定 ・気候変動適応計画を閣議決定 ・COP26 (イギリス グラスゴー) ・気候変動に関する政府間パネル (ICPP) 第6次評価報告書第II作業部会報告書公表 ・第4次青森県循環型社会形成推進計画策定 ・COP27 (エジプト シャルム・エル・シェイク) ・県公害防止条例の一部改正 ・COP28 (アラブ首長国連邦 ドバイ) ・COP29 (アゼルバイジャン バクー)

13 用語の解説

【あ】

あおもりエコタウンプラン

環境省と経済産業省が、平成14年12月25日に共同で承認することとしたプランであり、青森県のリサイクル資源の循環による自然還元システムの構築を通じて、環境リサイクル産業の振興と自然環境の保全・自然再生を目指すもので、対象地域は、八戸市を中心とした県内全域となっている。

悪臭

悪臭とは人に不快感を与えるもので、一般には多成分、低濃度の混合気体である。原因物質としてはアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素等多様に存在し、これらが、混合して悪臭として感知されることが多い。

【い】

硫黄酸化物（SO_x）

石油等の燃焼により生じる硫黄と酸素の化合物の総称であり、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃、無水硫酸）などがある。SO_xは人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

1, 2-ジクロロエチレン

有機塩素系化合物の一種。無色液体で刺激臭を有し、引火性である。樹脂、香料、染料の抽出溶剤や洗浄剤等に使用される。

一律基準

工場等が遵守すべき規制標準として、国が一律に定めた基準をいう。

一酸化炭素（CO）

無味・無臭・無色の気体で、炭などの不完全燃焼、自動車の排ガスにより発生する。一酸化炭素中毒は、血液中のヘモグロビンとの結合により酸欠をきたし、中枢神経を麻痺させるもの。

一般廃棄物

産業廃棄物以外のすべての廃棄物（ごみ）のことと、日常生活に伴って生じる「生活系一般廃棄物」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた紙くず、食品残さ等（産業廃棄物以外）の「事業系一般廃棄物」に分類される。

一般粉じん発生施設

大気汚染防止法では「工場や事業場に設置される粉じん（破碎や選別、堆積に伴い飛散する物質）を発生・排出し、又は飛散させる施設のことで、土石の堆積場やベルトコンベアなど、一定規模以上の施設」として定義されている。

なお、青森県公害防止条例により定められているこのような施設は、「粉じん関係施設」と呼ばれている。

移動発生源

大気汚染物質の発生源は、固定発生源と移動発生源に分類される。固定発生源は、工場等のボイラー、金属加熱炉、ガラス溶解炉等の生産設備と事業場の冷暖房ボイラー、焼却炉等である。移動発生源には自動車、船舶、航空機がある。

【う】

上乗せ基準

ばい煙、汚濁物質等の排出（水）の規制に関して、都道府県等が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

なお、いわゆる「上乗せ」は、基準値そのものを厳しくするもののほか、規制対象施設の範囲を拡げるもの（「横出し」と呼ばれる。）等を含めて使われる場合がある。

【え】

エコアクション21

中小企業などでも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインである。このガイドラインに基づき、取組を行う事業者を、審査し、認証・登録する制度をエコアクション21認証・登録制度という。

エコステージ

環境マネジメントシステムの一つであり、一般社団法人エコステージ協会が定める規格に基づく取組を行う事業者を、同協会が認定する評価機関が審査し、認証する制度である。

エコドライブ

燃料消費量やCO₂排出量を減らし地球温暖化防止につなげる“運転技術”や“心がけ”的こと。具体的な行動としてエコドライブ普及連絡会が策定したエコドライブ10のすすめがある。

【お】

オキシダント（光化学オキシダント）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こして発生する二次汚染物質で、オゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）等の酸化性物質の総称である。このオキシダントが原因で起こるいわゆる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目をチカチカさせたりすることがある。

汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で有害物質が検出された地点の周辺の調査。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物などの汚濁物質の1日当たりの量で表され、これは都市下水や工場排水など汚濁源から排出される排出量などとその汚濁物質の濃度の積で示される。

汚泥

工場排水などを処理した後に残る水分を多量に含んだ泥状の物をいい、下水処理場などの排水処理から発生する腐りやすい有機物を含むものや、水道浄水場から発生する主として粘土などを含む無機物が主体となるものなどがある。

汚泥沈殿率（Sludge Volume）

エアレーションタンク（曝気槽）内混合液又は返送汚泥を1リットルのメスシリンドーにいれ、30分間静置し

たのち沈殿した汚泥容量をパーセントで表したものを行う。

温室効果ガス

赤外線を吸収し「温室効果」をもたらす気体で、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条では二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの、六ふつ化硫黄(SF_6)、三ふつ化窒素(NF_3)が定められている。

【か】

海岸漂着物

海岸漂着物処理推進法(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律)第2条に定義されており、海岸に漂着したごみその他の汚物または不要物をいう。

概況調査(地下水)

全体的な地下水質の把握を目的とする調査。

化学的酸素要求量(COD)

海域や湖沼の汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、通常過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものである。この数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示している。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する能力を持つ浄化槽をいう。し尿のみを処理する浄化槽は単独処理浄化槽という。

カドミウム(Cd)

カドミウムによる環境汚染は、従来、亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられ、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎臓障害を起こし、カルシウム不足となり骨軟症を起こす。「イタイイタイ病」の原因物質は上流の鉱山の排水及び残さに含まれていたカドミウムといわれている。

環境基準

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を行政上の目標値として定めたものであり、環境基本法第16条に規定されている。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。

環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見

直す一連の手続を「環境マネジメントシステム」という。また、こうした一連のシステム点検作業が「環境監査」と呼ばれている。なお、このシステムの国際規格(ISO14001)が1996年9月1日に正式に発行され、それを受け、我が国でも同年10月20日にJIS化された。

観測井

地盤変動の状況及び地下水位の状態がどのようになっているかを観測するための井戸をいう。

【き】

規制基準

法律又は地方公共団体の条例に基づいて設定された公害の原因となる行為の規制に関する基準であって、事業者等に直接の遵守義務が課せられるものをいう。

揮発性有機化合物(VOC)

インキ、ガソリン及び溶剤(シンナー等)等に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM及び光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ。

嗅覚測定法

悪臭の測定方法は、嗅覚測定法と機器分析法とに大別される。機器分析法が臭気成分の分析を主目的とするのに対し、嗅覚測定法は人間の嗅覚によって臭気の質とその強さを測定することを目的として行われるものであり、三点比較式臭袋法がよく用いられる。

三点比較式臭袋法とは、人の鼻(嗅覚)によって、悪臭の程度を判定する嗅覚測定法の一種。無臭空気を満たした3個1組の袋の1個に原臭気を注入し、数人の判定員(パネル)が嗅ぎわけ、他の2個の袋と区別ができないくなるまで希釈し、その結果を統計的に処理し希釈倍数を求める方法で、これにより得られた希釈倍率を臭気濃度という。また、臭気濃度の常用対数に10を乗じた値を臭気指数という。

98%値

年間にわたる日平均値(n個)のうち低い方から0.98×n番目に入る数値を示す。

近隣騒音

テレビやエアコンなどの家庭用機器や、飲食店等の営業騒音、商業宣伝の拡声器など生活の中で多種多様な音が原因となる。

【く】

空間放射線量

空間放射線量は主に $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (マイクロシーベルト・パー・アワー)や、 nGy/h (ナノグレイ・パー・アワー)等の単位で表される。特に $\mu\text{Sv}/\text{h}$ は人体への影響の程度を示した単位であり、その空間に1時間いたときに受けける放射線量を表している。

グリーン経営認証制度

環境マネジメントシステムの一つであり、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が、グリーン経営(=環境負荷の少ない事業運営)推進マニュアルに基づいて一定レベル以上の取組を行っている事業者を審査し、認証・登録する制度である。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン購入は、環境保全型商品の市場を生み出し、製造者側に環境保全型商品の開発・供給のインセンティブを与えることになり、持続可能な社会経済システムにおいて極めて重要な鍵を握っている。平成8年2月には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発等が行われている。

平成12年5月にはグリーン購入の促進を目的に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」、いわゆるグリーン購入法が制定され、国についてはグリーン購入の義務づけ、地方公共団体に対しては努力義務が課せられた。また、事業者や国民に対してもグリーン購入を求めている。

【け】

継続監視調査（地下水）

汚染が確認された井戸等の経年変化を確認する調査。

健康項目

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいい、次の27項目がある。

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサン

【こ】

公害

環境基本法では「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の発掘のための土地の掘さくによるもの）及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されている。

公害防止協定

地方公共団体と企業、住民団体と企業などの間で、公害防止のために必要な措置を取り決める協定のことをいう。公害規制法を補完し、地域の特殊性に応じた有効な公害規制を弾力的に実施するのに適するため、法律や条例の規制と並ぶ有力な公害防止対策上の手段として広く利用されている。

公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路」をいう。ただし、「下水道法で定めている公共下水道及び

流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、また、この流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

航空機騒音

航空機騒音は、①音が極めて大きい、②金属性の高い周波数成分を含む、③間欠的かつ衝撃的である、④上空で発生するため被害面積が極めて広い、などの特徴がある。環境基準の評価指標は、平成19年12月の告示により加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を採用（平成25年4月施行）することになった。

固定発生源

一移動発生源の項参照

コンパクト＆ネットワークの都市構造

市街地の拡大を抑制して「コンパクト」な市街地を形成するとともに、市内各所と拠点を結ぶ公共交通などの「ネットワーク」の充実を推進する当市が目指す将来都市像。

【さ】

最終処分

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分または海洋投入処分される。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、一般廃棄物及び産業廃棄物を処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（ガラスくず等）、遮断型（有害な産業廃棄物）、管理型（前述以外の産業廃棄物）がある。

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱・水力・風力・バイオマス・地熱など自然の恵みから永久に得られ、継続して利用できるエネルギーをいう。これらは、有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給されるため地球環境への負荷が少なく、地球温暖化対策としても重要視されている。

産業廃棄物

事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する20種類の廃棄物のこと。

【し】

時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）

等価騒音レベルを基本とした指標の一つ。夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の時間帯補正等価騒音レベルであり、次式による。昼夜平均騒音レベルともいう。単位はデシベル（d B）を用いる。

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

ここに、i、j、kは、それぞれ昼間、夕方、夜間の時間帯に発生した単発騒音を表す添え字。 $L_{AE,di}$ 、 $L_{AE,ej}$ 、 $L_{AE,nk}$ は、それぞれの時間帯でのi番目、j番目、k番目の単発騒音暴露レベル。 T_0 は基準の時間

(1 s)、Tは観測1日の時間(86400 s)。
平成25年3月までは、加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)が航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられていた。

ジクロロメタン

有機塩素系溶剤の一種。無色透明の液体、不燃性、水に難溶である。金属・機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使われるなど、洗浄剤・溶剤として優れているが、地下水汚染などの原因物質の一つとなっており環境基準が設定されている。

自動車交通騒音

自動車が道路を走行することに伴い発生する騒音であり、自動車騒音常時監視は、高速道路、国道、県道及び4車線以上の市道等の幹線における、道路端から50m奥までの住居等のうち環境基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握し評価している。

地盤沈下

地表面の沈下現象のこと。沖積地表層の収縮などの自然現象によるものと、地下水の過剰揚水や天然ガスの採取などの人為的原因によるものとがある。

地盤変動量

自然的、人為的要因により生じた地層の膨張、収縮に伴う地表面の変動量。

臭気指数

臭気濃度は数十から数万までの約7桁の幅があり、実感として捉えにくく、取り扱いも不便であることから、臭気濃度を次式により変換したものである。

N	10	20	30	40	50	60	70
S	10	100	1,000	1万	10万	100万	1,000万

$$N = 10 \times \log S \quad N : \text{臭気指数} \quad S : \text{臭気濃度}$$

浄化槽

し尿及び生活雑排水を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。

硝酸性窒素

硝酸塩として含まれている窒素のこと。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかつた窒素分は土壤から溶け出して富栄養化の原因となる。

振動

工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に発生する振動であり、建物に物的被害を与えること、日常生活に影響を与えることにより問題とされている。

振動レベル

振動の加速度をdB(デシベル)で表した公害用振動レベル計に人間の振動感覚に似せた回路を通して測った値をいう。単位はデシベル(dB)を用いる。

【す】

水源かん養機能

地表の水が地下に浸透し、地下水となることをかん養といい、大雨が降った時の急激な増水を抑え(洪水緩和)、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにす

る(水資源貯留)など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能を水源かん養機能という。

水質基準

一般に水質を保全するための基準としては、公共用水域自体の水質が人の健康の保護及び生活環境保全のために維持されることが望ましい基準として定められる環境基準と、工場又は事業場などから公共用水域に排出される水の水質許容限度として定められる排水基準の二つがある。水質基準としては、まず、水域自体の利用目的等による環境基準が定められ、この基準を達成するためのものとして排水基準が定められる。

水準測量

2地点間の高低差を測定し、これを繰り返すことにより地表起伏の高低を測量する方法。

水準点

土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定する場合には、これを用いる。

水生生物調査

環境省水環境部の調査法によると、川底に棲息する肉眼で見える大きさの指標生物(昆虫、貝類等)の種類と数を調べることで、その河川の汚濁の状態を4段階の水質階級のいずれかに判定するものである。

過去から調査時点までの長期間の水質を反映した結果を、比較的簡単に短時間で判定できる等の利点がある。

水生生物の保全に係る項目

水質汚濁に係る環境基準で、水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から設定された項目をいい、全亜鉛、ノニルフェノール、LASが定められている。

水素イオン濃度指数(pH)

酸性・アルカリ性を示す指標で、7.0が中性、これより数値が小さくなるほど強い酸性を示し、また、数値が14.0に近くなるほど強いアルカリ性を示す。

一般に河川水はpH7.0付近、海水はpH8.2付近を示す。

ストレーナー

地下水揚水のため、井戸管に帶水層の崩壊や砂の流入を防止するために設けられた穴あきの採水口。

3R(スリーアール)

リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の3つの頭文字Rをとったもので、1980年代中頃にアメリカで使用されたのが始まりとされている。このほか、この3Rに、リカバー(Recover:回収)を加えた4R、リファーズ(Refuse:ごみになるものを受け取らない、発生源を絶つ)を加えた4R、リペア(Ripar:修理、修繕)を加えた4Rを主張する考え方もある。循環型社会形成推進基本法では、3Rを基本として、処理の優先順位を1リデュース2リユース3リサイクルとしている。

【せ】

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、pH、D.O.、B.O.D.、C.O.D.、S.S.、大腸菌群数などについて定められている。

排水基準については、項目別に定められているが、環境基準については、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められている。

生活雑排水

各家庭から排出される排水（生活排水）には、台所、洗濯、風呂などからの排水と、便所からの排水とがあり、このうち便所からの排水を除いた排水を生活雑排水といふ。生活雑排水は、下水道や合併処理浄化槽に接続している家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁要因の一つとなっている。

生活排水

炊事、洗濯、入浴など日常生活から出される排水を生活雑排水といい、これにし尿と呼ばれるトイレからの排水を加えたものを生活排水といふ。

成層圏オゾン

オゾンは酸素原子3個からなる気体で、大気中のオゾンは成層圏（約10～50km上空）に約90%存在しており、このオゾンの多い層を一般的にオゾン層といふ。成層圏オゾンは、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しており、また紫外線を吸収するため大気を暖める効果があり、地球の気候の形成に大きく関わっている。

生物化学的酸素要求量（B.O.D.）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に分解されるときに消費される酸素の量をいい、単位はmg/Lで表示される。B.O.D.値の高い水は生物的に分解されやすい有機物が多く含まれていることを示している。

生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。定義は様々なものがあるが、「生物の多様性に関する条約」では、「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

ゼロエミッション

廃棄物や熱の自然界への排出（エミッション）をゼロにすること。具体的には、一産業・社会部門における廃棄物・熱を極力その中で再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物等をなくすことをいう。国連大学や国際機関が中心となり提唱・研究されており、完全循環型社会の構築を目指している。

【そ】

騒音

聞く人の主観的判断によるが、日常生活において好ましくない音・無い方が良い音のこと、一般的には次のような音が騒音とされる。①生理的障害を起こすような音、②大きい音、③音質の不快な音、④会話などを妨害する音、⑤勉強・事務の能率を妨害する音、⑥休養・安眠など生活を妨害する音。

騒音レベル

騒音計で測定した騒音の指示値を騒音レベルといい、通常、人間の聴覚特性に似せた回路を通して計った値をいう。単位はボルトを用いていたが、平成5年11月からデシベル（dB）に変更された。

総量規制

一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは、地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

【た】

ダイオキシン類

有機塩素化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD、75種類）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF、135種類）の総称で、主として物の燃焼に伴い非意図的に生成される。

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにダイオキシン類と同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と呼ばれる物質群を含めて、「ダイオキシン類」と定義された。

ダイオキシン類の耐容一日摂取量（TDI）は、人の体重1kg当たり4pgである。

大気汚染

大気汚染とは、工場や事業場の排煙、自動車の排ガスなど、人的活動に伴う有害物質によって大気が汚染されることで、具体的には、硫黄酸化物、ばいじん（スス）、窒素酸化物、重金属、化学物質などがあげられる。

大腸菌群数

大腸菌群とは大腸菌及び大腸菌ときわめてよく似た性質を持つ細菌の総称のこと、環境基準の単位はMPN/100mL（100mL中に含まれる数）である。MPNとは最大確率数の略称で、倍数希釈法を用いて試験を行い、これから出てくる数を確率的に処理し、細菌数を示すものである。また、排水基準の単位は個/cm³であり、し尿汚染の指標として広く用いられている。水浴場の水質判定では、自然由来の大腸菌と区別するため、特にふん便性大腸菌群を調査することとしている。

炭化水素（HC）

塗装・印刷工場・重油等の貯蔵タンク・自動車等から主に発生し、窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

【ち】

地下水塩水化現象

海岸近くで井戸水を多量にくみ上げた場合などに、地下水に海水が混入する現象。

地球温暖化

地球温暖化とは、地球全体の平均気温が上がっていくことを指す。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが示されている。

地球温暖化が進むと、酷暑、干ばつ、台風の大型化、局地的豪雨といった極端な気象現象の増加や、サンゴ礁など環境の変化に適応する能力が限られている生物の死滅、氷床の減少による海面水位の上昇などの危険性が高まるとされている。また、熱中症の増加など人体への影響や、農作物の品質低下や漁獲量の減少など農漁業への影響も懸念されている。

窒素酸化物 (NO_x)

NO、NO₂、N₂O、N₂O₃、N₂O₅などがある。主として、重油、ガソリン、石油などの燃焼により発生するほか、化学工場などからも発生する。大気汚染物質として問題となるのはNO、NO₂である。燃焼によって直接発生するのはNOで、大気中でNOが酸化されることによってNO₂になる。

NO_xは光化学スモッグの発生原因となるほか、人体の中核神経系へ影響を及ぼし、呼吸気道、肺等に障害を与える。

鳥獣保護区

野生鳥獣の保護、繁殖を図るために必要があると認めたとき、環境大臣又は都道府県知事が設定した区域をいう。この区域ではすべての鳥獣の捕獲が禁止され、鳥獣の生息及び繁殖のために必要な保護施設等を設けている。特に鳥獣の保護繁殖を図る必要がある地域を特別保護地区に指定して、開発行為や工作物の設置など鳥獣の生息に影響を及ぼす行為を規制している。

【て】

底質

河川、湖沼、海域等の水底に堆積した砂泥等を一般に底質という。水底の泥は、洪水や浚渫等特殊な事情が生じない限り、過去からの汚染状況を推定するのによい試料となる。また、底質の汚染が水質の悪化、魚介類の汚染、へい死などの原因になることもあります。総水銀とPCBについては汚染の拡大を防止するために暫定除去基準が設定されている。

テトラクロロエチレン

有機塩素系溶剤の一種。無色透明の液体でエーテル様の臭いを有し、揮発性、不燃性、水に難溶である。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に使われるなど洗浄剤・溶剤として優れているが地下水汚染などの原因物質となっており、環境基準が設定されている。

テレメータ

無線又は有線回線を用いて遠隔地の測定期と中央監視局を結び、測定期のデータを中央監視局で一元的に収集処理するもので、コンピュータと通信回線を組み合わ

せてシステム化されている。大気汚染や水質汚濁の状況、環境放射線の監視などに用いられる。

【と】

等価騒音レベル (L_{Aeq})

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の騒音に係る新しい環境基準に採用されている。単位は、dB(デシベル)が用いられる。

特定悪臭物質

特有の臭いを発生する物質は約40万種類にも及ぶといわれている悪臭原因物のなかでも悪臭防止法で指定している、生活環境を損なうおそれのある22物質。アンモニア、硫化水素、アセトアルデヒド等。

特定事業場

水質汚濁防止法では、生産施設等のうち汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として定めているが、この特定施設を設置する工場、事業場を特定事業場という。

都市計画マスターplan

平成4年の都市計画法改正において新たに位置づけられた都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めるもの。

トリクロロエチレン

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に溶けにくく、エーテル、エタノール等の有機溶剤に溶ける。金属、機械部品等の脱脂・洗浄剤、一般溶剤として用いられ、目、鼻、のどを刺激し、繰り返し皮膚に接触すると皮膚炎を起こす。

また、蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害等を起こす。

【な】

75%値

n個の日間平均値を小さい方から並べたとき、0.75×n番目(小数点以下切上げ)にくる数値で、BOD、CODの環境基準達成の判定に用いる。

鉛 (Pb)

鉛による中毒症状としては、骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を起こし、強度の中毒では死亡する。金属鉛は常温では蒸発しないが、粉じんとして吸入し、あるいは経口的に摂取するおそれがある。

【に】

日平均値の2%除外値

年間にわたる日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除いた次の日の平均値である。

例：有効測定日数365日の2% = 7.3日 ≈ 7日間を除外し、8番目に高い日平均値を2%除外値とする。

【の】

ノルマルヘキサン抽出物質

有機溶媒の一種であるノルマルヘキサンにより抽出される不揮発性物質の総称。水中の油分を表すものとして用いられるが、ヘキサンにより抽出されるものは油分

以外に農薬、染料などがある。

【は】

ばい煙

大気汚染防止法等において、次のとおり定められている。

- ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふつ素、ふつ化水素及びふつ化けい素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という。）

ばい煙発生施設

大気汚染防止法では「工場や事業場に設置されるばい煙（SO_x、NO_xなど）を発生・排出する施設のこと、ボイラーや廃棄物焼却炉など、一定規模以上の施設」として定義されている。

なお、青森県公害防止条例により定められているこのような施設は、「ばい煙関係施設」と呼ばれている。

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」をいい、放射性物質及びこれによって汚染された物並びに気体状の排出物を除くすべての汚物が含まれる。

なお、「特別管理一般（産業）廃棄物」とは、一般（産業）廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいう。

排出基準

大気汚染防止法において、工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。現在、排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん及び政令で指定されている有害物質（窒素酸化物、カドミウム及び化合物、塩素及び塩化水素、ふつ素、ふつ化水素及びふつ化けい素並びに鉛及びその化合物）がある。

ばいじん

石炭や石油系の燃料の燃焼に伴い発生するすす等の未燃焼物をいい、このうち大気中に排出されたあと、重くて地上に降りてくるものを降下ばいじんという。

【ひ】

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

空気中を漂う直径 $2.5\mu\text{m}$ （マイクロメートル、1mmの1000分の1）以下の粒子状物質で、吸い込むと肺がんや循環器疾患の原因となると言われている。自動車や工場の排ガス中の化学物質の他、自然由来の火山灰や黄砂にも含まれ、大気中の光化学反応により二次的に生成される場合もある。

砒素（As）

鷦鷯石、石黄等に硫化物として含まれている。砒酸鉛、三酸化砒素などは殺虫剤として農薬に用いられている。

非メタン炭化水素（NMHC）

各種の炭化水素のうち、光化学反応性に乏しいメタンを除いたものをいい、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排ガス、塗装・洗浄工場からの放出、石油タンクやガソリンスタンドからの揮発である。

【ふ】

フィーダー

フィーダーサービスの略。メインポートから、隣接港への支線航路（フィーダー航路）を運送すること。

フィッシュミール

魚粉のことをいい、主に家畜の補足飼料とする。

ふつ素（F）

腐食性に富み、極めて有毒である。低濃度でも植物被害が現れる。アルミニウム製造業、鉄鋼業、りん酸肥料製造業の工場から発生する。

不等沈下

地下地質の違いによって、地表面が不均一に沈下する現象。

浮遊物質（SS）

水に溶けない懸濁性の物質をいい、単位はmg/Lで表示される。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによつて水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

浮遊粉じん（Dust又はSP）

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、物の破碎、選別、土砂の巻上げ、燃料の燃焼過程等で発生する。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものを呼び、環境基準が定められている。

【ほ】

放射性ヨウ素、放射性セシウム

放射性ヨウ素および放射性セシウムは核分裂反応に伴い生じる放射性物質の一種であり、存在量を表すのにBq/kg（ベクレル・パー・キログラム）を単位として使用する。これは1kgあたりどのくらいその放射性物質が含まれるのかを表現しており、食品中に含まれる放射性物質濃度の基準等に用いられている。

放射線モニタリングポスト

放射線モニタリングポストは、大気中の放射線の量（空間放射線量）のうち、 γ （ガンマ線）を連続して測定する装置で、全国47都道府県に設置されている。

ほう素

地殻及び海水に含まれている。ガラスや陶器製造に用いられている。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

人工的に作られた油状の化学物質。主に変圧器やコンデンサ、照明器具の安定器等の電気機器において絶縁油として使用されていたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年に製造が禁止された。

【み】

ミヤマガラス

鳥綱スズメ目カラス科カラス属。くちばしは細くまっすぐで、付け根が灰白色。ユーラシア大陸中緯度地方に分布し、越冬のためほぼ日本全国に飛来する冬鳥。

【も】

モーダルシフト

輸送形態の変換のこと。特に国内での貨物輸送手段をトラックからより低公害で効率的な大量輸送機関である内航海運や鉄道へ転換していくこと。環境問題、交通問題等の解決の一貫として、幹線貨物輸送を内航船にシフトする動きが強まっている。

【ゆ】

有機塩素系化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ドライクリーニング、メッキ、機械の洗浄用等広く使用・生産されていたが、地下水汚染の原因物質として問題になっている。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等については環境基準が設定されている。

【よ】

要監視項目

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目。クロロホルム、クロロエチレン、アンチモン等の27項目が定められ、水質測定結果を評価するための指標（指針値）が設定されている。

要請限度

指定地域内において、自動車の走行に伴って発生する騒音・振動が、この限度を超えることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときには、県公安委員会に交通規制を、道路管理者に舗装・補修等を要請することができる。

溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素量のことをいい、溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。溶解量を左右するのは水温、気圧、塩分などで、汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇したり、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

【り】

リサイクルポート

総合静脈物流拠点港。国土交通省が「循環型社会形成推進基本計画」において、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築に向けた取組を推進するため、静脈物流（人の血管に例えて、製品系の輸送を動脈物流と表現するのに対し、生産や消費活動で排出されたものの輸送を指す）の拠点として指定した港湾のこと。

【る】

類型指定

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示されている。

これに基づき、都道府県において、水質汚濁に関しては現状水質等、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的な地域を当てはめ、指定することをいう。

【ろ】

ローポリウムエアサンプラー法

大気中の浮遊粉じんを採取する装置で、大気の汚染に係る環境基準に定められている粒径10ミクロン以下の「浮遊粒子状物質」を捕集するように作られている。

【B】

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

→生物化学的酸素要求量

B M R C 方式

健康影響調査法（疫学調査法）のひとつ。ロンドンのスマogによる過剰死亡が問題になった後に慢性気管支炎を疫学的に把握する方法としてB M R C 標準質問表が開発された。

【C】

COD (Chemical Oxygen Demand)

→化学的酸素要求量

C O O L C H O I C E (クールチョイス)

日本が掲げる温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。2015年に採択されたパリ協定を踏まえ、日本は2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比で46%削減することを目標としている。

【D】

D O (Dissolved Oxygen)

→溶存酸素量

【I】

I S O 14001

I S Oは、International Organization for Standardizationの略で、日本語で「国際標準化機構」と呼ばれている。本部はスイスのジュネーブにあり、国際的な規格を作成する民間・非営利団体である。

I S Oが作成している規格は、製品に対する仕様を定めた製品規格、試験方法を定めた試験規格、そしてマネジメントシステム規格等合計21,000規格以上に上り、I S O 14001は環境マネジメントシステムに関する規格である。

【K】

K 値（規制）

施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物の排出許容量を求める際に使用する大気汚染防止法で定められた定数である。K 値は地域ごとに定められており、施設が集合して設置される地域ほど規則が厳しく、その値も小さい。

K E S

Kyoto Environmental Management System Standardの頭文字をとった略号で、環境マネジメントシステムの規格の一つである。中小企業を中心に、低コストで取り組みやすい環境マネジメントシステムとして普及している。K E S の登録・審査は、特定非営利活動法人KES環境機構が行い、その協働活動組織として青森県では、青森環境機構A E S が登録・審査を行っている。

【L】

L_{Aeq} →等価騒音レベル

L_{den} →時間帶補正等価騒音レベル

【P】

P C B →ポリ塩化ビフェニル

pg-TEQ

pg (ピコグラム) は1兆分の1グラム ($10^{-12} g$) を表す単位。TEQ (毒性等量) は、毒性の強さが異なるダイオキシン類の毒性の強さを表す方法として、濃度に毒性等価係数 (TEF) を乗じて換算した数値。

pH →水素イオン濃度指数

PM2.5 →微小粒子状物質

ppm (parts per million)

百万分の一という意味の濃度を表す単位で、亜硫酸ガス 1 ppm とは、1 m³の空気中に亜硫酸ガスが 1 cm³混入している状態をいう。

P R T R制度

化学物質の管理システム。P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、届け出たものを集計して公表・開示する仕組み。

【S】

S P M (Suspended Particulate Matter)

→浮遊粒子状物質

S S (Suspended Solids) →浮遊物質

S V (Sludge Volume) →汚泥沈殿率

【T】

T D I (Tolerable Daily Intake)

耐容一日摂取量。ある物質を、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量。

T E U (Twenty-foot Equivalent Unit)

コンテナの本数を20フィート・コンテナに換算した場合の単位。

八戸の環境（令和7年版）

令和8年2月発行

編集発行 八戸市 市民環境部 環境政策課
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
電話 0178-43-9265
FAX 0178-47-0722
E-mail kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp